

擲の義務 (Gruspflicht) を無理にも履行させようとはしなかつたのである。挨拶の義務を履行しないと云ふことは、服従關係を侵す罪を構成するのであるとすれば、この犯罪行為は日々何回となく犯されたわけである。このことは勿論その當時の情勢では何等重大な犯罪現象と云ふを得ないが、然し少くとも紀律の状態を如實に物語るものである。甚しいのは民衛隊の急進分子は自分の制服から階級徽章をもぎとつて了つたものである。豫備役大佐で召集されたF法學博士の如きはこれより常軌を逸したもので、國家の組織せるウインナの民衛隊一ヶ大隊を以つて「赤衛隊」(Rote Garde) を編成し、長期に亘つて絶對侵すべからざる權力を掌握し、民主政體の存續に侮り難き脅威となつてゐたものである。彼の占領してゐる兵營内に於ては、長い間何等法律上の機能を実現せしむることは出来なかつた。従つて當時既に明らかに共產主義に轉向してゐた彼を、その權力ある地位から失脚せしめるには、官憲と社會民主々義指導者との間に久しきに亘る慎重な共同作戦を行はねばならなかつたのである。斯くの如き赤衛隊並にその統卒者の存在それ自體が、謂はゞ繼續的暴動であつた。この場合にもかゝる状態の必然の結果として、斯くの如き重大な連續的軍事的犯罪を處罰しようとするが如き試みは一回だに行はれなかつたのである。但し政治的犯罪の形式の中に相混淆する官憲に對する反抗及び侮辱の如き卑俗な刑法犯は別論である。

サン・ジェルメイン共和國との協約に基き、傭兵軍隊設置の義務が発生し、一九二〇年一月十八日の國防法となり、該年度中に於て遂に民衛隊の廢止を見るに至つた。後掲第十一表は戦争終結後の

二年間に於て、民衛隊の犯罪が如何なりしやを明かにするために、ウインナ軍事裁判に告發せられた人員に就て概觀を與へるものである。

軍事裁判は一九二〇年九月三十日を以て廢止せられた。従つて一九二〇年度分として掲げられたる數字は、假定的數字であるが、但し一月から九月までの實際の數字に其の三分の一を加へたものである。一月から九月までの間に實際發生した數字は括弧を付して添へてある。

(第十一表) a. 重罪

	一九一九年	一九二〇年
軍 事 上	二二二〇〇〇〇〇	八八(六六)〇〇〇〇
身體・生命・風俗ニ對シ	八四〇〇〇〇〇	四三(三三)〇〇〇〇
竊盜及び掠奪	七六〇〇〇〇〇	九九九(七四九)〇〇〇〇
其ノ他	五四三〇〇〇〇	四〇九(三〇七)〇〇〇〇
計	一、五九九〇〇〇〇	一、五三九(一、一五四)〇〇〇〇

b. 輕罪

	一九一九年	一九二〇年
軍 事 上	六七三〇〇〇〇	二九(二二)〇〇〇〇
身體・生命・風俗ニ對シ	八六〇〇〇〇	二五(一九)〇〇〇〇



竊	三九四〇二七・九%	六三三(四六〇)〇七二・五%
盜	二六〇〇一八・四%	一八三(一三七)〇二一・五%
其		
他		
計	一、四一三、一〇〇%	八五〇(六三八)〇一〇〇%
重罪・輕罪合計	三、〇二二	二、三八九(一、七九二)

一九一九年に於ける起訴人員三、〇一二名は、平均人員男約二萬三千名（ウインナに於ける）に比すれば殊の外過大であり、而も有罪判決を受けた者は起訴人員の一部分に過ぎない、と云ふことを考慮に置ても猶且然りである。その理由は主として當時の急迫せる情勢並に既述の如き民衛隊の状態に歸せられる。民衛隊創設に當つては志願者の中から選抜するが如きことは到底思ひもよらぬことで、さればこそ、道徳的に見て格別非難すべからざる者もあるにあつたが、また同時に極めて不都合な人物も採用せられたのである。のみならず、陸軍上層階級の權威が衰退するに至り、何等かの方法によつて効果ある懲罰を科することが出来なくなつたと云ふことは、一方に於ては、軍事的犯罪の多くは全然告發されないと云ふ結果を來し、また他方に於ては、從來懲罰で以つて片付けられてゐた輕罪が、逆に裁判所に告發されると云ふ結果を招いた。斯く觀ずれば、一九一九年に於ける輕罪全體の四七・六%までが、實に軍事に關する輕罪のために告發された者であると云ふ事情も明らかになるであらう。この状態は、使ひものにならぬ人物の免職、効果ある懲罰權の實施と共に、一九二〇年に於ける三・四%に低下してゐるのである。

この兩年に於ては竊盜が壓倒的の大部分を占めてゐるが、これは犯罪統計上周知の一般現象である。然し乍ら一九二〇年の數字が前年のそれより大きいのは何故であらう。惟ふに、個人的經驗より云ふことを許されるならば、一九一九年には一九二〇年に於けるよりも盜難は多かつたのであるが、崩壊直後の年にあつては保安官廳は未曾有の多忙のために、比較的小さい犯罪事件などに隙を潰してはゐられなかつたのである。また民衆の側にあつても警察の斯うした状態を知悉してゐたから、殊更微少な竊盜事件などは之を殆ど告發しなかつたのである。其の他の犯罪に就ても亦推して知るべしである。有罪人員數は民衛隊の實際の犯罪を殆ど推知せしめない。然し本書の他の箇所でも暴行、越權行為、違法な家宅捜査、手當り次第の押収などに就て述べた通りであるが、殊に初期の時代に於ては宛も日常茶飯事の如く行はれたことである。此處にこそ明らかに、およそ動亂時代の政治的軍隊が必然的に有たざるを得ない暗黒面の一切が見られるのである。

「二」 婦 女

世界大戰は婦女に對しても凡ゆる生活部面に互つて完全なる變化を齎した。而もこの變化の深刻さたるや、一九一四年の八月の頃女性にして誰かよく之を豫感し得た者があらうか、寔に大戰は男子の戦ひなるのみならず、實に亦女子の戦ひでもあつた。よしやその戰場と武器は彼と此に於ては全く相



異なるものにもせよ。國土全般を襲つた窮迫の一切はもとより婦女も之を避くるを得なかつたのであるが、然しやゝもすれば、その深刻さは後方に在つて時を空費しつゝある男子よりも甚しかつた。夫や兄弟のみならず、多くの場合家族はその扶養者をも奪はれ、妻は立つて自ら扶養者とならざるを得なかつた。斯くして家族の生活に對する妻の地位が高まれば、勢ひ外に出で、戦士に代つて國民經濟の全機構の中へ跳込まざるを得ない。斯くて全労働市場は婦人によつて大混亂を生じたのである。從來女子労働者を高度に就業せしめてゐた部門、即ち奢侈品産業や纖維工業に於ける失業の發生と同時に、他の部門、即ち男子を必要とするか或は軍需工業が新しく想像も及ばぬ労働の領域を擴張した處にあつては、労働力に對する切實なる需要が生ずる。斯くの如き新しい婦人職業戦線の範圍と多様性の大なることはおよそ想像の及び難いところである。然し例へばウインナ市立疾病共濟基金に保險を掛けてゐる人々を一覽すると多少想像することが出来る。即ち保險加入者の中婦人は、戦前に於ては平均三三%であつたが、この比率は早くも一九一五年には四八%に増大し、一九一七年には最早男子の比率を遙かに凌駕して了つてゐるのである。總てこれ等の婦人が如何なる方法で、また何處で仕事に従事してゐるかと云ふ疑問に對して、E・フロンドリツヒ氏はその戦時に於ける婦人の産業労働に關する調査中に於て簡単に答へてゐる。曰く「至る處で」(thorall)と。(文献第一九號)實際、男子の筋肉労働で今や「良夫」に代つて妻が従事する必要はないと云ふやうな部門は殆ど見當らなかつたのである。「未だ一九一五年の頃には旋盤工は、旋盤には決して女子を従事せしむることは出来な

い、女では恐らく修得することは出来まい、と高言してゐたものである。何ぞ圖らん、今日に於ては數千の婦人が旋盤の前に立つてゐる」。運輸事業に於ては鐵道従業員、電車運轉手、荷馬車挽、郵便集配手などとして婦人が従事し、また炭坑や汽罐場で働く婦人があり、或は起重機を操作する者、精密機械を扱ふ婦人もある。田舎へ行けばまた婦人が鋤を持ち、穀穀を打ち、木も伐つてゐる。これまでは召集された男子の経験せる環境の變化に就て述べたが、今や婦人の體驗せる、男子のそれにも劣らず深刻な生活上の變化に就て言及しなければならぬ。それには戦争が婦人に齎した精神上的の産物をも附加する必要がある。出征せる肉親の身の上を案ずること、戦禍に就いて味ふ苦痛、戦地からの報らせや噂さに就て再三再四覺える昂奮、子供たちの扶養に對する不安、そればかりでなく性的不満もある。この性的不満 (sexuelle Entbehrungen) と云ふ點こそ、婦人犯罪と云ふ關係に於ては特に重視する必要があるのである。蓋し、婦人犯罪がこの性的方面と如何に複雑な關係を有つてゐるかに就ては普く人の知るところであらう。然し乍ら斯くの如き情況の下に在つては、戦争が婦人犯罪に對してどの程度まで影響を及したかを學問的に究明する術がないのである。

もとよりこれに就ても現存の統計材料では役に立たない。オーストリアの統計には輕罪並に違警罪に就て、一向男女を區別してゐない。而も特に財産犯罪に就ては既述の如く男女の別が重要である。財産犯罪例へば竊盜に就ては、重罪及び違警罪を全部合算した數字が漸やく多少信するに足る比較の根據を與へ得るに過ぎないであらう。巨大な戦時經濟犯罪の統計的觀察は男子に就ても不可能であると同じく、女子に就ても亦不可能である。結局其他にも種々の困難が生ずる。即ち、どの犯罪種類に就てみても、小オーストリア國內に於ける女子犯罪數は極めて小さいために、それによつて得たる一切の結論は頗る慎重を



要するのである。従つてこの場合にも、これらの結論を再吟味するために獨逸の統計の助けを藉りることが特に望ましい。既述の如く獨逸の統計材料は、年齢や家族の狀態等微細な分類をしてあるから、貴重な推斷を爲す可能性を與へるのである。

一、婦人犯罪は周知の如く男子犯罪に比し遙かに僅少である。戦前三年間に於ける重罪の年平均は次の如くである。

男子……………八、〇二四

女子……………一、〇六一

即ち女子の重罪犯は男子の約八分の一であつた。違警罪ならば女子の割合はもう少し大きい筈である。とにかく婦人犯罪の少い原因に就ては種々の見解が行はれてゐる。婦人は男子と同等には職業や生存競争に關係してゐないからである、と云ふ説もあるが、然しその點に重大な要因が存在するのであるまい。例へば獨逸に就てみるに、戦前十年間に職業婦人は殆ど倍加してゐるに反し、婦人犯罪は一向増加することなく、却つて男子犯罪が増加してゐるのである。或は説を爲して、家庭に在る妻や娘の社會的地位がより保護されてゐる點を指摘するものもあるが、これも畢竟前説と同巧異曲である。更に或ひは女の心理の特殊性を原因と観る者がある、つまり女性心理の受動性 (Passivität) を指すのであつて、ヴェルフエン氏は之を犯罪豫防劑 (ein krimineller Talisman 犯罪ニ陥ラヌ護符ノ意、譯者) と稱してゐる。また同時に婦人の體力の弱さを指摘するが、これも確かに婦人の暴力犯罪の少いことに就ては關

係があるであらう。然るに又、ロムプロゾー竝にその一派は、別の意味で婦人犯罪がより少いと云ふことを否定してゐる、つまり賣淫と云ふ點に男子犯罪に對する婦人の等價物 (das weibliche Äquivalent) を認めるのである。此處に前述の如き種々の見解に就てこの當否を決定しようとするのではないが、丁度この戦時を觀察してみると前記何れの見解も夫々に或る程度の眞理内容を主張し得るやうに思はれるのである。

確かなことは、戦時中の男子及び女子の受刑者數の割合に大きい變化のあつたことである。女子の百分比は次第に増大する。一九一八年の受刑者は次の如くである。

男子……………六、八五二

女子……………四、二四五

特に顯著なのは成年犯罪者に就ての變化であつて、即ち男三、七八三に對し女は三、二七五である。法廷の光景もまるで一變するに至つた。つまり各二人目の被告は必ず女なのである。然しもとより婦人犯罪が特に取立て、多いと云ふのではない。男子は召集せられ、従つてその犯罪の絶對數も減少してゐるからである。故に婦人犯罪をより正確に觀るには女の有罪人員の絶對數を觀察せねばならぬ。次に掲ぐる第十二表に於ける明瞭な變動に注意して頂きたい。

この意味深長な數字に依れば、戦前三ヶ年間に於ては犯罪は比較的同じ状態を示してゐるが、次には急激な繼續的増加が戦時中を貫いてあり、なほ平和克復後一九二一年に至るまで同様の状態を示



し、一九二一年の犯罪數字は殆ど六倍に達してゐるが其後は緩やかに下降し始めてゐる。またこれ等の數字は、問題の期間中女子人口が増加したと云ふやうな事情によつて歪曲されてゐるのではなく、寧ろ反對に、舊王室領たる三地方の分離の結果女子有責人口は略一〇%減少してゐるのであつて、このことは前述したる消長を一層露骨に物語るものである。

第12表 婦人犯罪

(1911年乃至1933年迄、其後分割サレタルところ、ただんまるく、けるんてん地方ヲモ含ム)

	1911	1912	1913	1914	1915	1916	1917	1918	1919	1920	1921	1922	1923
公務員ニ對スル暴行	—	41	41	—	33	35	26	25	51	66	92	85	83
故意ノ器物毀棄	—	5	3	—	—	25	4	3	2	6	5	4	10
恐喝	—	12	8	—	8	13	11	6	9	5	12	3	19
危険ナル脅迫	—	18	14	—	13	8	8	9	9	8	13	28	21
職權濫用及欺詐	—	9	0	—	0	1	0	0	0	0	9	3	3
風俗犯	—	27	26	—	23	22	12	4	13	13	38	34	50
謀殺	—	4	6	—	3	9	9	11	9	14	6	3	18
故殺	—	2	1	—	3	3	2	1	1	2	3	1	1
墮胎	—	2	70	—	156	134	162	84	50	139	238	376	460

重傷	—	38	36	—	27	25	26	11	13	19	46	43	45
強盜及共犯	—	2	0	—	4	4	1	3	3	6	1	0	1
竊盜及共犯	—	589	597	—	868	1374	2372	3375	3710	4929	4831	4318	2784
横領	—	27	34	—	50	54	79	242	66	118	97	101	75
詐欺	—	180	189	—	195	252	316	359	321	564	399	322	315
其他	—	129	—	—	75	80	37	112	52	50	90	123	154
合 計	1035	1074	1074	—	1458	2089	3065	4245	4309	5939	5930	5445	4039

注目すべきは、増加は既に一九一五年から始つてゐるが、之に反し獨逸に於ける婦人犯罪が戦前の水準を壓倒し去つたのは、漸やく一九一七年であると云ふ事實である。然しこれは勿論この數字の構成状態を検討しなければならぬことである。蓋し誤謬の甚しきは、斯くの如き急激な繼續的增加より女子犯罪の何れの犯罪種類並に何れの人間群にあつても相等しく増加してゐると云ふが如き結論を下すに如くものはあるまい。

この觀點に於て最も示唆に富むものは獨逸國統計の成果である。フォン・コッペンフェルス氏(文献第四二號)は犯罪を三つに分類し、婦人犯罪の消長を各年齢別に觀察し、さうして一九一七年を戦前と比較したのである。その結果は以下の如くである。全體犯罪は一九一七年に於て三十歳以下は戦



前より悪い状態に在るが、之に反しそれ以上の年齢に就て見ると戦前より良好である。個々の犯罪群に就て云ふならば、國家竝に公の秩序に對する犯罪に就ては、一九一七年には唯少年のみが戦前の状態を凌駕してあり、人に對する犯罪に就ては年齢を問はず戦前以下に在り、財産犯罪に就ては年齢を問はず平常の状態を超へてゐるのである。

以上のことから次の如く讀み取ることが出来る。一、全體犯罪の増加はこの三箇の犯罪群の中では主として財産犯罪の増加の結果である。二、全體犯罪の増加は主として若い年齢即ち三十歳未満の婦人にその責任がある。従つて女子の戦時犯罪の増加は若い婦人の財産犯罪増加の結果であると謂はねばならぬ。然しこの結論もよく注意してみるならば、前記の犯罪群を全部であると看做す限に於てのみ正しいのである。各箇の犯罪群の中には場合によつては異なる消長を示すものがある。更にコッペンフェルス氏は、未婚者の犯罪は増加したに反し既婚婦人のそれは却つて減少してゐることを認めてゐる。故に全體犯罪の姿を支配するものは未婚の若い婦人であると思はれる。

同様のことはオーストリアに就ても主張することが出来る筈である。以下各箇の犯罪群を觀察してみよう。

二、國家竝に公共團體に對する犯罪に關しては、オーストリア國の記録によれば唯一つの犯罪を除いてはこれと云ふものが全然ない。それでなくとも従前婦人が關與することは極めて稀な特殊政治犯罪が特に増加したであらうとは考へられないところである。之に反し崩壊後職權濫用が比較的明瞭に浮立つてゐることは著しい點である。この犯罪は従前婦人に就てはこれ程には殆ど現れなかつたのであるが、それに就ては既に第三章三節に述べた通りである。更に注目すべきは、婦人が兵役免除詐欺 (Militärbefreiungsschwindel) に關係すれば盡く成功したらしいと云ふことである。例へば一九一七年婦人の一團が起訴されたが、この一味は多數の軍人にデキタリスやアスピリンや舍利鹽などを服用せしめて病氣にさせ、其の結果上官の裁斷の動機を作らしめ、而も亦召集解除や希望の勤務替の周旋を行つて之に成功したのである。最後に統計的證明無くとも確認することが出来るのは、婦人が各種の暴利犯罪に活潑に關與した點である。婦人は一方では食品店の主人として、或は農民の妻として、また他方では家庭の主婦として、却つて暴利犯罪に於てこそ不斷の誘惑に曝らされてゐた。暴利取締局の報告にはそれに關する澤山の實例が記載せられてゐる。

獨逸では國家竝に公の秩序に對する犯罪は著しく減少した。このことは勿論さして重大ではない、つまりこの犯罪群は營業取締規則や勞働者保護法などの違反行爲までも包含してゐるからである。而もこれ等の法規の規定は、戦時中は或は形式上、或は事實上無効となつてゐたのである。この犯罪群の中でも重大な犯罪、例へば官吏に對する暴行、囚人の逃走、騒擾、職務犯罪などは著しく不良な傾向を示してゐる。官吏に對する暴行に就てはオーストリアに於ても同様であるが、これに關しては後に言及したいと思ふ。

三、婦人の暴力犯罪は、オーストリアの統計に少くとも重罪として分類してある部分に就ては明かに示されてゐる。が勿論數字は小さい、而もそれにも拘らずこの犯罪の消息を窺ふに足るものであ



る。先づ謀殺に就て見ると、これは婦人犯罪に於ても特殊な地位を占めてゐるのであつて其の他の純粹な暴力犯罪（官吏に對する暴行、危険なる脅迫、故殺、重傷害）は戰事中引續き減少を示してゐる。即ち戰前の九二から戰爭最後の年には四二に減少し、それ以後却つて再び増加して一九二一年乃至一九二三年には戰前の水準を遙かに凌駕してゐるのである。これを以て、戰時中の男子暴力犯罪の減少することは年齢上體力旺盛な者の召集に歸せらるべきでなく、また婦人犯罪にとつて決して同等の價値を有し得ない酒類の缺乏にも關係があるのでなく、むしろ一般の精神的沈滞と肉體の營養不足、それにまた喧嘩口論などに係り合つてゐられない壓迫と云ふやうなことが、男女の何れに就ても、戰時中この犯罪の減少したことの決定的な因子でなければならぬと云ふ點に更に新しい證明を提供するものであると見れば、前述の現象は寔に興味深きものがあるのである。

特に官吏に對する暴行を見るに、婦人の數字は一九一八年までは低下する、然し爾後男子よりも急速に増加し、而も相對的には男子よりもより大であり戰前の二倍をもなほ凌駕してゐる。獨逸では右の趨勢は一層顯著であつて、婦人の官吏に對する反抗罪は既に一九一六年戰前の状態を遙かに越え、而もこの犯罪には殊に三十歳以上の既婚婦人が關與してゐるのである。斯くの如き奇妙な現象の生じた理由は恐らく、特に頻繁に官吏と接觸するのは家庭婦人であると云ふ點及び食料品統制時代には家庭婦人にとつては殆ど毎日の如く軋轢を生ずる機會があると云ふ點に存するのではあるまいか。獨逸に於てこの犯罪が既に戰事中から増加しつゝあつたこと、少し遅れてオーストリアに於てもこの犯罪

が著しく増加したこと等を觀察し、更に重傷害罪並に危険なる脅迫罪が婦人にあつては一九二二年から戰前の状態を越えてゐるに反し、男子犯罪は未だその當時にはそれ程の事態に立至つてゐなかつた、と云ふことをも考慮するときは、恐らくは正しくこの點にこそ女性の著しい野蠻化の證據が存するものと謂はねばなるまい。而も亦獨逸婦人が騷擾や重大なる家庭侵入の如き典型的男子犯罪たるべきものに戰後重大な關係を有つに至つたことは、實に這般の消息を語り得て餘りがあるのである。（このことは恐らく食料品店への亂暴な侵入や、農園の掠奪等の結果であらう）。斯くの如き事實に直面しては、得てして婦人犯罪の男性化（*Vermännlichung der weiblichen Kriminalität*）を唱へ、而もこの現象たるや、戰時中顯著な事實であり且つ日を逐ふて深刻化して行つた婦人の職業並に社會的地位の男性化と云ふ點に恐らくは心理學的にも社會學的にも充分な根據が存するのであらう、と云ひたくなるのである。

またこの命題を支持する他の一つものとして、獨逸に於ても亦恐らくはオーストリアに於ても、婦人がそのために相當屢々法廷に立たされてゐた侮辱罪の有罪判決が、戰時中は實際上怒りつぽく神經質になる誘因があり餘つてゐたに拘らず却つて減少したと云ふことを考へ得るであらう。然し婦人はあの非常時局下にあつては金棒引や口論や痴話喧嘩に浮身をやつしたりして、下らぬことで裁判所の御厄介になるやうなそんな邊などはなかつたのである。プリンチング氏の主張するところに依れば（文献第五三）労働者は通常侮辱罪のために裁判所の手を煩はすことは殆ど稀であるが、大戰が労働



者をして非常に不精者にしたと云ふことは立證されたと云ふのである。

二つの犯罪群、即ち一つは過失殺人他は謀殺であるが、これ等は一種獨特の意味を有し、その數に至つては成程大きくはないが、然しその徴候的意義に至つては見逃すことが出来ない。婦人の過失犯 (fahrlässige Delikte) に就てはオーストリアの統計には掲げてないが、獨逸の統計によればこの犯罪は戦争の後半期に於ては少なからず増加し、而もその増加は中年婦人の犯罪に歸せらるべきものである。例へば過失傷害は戦前に比し五〇%の増加を示してゐる。その理由は恐らく不熟練女子労働者を危険な業務に使用することが多くなつた點、即ち市街電車等で婦人を大量に雇傭し速成訓練を行ふ點にあるのであらう。この速成訓練は日々の餘りに長い労働時間と相俟つて必然事故の増加を伴はざるを得ないのである。(文献第四二)

謀殺に就ては獨特に考察の必要がある。この犯罪は既述の如く、戦時中を以て通常の暴力犯と同程度には決して減少しなかつた。殊に婦人に就ては毫も減少しないのみならず却つて謀殺數が著しく増加してゐる。而も——よしんば絶対數は僅少であるにしても——犯罪の重大なる場合に殊に著しい割合を占めてゐるのである。戦前二ヶ年には婦人の謀殺判決合計十件、戦争前半の二年間には十二件、後半の二年間には二十件、次の崩壊時代の二年間には二十三件である。その後は減少し始めてゐるが、それでも一九二三年だけで十八件である。従つて先に吾々が「人命の價値の低下」(Entwertung des Menschenlebens) と稱し且つ戦争末期崩壊時代の特徵であつた例の現象をこの場合にも見

ることが出来る。同時に右の數字は、一般に戦争の野蠻的影響と云ふことを主張し得るならば、この影響は決して直接戦争に参加せる者のみに限られないと云ふことの證左となる。戦争状態のためにこの犯罪に對して當然生ずべき憎惡感が弱められたものとすれば、殊に婦人にあつてはあの當時屢々見られた夫婦間の軋轢と云ふことが一役買つてゐることであらう。蓋し、婦人にあつては寧ろ夫殺しや情夫殺しが比較的多いと云ふことは、既に平和な時代に於ても知られてゐるところである。

四、大體今まで述べてきた犯罪ならば戦時中の婦人犯罪は往年よりは少ない。然しその反對の場合であつてたとひその相對的增加は極めて大であるにしても、その絶対數の全體犯罪に對する割合は爾々重大なものではないのである。婦人犯罪の中で數字上優勢なのは主として財産犯罪である。戦前に於てもその通りであつた。財産犯罪は婦人犯罪全體の四分の三以上を占め従つて數字上の趨勢は専ら之によつて定まるのである。然し吾々の觀察した期間内では、この状態ははるかに遅れて現はれ、結局一九二〇年に至つて竊盜、横領、詐欺の重罪で處罰された者は全重罪受刑者の約九六%以上を占めてゐる。婦人の重罪と云へば殆ど財産犯罪ばかりとなり、その他に數字上見るべきものとしては、精々のところ墮胎ぐひらなものである。

右に擧げた三つの犯罪は何れも、戦時並に戦後を通じ驚くべき増加を示してゐる。この動きは全く獨逸と同様に早くも一九一五年に始まり、而も既に一九一六年には戦前の二倍に達する。殊に竊盜は



依然としてこの調子を續け而も獨逸よりもなほ急速である。(これは罪の輕重を定める貨幣價値の低落と關係があるであらう) 一方詐欺と横領には幾分動搖があるに反し竊盜はその最高記録を示した一九二〇年には戦前の八倍を凌駕し(一九一三年五九七、一九二〇年四九二九)やがて極めて除々に下降する。一九二三年に至つて漸く非常な好轉を示してはゐるがそれでも猶依然して戦前の數倍を下らな

5。  
戦前には婦人の竊盜數は男子のそれより遙かに下位にあつたのであるが、崩壊時代(一八一八年乃至一九二二年)の五年間には、男子の戦前の状態よりも高い。即ち、婦人は平常の男子より多く、盜むのである。これに就ても亦犯罪の男性化と云ふことが云へるが猶その他の見地からも謂へる。即ち獨逸の統計によれば、重竊盜就中侵入盜は常に典型的男子犯罪であつたに拘らず、この時代には婦人のそれが單純竊盜よりも一層急激に増加してゐるのである。女の忍び込み——これ正に戦時獨特の現象と云はねばならぬ。

これら全犯罪の形式と原因に關しては第三章三節に述べたところを参照せられたひ。此處では單に其他二三の微細な點を述べる積りである。それは勿論たゞ獨逸統計から推定せられるに過ぎないが、恐らくオーストリアの状態に就ても類推して適用することが出来ると思ふ。竊盜數のあのやうな増加に付ては戦前と同様に、既婚婦人と未婚者は大體同じ割合を保つてゐる。未婚者にあつては就中二十五歳迄の妙齡の婦人が多く、絶對數に於て最大であるのみならず相對的にも極めて著しい増加を

示してゐる。既婚者に就て云へば三十歳乃至四十歳の間である。前者にあつては輕卒(Laichstun)後者にあつて家庭の母たる者の困窮が決定的な原因であつた。次の點は一層重大であると思ふ。即ち前科ある婦人の割合は戦時には減少してゐることである。(一九一三年三一・七%、一九一七年二四・八%)。同様に女の窃盜累犯者も全體が増加してゐる程それ程甚しく増加してゐない。而も女の詐欺累犯者に至つては却つて絶對數の上からも減少を見せてゐる。由之觀是、財産犯罪の増加は例の職業的女泥棒の活躍が劇しくなつたことに歸せらるべきでなく、寧ろ寔に痛ましい現象即ち初犯者の劇増に歸せられるべきである。斯くの如く多くの婦女子は平常ならばその身を持つることが出来たのであるが、戦時の言語に絶する窮乏と誘惑のために遂に墮落の淵に陥つたのである。

たとひ獨逸では女の贓物故賣が著しく——女竊盜より急激に——増加したとしても、それは職業的な故賣犯が横行するに至つたためであるかの如く解すべきではなく、寧ろ想像ではあるが平素は堅く暮してゐる婦人でも盜品とは知りつゝも家庭の必要のために買ひ求めたためであると思ふべきものであらう。即ち、一般的物資缺乏の際にあつては買へる物なら何でも買つたし、而も賣手の提供する品が竊取したものであらうと、或は闇取引したものであらうとそんなことは大した問題ではなかつたのである。贓物故賣はオーストリアの統計では特に顯著と云ふわけではない、然し婦人が「竊盜の共犯」(Diebstahlsteilnehmung)及びその當時極めて著しく増加してきた「疑しき購入」(verdächtig Ankauf)に全く驚く程の關與を示したことは疑ふ餘地がないのである。



五、偕て纏つて今一つの犯罪群を觀察しなければならぬが、これは成程法律上は極めて多種多様な類型事實 (Tatbestände) を包含するが、然し心理學上は性的な基礎を共有してあり、従つて戦争が爲し遂げた如き性生活と密接な關係ある時代世相に觸れずに濟すことは到底出來ない。こゝに犯罪とは即ち風俗犯及び嬰兒殺竝に墮胎である。

婦人の風俗犯罪と云ふものは一般に僅少なものである。これに屬する唯一の犯罪は媒合容止 (Kuppelverbot) であつて、これは多くは婦人によつて行はれるものであり却つて男子よりも多い。ところが戦時中は婦人の風俗犯は繼續的に減少し戦時末期には最早殆どそれがために處罰されたる者を見ない有様である。然しやがて再び増加し始め一九二三年には殆ど戦前の二倍にも達してゐる。總てこの様な動きは媒合容止の有罪判決によつて左右されてゐるものと考へるべきであらうし、更に、同じく獨逸に於ても媒合容止は戦時中著しく減少したであらうと考へねばなるまひ。これは兩國共に後方に於ける男子の不足と關係があるはもとよりとするも、寧ろヘンチヒ氏 (文献二九、三〇) の指摘する如き他の事情とも關係がある。即ち、戦争時代に漸く自立するやうになつた娘達は寧ろ容易に相手の男と直接取引を始めるやうになつた爲めに、最早媒合者の介在を必要としなくなつたのであると考へられる。然るに平和克復後若い兵士たちが歸還し、而も經濟的に見捨てられ性的不滿を持つ女たちが群れ集つたとすれば、「戀愛市場」(Liebesmarkt) に時ならぬ好景氣が出現することは當然であつた。にも拘らず媒合容止罪が戦争直後急激には増加せず寧ろ獨逸に於ては引續き減少を見たのであつて、こ

のことは畢竟前述の如く娘たちの心理的態度の變化せる結果であり、更にこの時代の風潮を如實に反映せる集團結婚 (das massenhafte Heiraten) の結果であらう。もとより媒合容止罪に就てこそ、その有罪判決數に基いて行き過ぎた結論を下してはならない。蓋し、これが數字は其の他の犯罪の場合よりは官憲の訴追意思 (Verfolgungswillen) 如何に係つてあり、而もそれは戦後に於ては著しく萎微してゐたからである。

今一つの風俗犯は姦通 (der Ehebruch) であるが、これは寧ろ當時にあつては、統計數字だけしか知らない者が考へるよりは遙かに大きい社會的破壊の原因となつたものである。但しオーストリアにはこれに關する統計は存在しない。而も獨逸の數字は處罰された姦夫姦婦の著しい減少を示してゐる。然しこれは一向問題ではない。と云ふのは、良人が不在であると云ふことは當然發覺の可能性を著しく困難にしたからである。のみならず獨逸の法律によれば姦通のために難婚するに至ることを處罰の條件としてゐたのであるが、戦地にある良人はどうして離婚訴訟を提起し處罰を請求するか、恐らく殆どそんな氣も起らずまたそうする術もなかつたであらうことは呟くするまでもないところである。總て上述のことは依然として、姦通が驚くばかり流行したと云ふ、この否定する由もなく、また未だ曾つて否定せられたことのない事實に對し、微塵の變更をも與へるものではないのである。ヴェルフェン氏はこれを稱して姦通の凱旋行列 (einer Triumphzug des Ehebruchs) と云つてゐる。(文献第七二) 斯く云ふも良人が遠く離れてゐること、そして妻を取巻く無數の誘惑があることを思へ



ば何ら驚くまでもないことである。誘惑とは即ち戦時産業に於ける深夜作業、寢臺の交替制 (Das Bett-tagerunwesen) 農村部落に於ける捕虜との共同生活等である。戦時中如何に多くの夫婦が手輕に結ばれたか、而もこの一見深かさうな夫婦の縁が姦通のため如何に多く断たれたか、それは数字の上では成程證明は出来ないにせよ、右のやうな情況に徴すれば結婚解消の頻度の驚くばかり大きいことは今更怪しむ餘地がない。例へばウイennaの如き、戦後に於ける結婚解消の数字は戦前の約三倍に達してゐるのである。

この時代の道德状態はまた別の數系列即ち嬰兒殺と墮胎 (Kindesötung und Abtreibung) に反映してゐることは興味深きものがある。この二つの犯罪が戦時中一層多くなつたことは争ふ餘地がない。これは嬰兒殺に就てもオーストリアの統計からは見ることを得ないのであるが、獨逸の統計は戦前の平均に比し明かに増加を示してゐる。然し吾々の主張の正當なることを證するものとしては、類似の誘因に由来する墮胎犯罪を指摘せねばなるまひ。獨逸に於ては勿論これが有罪判決は戦時中却つて減少してゐるのではあるが、然しこの良好な消長は單なる假象 (ein Schein) に過ぎない。蓋し、一九一七年に於ては戦前よりも一七%方有罪判決が少いが、この年は同時に出生兒も五二・五%の減少を示してゐるのである。この二つの數字によつて觀るも墮胎犯罪の事態が良好であると云ふことは正に逆轉する。正常ならば、妊娠の減少に伴ひ出生兒に墮胎は同率の減少を示すべきものであらう。(文献第四二) 而も戦後に至つてはその増加は全く著しいものがある。實に「墮胎罪の共犯關係者が被告席

を埋めつくしてゐた」のである。(文献第七一) オーストリアに於ける事態は一層明瞭である。一九一五年には既に戦前の有罪人員數の二倍以上となり一九一六年には一層増加してゐる。當時検事總長は報じて曰く「墮胎の増加は著しきものがあり、人妻と云はず處女と云はず凡ゆる階級の女が之に關係してゐる」と、この最初の頂點から、數字は一九一九年までは下降し、續いて急峻な上昇を辿り、一九二三年には戦前の六倍以上にも達してゐる。然しこの數字も出生數と對比してこそ甫めて真相を語るものである。手許にある統計材料ではウイennaに就てのみ對比し得るに過ぎない。こゝには出生數千人に對する墮胎罪の有罪判決人員の割合を掲げておく。

一九二二年	一九二三年	一九二五年	一九二六年	一九二七年	一九二八年	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年
一・〇	一・四	四・〇	五・三	五・〇	一・六	〇・七	二・三	四・三	七・六	五・六

斯くの如く二つの頂點(一九一六年及び一九二二年)を有する數系列を正しく評價することは爾く簡單ではない。殊に、この場合には有罪人員は極めて僅少であり必しも實際上行はれた犯罪數に相應する割合を示さないからである。この點に付ては警察の事務報告中にある附屬書類を見ると面色い。即ちそれによると軍事警察の目的から實施された通信檢閲によつて、それまで隠されてゐた墮胎犯罪が曝露されたと云ふことである。然し一般には、獨逸に於てもオーストリアに於てもこの犯罪に對



する訴追は著しく萎微してゐたであらう。崩壊時代に就ては全く確實に謂ひ得ることである。自由歡喜の時代、即ち種々の講演や映畫の演技等に於て「己が肉體に對する妻の權利」(das Recht der Frau über den eigenen Leib) と云ふことが大袈裟にふり廻はされてゐた時代はまた、墮胎犯罪を熱心に訴追せんとする時代では決してなかつたのである。従つてこれが有罪判決の数が少いとしてもそれは確かに單なる一箇の幻像でしかないのである。然しなほ墮胎の増加を證明することはさして困難ではない。先づ良人が召集されたことが、身重の妻をして苦しい立場に追ひやることによつて生ずる捨鉢な気分が一役買つてゐるであらうし、またそれに加ふるに困窮があり従つて娘も人妻も工場に飛込んで不馴れな且つ困難な仕事を探さざるを得ないのである。要するに風紀を悪化せしめる勞働施設の状態はまたそれに相應しい結果を生せしめたのである。軍需工場に就てブエレルズドルフ氏の報告してゐるところによれば、娘たちの寢所はたゞ一枚の幕によつて若者と隔てられてゐるに過ぎなかつたが、やがて毎日の如く出産が増えてゆくの助産所を設けざるを得なくなつたとのことである。(文献第三一)こゝに注目すべきは、一九一六年獨逸に於ける數字は比較的大きいが、それは主として既婚の、そして相當年輩の婦人の責に歸せられる點である。(一九一〇年と比較するに、既婚婦人の場合の相對數は著しく増加し、未婚婦人にあつては略同様である。二十五歳未満の婦人に就ては減少し、それ以上の年令の婦人にあつては増加してゐる。(文献第四二)この相當年輩の既婚婦人は既に相當の家族を擁してゐるに拘らず、更に赤ん坊が生れることになれば、經濟狀態の悪化に直面しては

特に苦痛を感じるに違ひないし、かてゝ加へてこれ等の婦人は戰時末期に至れば一層廣汎に産業勞働に吸收されたであらう。而もこれ等の仕事はそれ以前に於ては専ら未婚婦人の仕事であつたのである。また多くの出征兵士の妻は (Kriegsfrauen) 自己の犯した不貞の結果を良人の歸還する前に處理しておきたいと云ふ切なる願ひに支配せられたに違ひないのである。とにかく戰後法外に數字が増大したことは斯くの如き生活上の困窮のみを以つてしては充分に説明し盡すことは出來ない。もちろん經濟的崩壊のために子供を育てやうとする希望も可能性も、中産階級より遙かに越へて上層階級に至るまで、極度に打摧かれて、而もそればかりでなく、不可避の住宅難があり、子供が一人でも生れることは場合によつては一家の不幸を招來することがあつたことは云ふまでもないのである。また頂點を示す一九二二年は奇しくも正に大インフレーションの年であつたことを忘れてはならぬ。然し決して以上に盡きるわけではない。實際は眞實の出來事の僅かな指數たるに過ぎないこの數字がかくまでに急増したと云ふことは、抑々凡ゆる階級に彌蔓せる男女關係の放恣紊亂を證明する以外の何者でもないのである。加ふるにまた、今や指導勢力を得た一派の者共が人間の自己の肉體に對する自由なる處分權と云ふことから出發して、一體道德的犯罪とは墮胎ではなくして、寧ろそれを刑法上訴追することである、と云ふが如き牽強附會を敢てするに至つた影響をも考へねばならぬのである。

六、婦人犯罪の觀察と相關聯して賣淫 (Prostitution) と云ふ問題に觸れざるを得ない。それは唯にロムプロゾーの説に従へば男子犯罪に對する婦人犯罪の等價物 (das weibliche Gegenstück) たるが



故にのみならず、寧ろ賣淫その者がオーストリアの法律上の場合によつては犯罪と認められ、更に賣淫の周囲にはそれから榮養と生活力とを興へられてゐる媒合容止や竊盜の如き典型的な男女の犯罪が蟻の甘きに付くが如く群集してゐるが故にである。ともあれその何れにもせよ、或る時代の犯罪徴表學的全貌は賣淫から觀察し始めてこそ特に徹底せる解釋が得られるであらう。

そも、賣淫は典型的な大都市の現象である。故に吾々の觀察はウインナの狀態に留めて充分であり、而も亦そのためには有り餘る程の材料があるに於ておやである。

ウインナは公娼制度を採つてゐるが、それは單に十八歳以上の女で、自らの自由意志で風紀警察の監督を受ける者のみに許してゐる。娼妓の行狀が娼妓取締規則に違反した場合に處罰されるに過ぎない。これに反し取締を受けない女の營業としての賣淫即ち所謂私娼は嚴重に處罰される。(以下文獻第十二參照)

1. 先づ公娼制度に就て云ふならば、戰爭の影響は娼妓の著しい減少に現れてゐる。戦前の一、八七九名から漸次減少して遂に一、〇七〇名となり、それから除々に増加したが、それでも戦前の水準に達することはなかつた。この減少は明かに戰爭によつて惹起された經濟狀態と密接な關係がある。即ち一方に於ては、衣服や靴を調達することの困難さが街頭の商賣を困難ならしめたこと、他方では、勞働力に對する空前の需要が生じて仕事口を豊富に提供したことである。斯くの如き誘因が多數の公娼をして警察の羈絆を脱して他の職に就かしむることになつたのである。またポーランド人、ハンガリア人、ルーマニヤ人等の外國女が押寄せて來て次第にウインナの街を横行するやうになつた、

めに商賣が乾上つて了つたこと、また最後に、多數の娘たちは兵站部に移動して行つて其處で商賣の新しい顧客を見付けたことなども原因である。若し吾々が之等の公娼の個人的狀態を一瞥するならば更に重大な戰爭の影響が判る。即ち彼女等の大半は未成年者であつて、未成年の婦女は大體から云へば、他に何等の方法もない時最後の手段として公娼になるものだと云ふことは極めて重大な點である。更に、未成年者の中で花柳病の傳染者は戦後には九六%に達したことである。また娼妓の四七%は父親のないこと、離婚者の占むる割合は二倍に達すること、最後により高級な職業群や社會層からも公娼に雪崩れ込んでくるやうになつたことなどはまた一つの戰爭の結果であらう。最後の點に付てはなほ説明する必要がある。

2. 若しこの公娼の減少を以つて何等か良好なる趨勢でもあるかの如く考へるならば蓋しこれより大なる謬論はあるまじ、寧ろ警察の記録によれば密賣淫 (die geheime Prostitution) は空前の増大を來し、ために職業としての淫行は減少しないばかりか却つて一層危険な形式を採るに至つたと云ふことが判る。一層危険となつたと云ふのは、密賣淫は病毒の傳播竝に少年を墮落せしむる極めて大きい可能性を隨伴するからである。然しこの職業的賣淫と云ふ形式こそ吾々の興味を惹かざるを得ないものである。即ち一方では國家は公娼の範圍を定めてゐるのに、私娼の發展は自由であり、従つて私娼はその當時の性的風俗の狀態を象徴するものだからである。然し斯様な觀察を爲すに當つては推測に立脚することは云ふまでもない。年々賣淫で逮捕された人員は、この犯罪にあつては實際上この商賣



に従事した者の極く僅かな部分を示すに過ぎないからである。此處に注意せねばならぬことは、正にその時代に於ては特に重視して究明せばならぬ賣淫の新形式が現れたことである。一九一八年警視廳の報告は曰く「現下主たる役割を演じつゝあるは機會的賣淫者 ( Gelegenheits Prostituete ) なるが、こは即ち婦人にして正當の業務は之を有するも、その収入を以つてしては支出を償ふに足らず、因つてその機會にあらば春を賣らんとする者なり。これ等は通常街頭に於て男子を誘惑するに非ずして、喫茶店等に於て男子に接近し、相携へて時間貸ホテル ( die Stundenhotels ) に出入す。斯かる賣淫の新しき形式は當然警察機關の賣淫防止を極めて困難ならしむるなり。蓋し斯かる惡風を剪除せんとせば、一人の私娼を識認しこれが拘留を正當付けんがためにも長時間に互る視察を要すべければなり」と、さてこの方面に於て唯一の喜ぶべき戦時の現象は婦女賣買 ( Mädchenhandel ) が國境閉鎖の結果殆どその跡を絶つに至つた點である。

數字上の消長は右に觀察したことゝは凡そ全く別物の觀を呈する。ウイenna警視廳の風紀係によつて逮捕された私娼は次の如くである。

戦前五年間平均	六二七
戦時	八六〇
戦後	二、五三〇

これ等の數字を評價するに當つて注意すべきは、戦時に關する報告は何等比較の根據と爲すに足りないことである。官吏の不足のために風紀警察上の内偵は極めて小規模に行はれてゐるに過ぎないからである。(とにかく一九一七年などには二

千名に餘る女が素行不良のためにウイennaから放逐された、換言すればそれだけが罪を免れたわけである。戦後に至り内偵は再び峻烈となり、その結果一九一八年に於ける七六〇から一九一九年に於ける二、三七四に急増した。このことは一方に於ては云ふまでもなく、崩壊後私娼の黙視すべからざるまでに増加したことを理由として職員を増加を行はざるを得ざるに至つた點をも考慮に入れておかねばならぬ。因みにこゝに掲げた數字はウイennaに於て檢舉された私娼の全部を包含するものではない。私娼の檢舉に當つたのは風紀係ばかりでなく司法警察官も亦之に従事したからである。然し全體の數字は漸やく一九一八年から判つてゐるに過ぎない。がこの年に於ても統計は五、五四〇と云ふ合計を示し、一九二〇年には頂點に達し七、六二七となり、爾後は漸減してゐる。

兎に角前述のところより認められる點は、私娼は戦時中漸増し、戦後に於ては急激に増大し戦前の凡そ四倍に達することである。之等の數字を説明せんとする前に、再び此處に問題となつてゐる人間素材の個人的側面を觀察せねばならぬ。それは風紀取締係の報告並にヘドウィック・ホフマン氏、カルラ・ツアグリツ氏がこの方面に於ける豊富な職務上の經驗を公表したところの報告書によつて行はれるのである。(文献第三一、七三、及び一二)

先づ逮捕せられた者の年齢に就て見るに、他の場合にも亦年少者が極めて多く關係してゐることは特に罪を加重すべき一つの情狀となつてゐる。大半は年少者であつて、斯うした年若い者の無思慮であることを思へば花柳病が特に多いとしても怪しむに足りないところである。ホフマン氏が取扱つた患者約六千名の中五六・六%は二十歳以下である。然し特にこの間の消息を傳へ且つ戦後の状態を深刻に洞察せしむるものは、これ等の娼婦は如何なる階層の出身者であるか、と云ふ疑問に對する解答



である。一切の環境の推移と云ふものは此處に明瞭となる。一九一二年に於ては被拘留者は殆ど未婚の家事手傳人、下女の外はほんの僅かばかり知能的職業の出身者があるに過ぎなかつた。然るに一九二〇年には、被逮捕者の中三七七名は事務員、一四名は齒科技工及び齒科醫助手、八名は將校の妻、五七一名は無職ではあるが中産階級に屬する者であつた。

戦前と戦後を比較するに、家事手傳女百に對する女事務員の割合は次の如くである。

一九一二年——八・七、一九二〇年——八四・五

風俗頹廢の傾向が中産階級へ滲透して行つたことは、この點に關してクスターノイブルグの治療所が提供してくれた數字によつても確認せられる。一九二〇年にこの治療所にあつた七五名の私娼患者の中八六名は官吏の娘、二三一名は獨立の營業を営む者の娘及び地主の娘であつた。一九二三年の最初の三ヶ月間に就て官廳の報告するところによると、被拘留者の父親について見るに、その二三％は獨立の地位にある者、從つて營業當事者であつて、その中には工場主あり、事業の管理人あり、大工の親方もあつた。また一・五％は官吏階級に屬し、四％は家作持ち、金利生活者、地方地主等であり、また六名の藝術家及び三名の將校もある。更に嫡出の娘の中三〇％は父を失つており、被拘留者の一八％は扶養者がなく、そしてこの扶養者がないと云ふことは小くとも倫理的逸脱に赴かせた最後の原因であつた。(文献第七三號)

これ以上蛇足を加へるまでもあるまい。總てこの様な悲しむべき状態は戦争の結果であると云ふことに就ては何人と雖も疑はないところであらう。然し戦争並に戦後の事實を今述べたが如き諸現象に結び付ける糸は蜘蛛の巢の如く複雑である。それは或は倫理的な、或は社會學的な、また或は純粹に經濟的な性質を有するものである。

ホフマン氏はその數千に上る實驗に基いて次の如き關係を述べてゐる。

密賣淫並に機會性賣淫、殊に年少者の賣淫の市場價值は戦時中騰貴した。家族關係が弛緩し、また往々にして故郷を脱出する際親子が無慘にも離れ、となり、婦人の多くは男子の壓迫に對してその保護者もなくなりまた抵抗力もなくなつた。多くの娘たちは唯あて途もなく、加減な男友達に隨いて行つたが、この友達たるやい、機會さへあれば出来るだけ早く娘を片付けて了ふために暫くは連れて行つたのである。戦時の如く凡ゆる價值が大いに下落してゐる際には元來が無責任な者の眼から見れば妻と云ふもの、値うちも大いに下落するわけである。何處へ行つても節度を知らぬ兵士は欲しいものは何でも取り、また何でも要求する。明日がどうならうと、どんな結果が起きようとも一向構ふところではなかつた。殊に僅かばかりの賜暇期間中は享樂に我を忘れ、金銭やシャンパンを瀧のやうに流したがるものであり、かうした若い酒客の渴望する相手は多くの人妻や殆ど若い娘であつて、その數もこれ等の男友達に誘惑されて非常な増加を見たことも何等怪しむまでもないことである。また娘たちが兵站部に押し掛ける——所謂「補助員」として戦地へ向ふのである。また彼女等は志願をした。その中には自暴自棄に陥つた者、冒險を好む者、突飛なことを好む者、何の經驗もない者、或は過去を忘れやうとする女もあつた。——これ等が多彩に絡み合つて渦巻いてゐたのである。自由と奔放、もう多くの者は待ち切れなかつた。闇雲に駆け廻つた揚句賣淫へと陥込んだのである。その數正に枚擧に遑なき有様であつた。戦争が長引けば長引く程、都會でも愈々需要が増した。都會には夜の酒場、音楽付のカフェー、時間宿などが宛ら雨後の筍の如く現れてゐた。地方出の娘たちが何の準備もなくまた充分な所持金とともなく、旅券下附のむつかしいこと、交通機關の杜絶、家出したこと等の理由のために止むなく大都會に長逗留せざるを得ない場合も珍らしくはなかつた。かくて大都會では自國の兵士や外國の兵士との關係が結ばれたのである。大抵の場合同勇氣のないことが無放恣に至る原因であつた。(文献第三二)

これが戦争末期の状態であつた。而も戦後は一層悪くなつた。青年達の一部は輕兆浮薄になり、或は絶望感のために何事にも無關心となり、戀愛に飢ゑるそして禁欲に飽きて了つて、街へ向つて殺到する。それをまた一隊の婦女子が待ち受けてゐる。軍需工場から解放されて歡びのない無味乾燥な年月の後情欲生活に耽溺せんとして。のみならず、國家と云ふ建築物を破壊し盡した革命は、固く信賴せ



られてゐた一切の權威並に傳統の教義を動搖せしめる——これ以上何が必要だと云ふのか。しかも事實はなほそれ以上のことが起つたのである。外國軍隊と外國の委員共が群をなしてやつて來た。彼等はその豊かな収入によつて派手に暮す術を心得てゐた。やがてまた愈々貨幣價值の低落するに伴つて外國の商人連が押寄せて來た。彼等は自分たちの良貨で以つて二東三文で物を購ひ込んだのであるが、それをまたウインナの女たちは指をくわへて見てゐなければならなかつたのである。其處に賣春の行はれるのは實に當然であつた。さてこそウインナ人の間で「貨幣娘」(Valutanidel)と云ふ巧な流行語が出來上つて了つたが、これは年若い輕兆な娘たちが金のある外國人と親しくなつて、長い間憧れ通してゐた絹の靴下を履いて數週間派手に遊び廻る場合を諷刺してゐるのである。風紀取締係の報告によれば「特に年若い娘たちこそ無恥な外國人の獲物であつた」とのことである。ヴェルフェン氏(文献第七一)は、サン・ボワンと云ふフランスの女流作家が戦争の始まるほんの少し前のこと「姦淫は征服者に當然捧げる貢物である」と書いてゐると報じてゐる。而もこの不人情な言葉は奇妙な迂路を辿つて或程度まで眞實となつて了つた。——前述の警察報告によつても亦貨幣の安定と共に、換言すれば、ウインナの市場が購買力ある外人にとつては最早儲けることが出來なくなると共に、賣淫指數が著しく低下したことを認め得るのである。

### 〔三〕 少年

戦争の少年に及した影響はその廣さと深さの點に於て、本書に於て述べたその他の一切の影響を壓倒し去るものがある。それは敢て驚くには當らない。犯罪と不良化の増大を數學的に示してくれる統計と云ふものを一度も見たいことのない者でさへ、またあの當時の新聞記事など全然讀まない人にも、「少年」とは何であり、「世界大戦」とは何を指すかを知ると知らぬは暫く別としても、世界大戦中少年が不良化せざるを得なかつたと云ふことは、これは恐らく自明のことと思はれるであらう。年若く未熟な人間は、成熟せる精神の固つた人間より遙かに外界の影響を受け易く、その考へ方なり行動なりも成年の場合より周圍の事情によつて支配されるものである。即ち既に自分自身の中に成長して來てゐる性格よりも、遙かに外界の諸變化によつて多くの影響を受けざるを得ないのである。寧ろ最近の研究、殊に英米等に於ける研究によれば、依然として、少年犯罪を説明する場合には環境の諸條件(Milieubedingungen)殊に脱線少年の家庭の状態は、之を如何に重視するとも猶惟れ足らざるものがあるかと判るのである。斯くの如き經驗は日常吾々が小規模に經驗してゐるところであるが然らば大戦によつては大規模に之を證明し得る筈である。倅て此處でも亦統計に現れてゐる事實に先づ一瞥を與へやう。

残念乍ら之を観察するに當つても亦、利用し得べき材料の不充分なことを先づ歎せざるを得ない。







影響が看取せられるのである。戦前に於ける重罪受刑者は平均一、八五六人であつたが、この数字は戦後増加して一九二〇年には八、五九六人となり即ち四倍以上に達する。この年からは漸減するのであるが、然し今に至るも遂に戦前の状態に恢復しないのである。

個々の犯罪を観察してみると成年の場合と同様の状況であることが判る。即ち財産犯罪の増加は其の他の犯罪のそれとは相異り、而も全體犯罪の恐るべき増加は唯この財産犯罪のみに歸せらるべきものである。公務員に對する反抗、器物毀棄、脅迫、故殺、傷害等の如き典型的暴力犯罪の受刑者は戦時中を通じ引續き減少し、戦後に至つても戦前の水準に達しなかつた。たゞ墮胎だけは既述の如き理由から増加を見せ、戦後に於てさへも何層倍にも達してゐる。また風俗犯罪の消長も今まで述べてきた犯罪群のそれとは異なるものがある。即ち風俗犯は戦時中減少し——勿論傷害より遙かに少い——、戦後に於て再び急増し、一九二三年には戦前の状態を遙かに凌駕するに至つたのである。従つてこの點に於て身體生命に對する侵害とは全然事情を異にする。最後に財産犯罪であるが、その数字は戦時中竝に戦争直後に於ては峻嚴なる必然的結果として異常なる増加を示した。殊に竊盜に至つては、戦後に於て未曾有の頂點に達した。一九一三年の一、〇〇九人から一九二〇年の七、八〇九人に増加し、従つて六倍に達したのである。人口の減少を考慮にいれ、ばその意味するところは更に大きい。その他の犯罪は概して減少したのであるから竊盜は少年犯罪の王座に位するものであつた。竊盜は戦前に於ては少年犯罪全體の四九%を占めてゐたが、今やそれは八九%を占むるに至つたのである。即ち竊

盜と云へば之を要するに少年の犯罪その者となつたのである。斯くの如く財産犯罪が増加したことは成年の場合よりも少年の方が一層顯著であつた。この場合にも亦犯罪數の増加の一部分は貨幣價值低落のために、曾つては違警罪であつた多くのものが重罪として取扱はれるに至つたことに歸せられるに過ぎないことは明かであらう。

要するにこのやうなことは二十歳未満者に就ても同様である。二、三の部分統計から狹義の少年に就て得られる觀念も、このグループの中でより成長せる者とより年少の者とを分つた場合と同様である。先づ第一はウインナ地方裁判所の統計によれば一九一三年乃至一九二〇年の間に右裁判所に於て有罪となつた少年（十歳乃至十八歳）は四倍以上に達し、而もより年少の階級がより成長せる年齢階級よりも相對的には増加の割合が大きいのである。

十 歳乃至十四歳…… 五ヨリ 七九

十四歳乃至十六歳…… 一〇九ヨリ 四八三

十六歳乃至十八歳…… 二八二ヨリ 一、〇六二

犯罪心理學的興味あるなほその他の問題は、犯罪は吾々の觀察すべき時代の夫々の年齢に就て如何に分布してゐるか、少年の不良化は何日頃から開始せられ、何時その頂點に達するか、と云ふ點である。有罪人員統計は既述の如く刑事手續の期間と裁判所の記録作成遅延のためにこの問題に對して解答を爲し得ない。然し起訴人員統計はより正確な觀念を與へる。ウインナ警視廳保護係は俸せにも



戦時戦後の両方に就て几帳面に統計をとつてある。そして少年の刑法犯の起訴者をその年齢と性別に掲げてあるが、これに依ると不良化の範圍如何と云ふ問題は、二つの年齢階級に就て一様には答へられないことが判る。(後掲第十四表参照)

先づ總計に就いて観るに、一九一四年には減少を示しており、戦争勃發がウイennaに於ける少年に對し最初の良い影響を與へたと云ふ風に考へられる。因みにグラーツの警察でも同様の傾向を認めてゐる。従つて戦争初期に當つては少年の不良化は下火であるが、早くも一九一五年初頭に於ては戦前に比し著しく増加してゐるのである。(文献第二一)然しこの状態は年齢別に觀ると幾分異つてくる。即ちウイennaで起訴された者の中より年少者は既に一九一四年から増加し、一九一五年には寧ろ急激に増加して二倍に達する。之に反しより成長せる少年にあつては一九一四年には減少し、一九一五年に於ても依然として戦前以下の状態に在り、一九一六年に至つて始めて増加してゐるのである。ウイenna地方裁判所の有罪人員統計は小規模ではあるが、この現象を一層正確に示してゐる。即ち十歳乃至十四歳未満の有罪人員は一九一四年に二倍となり、十四歳乃至十六歳未満は僅少の増加を示し、十六歳以上十八歳未満は少からず減少を示してゐるのである。(此處では志願出征と云ふことも一役演じてゐることは云ふまでもあるかも知る。)

(第十四表) 少年刑法犯起訴人員 (ウイenna警察廳保護係)

年次	十四歳迄		十四歳以上十八歳迄		總計		
	男	女	男	女			
1912	1,716	137	1,853	2,775	621	3,396	5,249
1913	1,680	168	1,848	3,554	760	4,314	6,162
1914	1,833	234	2,067	3,115	833	3,948	6,015

1915	4,015	392	4,307	3,538	433	3,961	8,368
1916	4,433	449	4,882	5,145	754	5,899	10,781
1917	5,313	613	5,926	7,331	1,255	8,586	14,512
1918	4,400	801	5,201	7,548	1,447	8,995	14,196
1919	3,796	1,176	4,972	6,092	1,967	8,059	13,031
1920	3,124	870	3,994	5,161	1,231	6,392	10,386
1921	4,249	353	4,602	3,406	625	4,031	8,633
1922	3,050	322	3,372	2,950	720	3,670	7,042
1923	2,418	255	2,673	2,383	492	2,875	5,548

之等總ての數字によれば、戦争勃發と云ふことは少年の年齢階級に應じて相異なる影響を及ぼしたことが判る。かゝる經驗は獨逸に於ても同様である。即ちヘルヴェイツヒ氏(文献第二五)は既に一九一六年にこの事を認めてゐる。またかうした事實は恐らく了解に難からざるところであつて戦争初期の愛國熱は、充分成長しあの大事件の何たるやを知つてゐる年頃の少年には却つて良い影響を及し、然るにより年少者にあつては戦争の初期から既に、戦争の少年教育全體に與へた悪影響を看取することが出来るのである。

而して少年犯罪の頂點は何時であつたか。受刑者數に就てみれば一九二〇年が斷然首位を占めてゐる。



る。然し主なる犯罪は一九一九年に行はれたものであると考へるのが遙かに眞實に合するであらう。勿論起訴人員は一九一九年には少くとも男子少年にあつては既に減少し始めてゐる。これ等の數字を信頼せんとするならば、父親が戦争終結と共に戦線から歸還したことが少年の一部にとつては直接好轉の機會を齎したものであるとの結論に到達するであらう。

この全體のいたましい消長を心理學的に、また社會學的に説明することはなる程大抵のことは一々説明するまでもないほど明瞭ではあるが、然し決して容易な業ではない。たゞ一般的には今まで述べ來つた犯罪原因を参照すればよい。こゝでは唯特に少年にとつて重要となつた諸影響を述べんとするに過ぎない。然しそれには單に犯罪ばかりでなく一般的不良化 (die allgemeine Verwahrlosung) 即ちそれが犯罪に現れたものであらうと否とを問はず、問題としなければならぬ。蓋し不良化はとりも直さず潜在的犯罪 (potentielle Kriminalität) であるからである。即ち一九一五年の不良少年は往々にして一九二〇年の犯罪者なのである。戦後驚くばかり増加した犯罪の大部分は、既にそれまでの數年間戦争の齎した状態によつて準備されてゐたものであり、またその状態を通じてのみ理解せられ得るのである。戦争の齎した諸變化は發育盛りの少年にとつては銃後に在る成年の場合より遙かに深刻なものであつた。少年の成長に傾向を與へる最も重大な外的影響は何であるか、少年感化の源泉は何であるか、を考へてみるならば簡単な言葉で表示することが出來よう。曰く、家庭と學校、曰く、交友と職業。然るに總て之等は戦争のためにこそ最も深刻な變化を見るに至つたものである。換言すれば

戦争は非教育的 (erziehungswirrig) な影響を及した。更に亦戦争と云ふものはこのやうな仕方でも多くの少年に對し、平時に於てさへその倫理觀念を強めるために必要な保護を奪ひ、一方ではまたいろいろの誘惑に曝らし、並々ならぬ堅忍を必要とするやうな試練を試みたのである。最後に、戦時及びそれ以上に戦後の生活雰圍氣 (Lebensatmosphäre) と云ふものは寧ろ少年に就てこそ極めて著しい結果を伴つた精神的影響を及ぼした。これが即ち嚮に無味乾燥な數字で示した消長を觀察すべき出發點なのである。

1. (a) 家庭の變化。戦争が家庭生活に及した最も端的な影響は即ち父親の召集である。然し残念ながら、家庭の父親にして召集された者は幾許あるか、そして護國の英靈と化した者が幾許ありやに就ては統計がない。若しありとせば、この數字は戦争中愈々増加してゐるであらうし、それによつて戦争が家庭生活に齎した變化に就て徹底的な觀念を得られるに相違ないのであるが。子供たちにとつては父親ばかりでなく、同時に先生まで奪はれて了つた、そしてそれ等の代りに母親が一層困難な條件の下に任務を遂行しなければならなかつた。然るに困窮の切迫しつゝある時代、換言すれば子供たちが従前知らなかつたいろ／＼な誘惑に取巻かれてゐる時代に於ては、母親たる者は却つて父親や先生の助力を仰ふがざるを得ないのである。また父親と同時に往々にして年嵩の息子まで召集されたのであるが、この年長の息子は平素ならば經濟的にも人格的にも立派な援助者であつたのである。然るに、この點は恐らく最も重要な點であると思ふが、母親の任務が一層重大となるに伴ひ、その任務を



果すべき能力は益々乏しくなつて行つた。即ち母親は多くの場合仕事に専心するの外なく、父親の不在の時こそ子供たちの側に居てやらなくてはならないものを日中の大部分は家庭の外で過さざるを得ないのである。而も吾々は不良少年に關する諸報告中に、父は召集され、母は仕事に忙しく、子供は無監督である、と云ふ文章を常に飽きる程見てゐる。良人と妻との通常の仕事の分擔は打挫かれて了つたのであるが、父親が召集されない場合でも、經濟状態のために止むを得ず必要となつた母親の戸外労働は重大な影響を及ぼすものである。また両親を家庭外に留まらしめるのは仕事の故ばかりではない。即ち、母親は往々にして數時間にも互つて食糧品店の前に立ちつくし其の日の乏しい食糧を買ひ求めねばならない。その際子供をいつしよに連れて行かうと或は留守居をさせて置かうと何れにしても害があるばかりである。それはとも角、母親が職業はもとより教育のことに就ても父親に代る能力があればそれはもう云ふことはない。然し母親と云ふものは動もすると子供に甘く云ひたい放題になるもので、どうかすると全然子供に對する權威のない場合さへあるのである。またそれと共に忘れてならぬ點は召集された良人や倅の一身のことが妻に及ぼす影響、萬一の報せを今か今かと待つてゐるその不安である。ウインナ少年審判所保護司は曰く「悲しみにやつれ、疲れ果てた婦人の心理状態は子供たちの氣分を重くし、苦しい日中の労働から歸つた後では、子供たちの元氣さをまで損はない筈はない。そうなると子供たちは家に居ても、無邪氣な子供らしい希望を引立て貰ひそれを理解してくれる者もない。良人や父親の身の上に對する不安から醸し出された雰圍氣は、かうして母親の

心に氣輕さが無くなるために全く暗澹たるものになる」と。結局暖かく抱きしめてくれる人、嚴格に躰ける者が家に居なければ子供たちが往來へ出て行くやうになるに少しも不思議はないのである。

また母親には倫理的に云つてその任に耐えない者も多い。仕事の嫌ひな者、飲酒家、或は不品行な女等である。母親がある男と親しくなれば——寢臺交替制は特に悪影響を及ぼしたと思はれる——子供たちの居る前で夜毎々々訪問を受け、料亭などに連れ出されて行く。その當時の一諷示雜誌が、二、三の全く手に負へない不良少年に就てどんな不行跡な家庭から生れたかを暗示してゐるが、それには曰く「父は戦線に、母は映畫に」と、實に痛みても猶余りある時代の風景ではある。況んや母親に死別したり、繼母であるために子供たちとの仲が巧くゆかず、或は祖母に育てられたりした場合には、年齢の關係や老衰のために教育のことに就ては殆ど力がないと云ふ戦争の體驗を教へられるのである。

凡そ斯うしたことは萬一良人が戦死でもすれば猶悪くなるものである。感化院へ行けば正にこの「後家息子」(Witwen-Sohn)の特殊な型が判る筈だと思ふが、これは通常母親たる者の放埒無責任な行狀を示唆してゐるのである。(文献第六二)宣なる哉既に一九一五年に有罪判決を受けた少年の二九%は孤兒であり、それに對し戦前には二一%に過ぎなかつたものである。而もこのことはまだ漸く戦争第一年目のことであつた。(文献第一五)



一九一八年ウイナ少年審判所保護司の補導記録によれば約三分の一までは父親が召集されたとか戦死したとか、或は所在不明であるとか記録されてゐたものである。因みにこの記録より見るに、父親が現存しないと云ふことは少年と少女とでは相異なる影響を與へる、と云へるやうに思ふ。少女は斯うした變化の下でも少年よりは苦しみが少い、即ち少年は一層厳格な指導を必要とするのである。エルゼ・ヴォイグトレンダー博士（文献第六三）の解釋もまた、その觀察したもの、中で戦時中不良化した少女に就てみるに、父親が軍に召集されたことは不良化の原因としては殆ど問題にならず、このことは少女の感化や品行の上に及ばず父親の影響はさして重大なものではないとの結論になると云つてゐる。

とにかく前掲統計に現れた事實、即ちより年少者の方が戦争勃發後遙かに急激に不良化して行つたと云ふ事實は前述のところから恐らくは理解せられるであらう。家庭の監督を最も必要とするやうな者が却つて家庭の亂脈状態のために厄介者になつて行つたと云ふことも明らかである。

(b) 學校に於ける諸變化。父母がその子供を教育するに當つて最も強力な補助者となる者は普通の状態の下でならば學校である。然るに大戦は學校と云ふものを恐しく痛め付けたが、殊に國民學校並に補習學校に於て甚しかつた。此處に義務教育年齢位の少年の不良化の主たる原因が存するのである。一九一八年オーストリア下院に於て後の文部大臣グレッケル氏は國民學校並に補習學校に於ける戦争の慘禍に就て動議を提出し、第一讀會に對し學校制度崩壞の痛しい現況を報告するところがあつ

た。よつてこれを材料とし、また各縣の教員から出てゐる無數の詳細な報告をも利用し次の點を指摘しておきたいと思ふ。

戦争の齎した第一の結果は多數教師の召集と、多數の學校營造物を軍事目的に利用することである。多くの地方に於ては教育事業は部分的に中止され、或は全面的に中止した場合さへ多かつた。學校は從來の廣さの半分又は三分の一で以つて用を足すの外はないが、かうなるとそれに應じて授業時間を低下せしむる結果となる。かゝる不良状態がどの程度に存続したか確證は出來ない。然しとに角一九一八年に於てさへ、ウイナでは猶依然として二五〇校が軍事目的に使用されてゐたのであつて、これは十萬の兒童に對する學業の完全な無統制を意味するものである。またインスブルック、リッツ、グラーツ、或はウイナ等に於ける教員養成所は専ら軍事行政のために使用されてゐた。多數の教師は召集せられ、而も愚しいことには全然戦線の勤務に耐えないやうな者まで召集されたのである。總てこれ等のことは必然的に各級及び全校を擧げて一つに集約することとなり、その結果教授法の粗雑、級人員の過剰、授業の不規則となるは避け難い。また召集されずに残つた教師は却つて老人であり、加ふるに負擔は重くなる。従つて亦學校の紀律を維持する能力が不足することとなる。力のない代用教員も來るし、男生兒童を制御してゆくことに不馴れであつたり或はその能力のない女教員が任命せられる。また教員で召集せられないまでも次第々々に軍事行政上の任務に徵發されてゆく。



建築統計の作成、戦時國債の募集、各種の食糧切符や購入券の配給、金屬に關する報告書の整理、極めて多種類に互る貯蔵品の徵集、尉問品の募集、防寒具調製の準備、少年義勇兵の組織、徴兵検査受檢者の募集、捕虜の世話等があるが、最も面倒なのはむしろ委員會を通じてパンを請求することであつてこれは各種の附隨的な事務と關係がある。一體これでどうして子供たちのために時間と努力を傾け與へることが出来ようか。更にまた他の方面では、子供たちは授業を受ける代りに戦争のために必要な仕事まで課せられる。

子供たちはありと凡ゆる蒐集の仕事に利用される。(毛糸、ゴム、金屬類等の蒐集、赤十字の宣傳書類の配付、バザー等)斯う云ふことは決して良い結果を齎らさない。子供たちに悪影響を及ぼさざるを得ない人物や事柄に接觸することゝなるからである。子供たちを斯うしたことに懸命に献身させるために、凡ゆる方法を駆使して煽りたてたのであるが、學校當局のある告示によると、赤十字會員一名を募集した兒童には「小赤十字章」を、會員五名を募集した者には「彫刻徽章」を、なほそれ以上の會員を募集した者に對しては「生徒褒賞」を與へる旨を記載してあつた。そのみならば未だしも、このことは該報告書には特に批難すべきものと記載してあるが、子供たちに金を集めさせることさへ行はれた。これは子供たちをスポイルする結果となつた。誤てる名譽心を喚起し、子たちをしてその親を恐喝せしむることゝなる、……否そのみならず、得々として先生に義捐金を捧げんがために盗みさへ働かせる結果となれり。それと同時に子供たちは勧誘されて、戦時徽章だのモザイク風の繪畫だの、戦争繪葉書や繪巻物などの不用な品物などまで買はされ、而も教師はどうかと云へば、誰も自分の所持クラスから出来るだけ澤山集めようとする名譽心に捕はれる、斯うなると自分の權威を濫用するに至るは火を見るよりも明かなことで、貧困兒童にさへ幾らかでも出させようとすることになるのである。

學童はまた夏と秋になれば屢々收穫仕事に使はれた。上部オーストリア地方の學務委員會の告示には、兒童を收穫仕事に使用するは其の理由あるべきものと宣言してゐるのである。ケルンテンでは滿十歳以上の兒童全部が一九一七年の夏季の半年中、地區學務委員又はその代理權ある者が請求しない限り、通學を全部免除されることになつてゐた。冬になると石炭飢饉が現はれ數週間に互つて學校を

閉鎖するの止むなきこともあつた。この様な收穫休暇や石炭休暇の外にも、時々流行性感冒のための休暇があつたがそれも一つの戦時現象であつた。加ふるに教育用具の騰貴、または紙飢饉のためにとどろくことも出来なかつたのである。

そればかりでなく結局は如何ともすべからざる窮迫が見舞つて來た。グレッケル氏によれば、全學童の四分の三まではその身體の發育や精神能力に必要な營養をとることが出来なかつたのである。一九一八年の少年審判所保護司の事務報告には、子供たちは往々にして制服がないために登校が出来なかつたと述べてある。「これ等の兒童は動もすれば終日寢床に横はらざるべからざりき。肌着類にさへも事缺きたればなり。」かゝる状態では學校の感化力と云ふものは水泡に歸せざるを得ない、而もそれでなくとも家庭の監督は不充分である。その結果は當然有害である。このやうな結果は例の下院に於ける記録中にも、ドイツ・オーストリアの各學區からの報告に基いて次のやうな痛ましい光景を採録してある。

兒童は早くも極く小さい頃から道徳的に頹廢を見せるに至り、次第に粗暴となり、嘘を付くこと、反抗すること、學校内で盗みをする事などが多くなつた。學校側は何日も生徒の素行に注意するやうに裁判所から要求せられた。ケルンテン及びブタイエルマルクでは次のやうな報告が提供されてゐる。生徒の侵入盜は増加し男の兒も女の兒もまるで當り前のやうに盗みをする。殊に女兒にあつては性的早熟が著しい。低部及び上部オーストリアでは遊惰の傾向が著しい。戦前には裁判所から注意せられる生徒は年に二、三人であつたが戦時には三七人となつてゐる。ある學校では學年始め以來警察に告發された者四〇人の中三五人までは食糧品竊盜であつた。拘留されてゐる少年に關して裁判所から照會の來ることは絶間がなかつた。教育



の効果も斯かる事情の下では戦前より遙かに低下するに至つたことは當然である。代用教員の増加も顯著であつた。教員は児童の營養低下を訴へる。セント・ペルテンのある教員は簡潔に誌してゐる。發育盛りの子供が精神的にも肉體的にも飢えてゐる。<sup>170</sup>

(c) 交友と職業。家庭と學校とが少年に影響を及ぼすことが少くなればなる程——家庭や學校が少年にはないにせよ、或は少年の成長するに従つて家庭や學校の意味が失はれるにせよ——少年がその中で發育しつゝある其の他の交際と云ふものが愈々重大な意味を有するに至るのである。即ち児童は家にジツとしてゐない限り、往來に走り出で、そこで見境もなく行き當りばつたりの影響を受けることになる。これは敢て戦時ばかりでなく平時に於てもさうであるが、然し戦争中はこの環境も一層悪くなつてゐるのである。蓋し街の子供と云ふものは同じく痛ましい環境より生れたものであつて、よしんば既に不良化してゐるところまでゆかずとも、もう不良化に接近してはゐるのである。のみならず、これに就ては猶後に言及するが、少年の世界を支配する空氣と云ふものは戦前と戦時とは異つてゐる。之を要するに、特に大都會の少年の中に於て重要となれる從來見ることが得なかつた全く新しい要素が加はるのである。私はかの多數の避難民の児童を想起するのであるが、彼等は東部からやつて来て、實に憐れむべき住居の中に生活し新しい環境に適應することも中々困難であつたのである。これ等の児童は既述の如く從來の職を失ひ危険な商賣で生活を樹てゝある家族の出身である。従つて從來殆ど商賣人の仕事をしてゐた多くの少年は「闇取引」(Schleiben)を教つたであらう。ともあ

れ此處に平和時代には見られなかつた傳染病の萌芽が存する。

このやうに學童は家庭の内外に於ける憂ふべき推移のために重大な環境の變化を味つたのであるが、學校を卒業した少年に就ても類似のことが云へる。少年の大多數は學校卒業後は徒弟奉公をするか又は雇傭人となる。その何れにしても未完成の人間であつて、それが兩親の膝下を離れ傭主や親方の家庭に入り、其處で實生活上の訓練を受けるわけである。ところが斯うした常道も戦争のためには屢々破られる。學校に於けると全く同様な現象が生ずるのである。即ちこれ等の少年の指導を擔當すべき人は召集せられ、又は戦時事象のために期待せられたゞけのことを爲すことが出來ない状態に置かれる。奉公人に就て云へば、この徒弟關係を解消せざるを得ないことが多い。親方が召集されたり、親方の商賣が閉鎖されたり、或は親方の妻女が女傭で仕事を續けても奉公人に教へ込むだけの力もなく技能もない場合があるからである。仕事がないために廢業することも多いし、奉公人はまた親が勤めるまゝに隙をとり軍需産業の不熟練労働者として割の良い收入に有りつかうとする者も多いのである。それをしない者は仕度も着物もない者である。同様のことは雇人に就ても云へる。即ち家族の頭数が減少すれば雇人の數を減らすことが出來るし、或は經濟状態のため止むなく雇人を解雇することとなり、其の結果戦争當初の如く多數の都會出及び地方出の雇人を巷に放り出すことになるのである。既に戦前に於てさへ竊盜數の中に雇人がどれだけ大きな割合を占めてゐたかを想起するならば、前記の事實の意義を正しく判斷することが出來るであらう。殊に家庭的にある程度の保護を必要



とするやうな少年にあつては特に然りである。總て斯うしたことの結果として少年は浮浪者となるか、精々のところで何處か好餌多き軍需産業の補助労働者となるのである。この當時少年保護の取扱つた事件を調べてみるに、職業の頻繁な變更と云ふことが少年の痛ましい経歴中で殊に著しい特徴となつてゐる。少年は或は境遇のために、或は有利な賃銀に眩惑されて、次から次へと職を變へて行くのである。斯うして彼等の訓練は何處へ行つても身に着かない。而もこのことが如何に墮落の原因となつたかは實際の教ふるところである。即ち、少年犯罪者の壓倒的な部分は不熟練補助労働者従つて戦争のために軌道を踏み外した少年群から補充せられるのである。

二、戦争の非教育的影響と云つても、若しもそれと同時に、新しい誘惑即ち新しい犯罪の可能性、強い犯罪衝動と云ふものが、少年の周圍に發生しさへしなければ、決してあれ程にも少年をスポイルする結果とはならなかつたであらうと思はれる。——「機會は盗人を作る」(Gelegenheit macht Diebe) 即ち戦争は數千の少年に機會を與へ、そして數千の泥棒を作り上げたのである。前述の如き少年の職業上の地位や仕事の變化と云ふことは先づ第一に指摘しなければならぬ。地方から大都市へ潮の如く少年が流入して大都市の諸々の誘惑と結び付くことばかりでなく、新しい職業の種類も亦禍ひである。少年は往々にして召集せられた者が残して行つた地位につくこと、なつたが、この地位の多くは少年にとつて不適當であり、またそれだけに平時に於ては決して少年をその地位にはつけなかつたも

のである。従つて多くは唯意思堅固な人物にだけしか期待出来ないやうな信任を必要とする。例へば出納掛、銀行小使、番頭、郵便局臨時雇、赤帽、販賣人等がそれである。何れも之等は誘惑を伴ひ、若い者なら誰でも打克つことが出来ない底のものであるが、殊に困窮飢餓時代に於て特に然りである。荷物を相手方に配達しなかつたり、委託された金額が實際にもせよ想像したゞけにもせよ、目の眩むやうな多額であるために之を故意に勘定し損つたり、郵便物を破つたりするのである。殊に慰問袋の掠奪は這般の消息を如實に物語るものがある。蓋し、さなきだに慰問品の戦線輸送の際は失はれることが多く、掠奪してもそれがために逮捕されることなど到底思ひもよらぬことであつたのである。また少女は少女で早くから職業生活を強ひられ、而もさうした年齢では到底思ひも寄らぬやうな地位に着くことになり、また同時に監督者は多事多端のため平素の如く監督が行届かないわけである。特に少年を工場労働に、少女を深夜作業に使用するは唯害あるばかりであつて、これに就ては既に戦前から何人も疑ふ者はない。而も戦時にあつてはかゝる酷使が黙認せられ、また恐らくは黙認せざるを得なかつたと云ふことは、到底測り知ることを得ない禍ひを惹起してゐるのである。況んや小學兒童までヴェレルスドルフの銃器工場に雇はれたと云ふに至つてはよもや驚かない者はあるまい。ウインナ警視廳の公表せるところは叙上の事實を裏書するものであるが、それによると一九一七年には「自活しつゝある少年雇傭人の急激な移動が認められたが、これは主としてウインナ近郊の銃器工場に出入してゐたのである。」これ等少年の大部分は警察の少年保護係の手を煩はさねばならなかつ



た。特に一九一七年の夏の爆發的大詰の後には、少年労働者の多衆逃亡が行はれ、そのために警察の留置場は満員になつたものである。

職業生活は暫く措くとするも、少年の日常用務も亦戦争状態のために好ましからざる影響を受けた。相當成長した兒童にして、平素より以上に母の内職を手傳はねばならぬ場合には、それには格段不都合も認められないであらうが、然し斯うした手助けのために兒童が街頭に出て、そのために心身の健康を損はざるを得ないやうな状態に導かれるとすれば問題は別である。兒童や少年を食糧品の調達や「品物買ひ漁りの旅」(Hanserfuln)に使役することが少年たちに及した影響は宛かも悲劇的な大詰の觀がある。少年は數時間も否夜通しても店の前に立つてゐる。と其處には、いろんな憂慮すべき悪いことだけを聞き、またそれを覺える機会がある、掏摸をやつたり、食糧缺乏と關係してよく使はれる詐欺の手を話し合つたり、購入券を偽造するには如何すればよいかとか、うまい儲けがあるなど、欺いて金銭を騙り取るには如何するか、と云つたやうなことを實驗してみる機会があると云ふものである。それだけでなく竊盜を共謀したりすることも出来る。またそのやうな夜中には多くの娘たちが誘惑されるかも知れぬ口説落しなどは暫く論外としておかう。保護事業の實際家も大都市少年の不良化の主たる原因は、實に斯うした子供の使ひ方の中に存することを認めてゐるのである。實際さうした人々の意見によれば、一九一八年に於て警察説諭を受けた末丁年少年が著しく減少したことは結局、この年に食糧品の調達には少くとも學齡兒童を使つてはならぬと、官廳側から禁止して了つ

たが爲であるとしてゐるのである。

斯くして吾々は、戦時に於ける少年はその全實生活に於て平常より遙かに多く社會生活上の誘惑に曝らされてゐることを知る。即ち却つて平素ならば少年の生活には見られなかつたやうな犯罪衝動が目醒めて來るのである。その先頭に立つものは、直接肉體の上を感じる困窮、即ち飢餓であらう。大人ならば多くは道德的にばかりでなく肉體的にも、かゝる困窮にたえ得る。自分の盗みをした子供が裁判所で取調を受けるとその両親はきまつて、其の子が殆ど飢えんばかりであつて、それでも自分たちにはどうすることも出来ないのだと訴へる。これは然し、次第々々に食糧が手に入らなくなるに引き代へ、子供は年一年と成長するのであるから無理もない話である。發育盛りの少年であつてみればこのやうな困窮を一層苦しく感ずるものであり、竊盜の機会はいくらでも轉つてあり、而も捕へられる心配は少く親に叱られることもないと云ふやうな場合に誘惑に打克つたためには何倍もの抵抗力を發揮せねばなるまひ。即ちウインナ少年審判所婦人保護司たるグレーテ・レール女史は、戦時に於ける少年犯罪の特質を述べるに當つて先頭に次の如く云つてゐる。「先づ第一に少年の竊盜の多いことは飢餓のためである點が典型的である。少年少女は引いて行くパン車や、馬鈴薯倉庫や、何處からでも機會さへあれば各種の食糧品を盗むのである。比較的力も強くまた年もとつてゐる少年が自分たちより年下の少年がポケットに入れてゐる食糧を盗むことも珍らしくはなかつた。このやうな犯罪の多くは、家族が多くて街頭に出て監督者もなくウロつき廻つてゐる兒童によつて行はれたものである。」而も



食糧品を直接手に入れることが出来ぬ時は何でも品物を盗んで来ては拾値で賣り、これで食物を買ふ。何しろ両親の不在中に家財道具を残らず賣り拂つて了つたと云ふこともある位である。然し斯様な飢餓竊盜 (Hungerdiebstahl) よりも遙かに悪いのは、両親が却つて子供を煽動して、他人の田畑の馬鈴薯を掘り起させたり、鐵道倉庫から石炭を、市場から野菜を、或は貸菜園などから「せしめ」さしたりして、その品を両親が料亭などに賣り歩き或は仲介したりする場合である。

少年にあつては財産犯罪の増加と云ふことは、その本質に於ては食糧飢饉の結果ではなく、殊に戦時少年が陥つた全體の道德的頹廢の結果であると云ふ説も行はれたことである。この心理的動機の重大なる意義に就ては、よしんば少年不良化の原因如何と云ふ問題は外部的な動機、而も大部分は例の經濟的動機に歸せられなければ爲らぬとしても、猶且心理的動機を過少に評價してならぬことは云ふまでもない。然し私は、食物竊盜 (die Nahrungsdiebstahl) の大半はよしそれが直接食用に供せられるものを盗むにせよ、或は食川物調達の手段となるものを盗むにせよ、即ち直接食物竊盜であらうと或は間接食物竊盜であらうとも、少年の個人的肉體的困窮を指摘することによつて充分説明することが出来ると信ずる。蓋し保護機關の調査によるも明らかに次の如く述べてゐるのである。廿四時間も斷食した後にパンを盗んだ少年があり、捕へてきた犬を殺して喰つたり或は鶏の餌を盗んで喰つた少年もある。然し少年が戦時並に戦後に於て體驗した窮乏の眞の證明となるものは、もとより少年の營養状態に就て醫學的に確認したところのものを指摘するの外はない。

學童の精確な調査に就ては既に「財産犯罪」の章で述べておいた。此處にはたゞ二つの證明を報告するに留める。

ウインナ市保健局マウグスト・ベーム博士の記述は次の如くである。戦争の結果殊に食糧不足のためにどの年齢階級も往々にしても早再び快復し得ざる程の發育障害を受けたが、これは戦時中に發育盛りにあつた六歳乃至十八歳の少年の間に見られたところである……彼等の肉體的成長に關しては戦時中完全に放置されてゐたものである。十二歳乃至十四歳の少年でも八歳乃至十歳位の體格しかなく、そのために警察留置場の醫師は時折拘留された少年の年齢を推定する必要のある時でも、前記のやうな理由から年齢の推定を誤つて苦情を云はれた位である。——オーストリアのアルペン地方では一層不良な状態にあつた。マイエルホーフェル博士がアメリカの兒童救護運動に關聯して一九一九年に於けるアルペン地方の状態に就て次の如く述べてゐる。「共通に認められる點は兒童の體重の減少、顔色憔悴、そして飢餓状態の長引くに從つて結局身長發育不全も認められる。——更に著しく榮養不良の兒童は早學校の授業も受けることが出来ないことが判る。この様な兒童は授業時間中に眠り込んで了ふのである。孤兒院では戦前の年齢別の大きさに合して作つておいた制服が、餘り大きくなりすぎたために、一九一九年頃新しく收容した院兒の成長が停止して了つてゐると云ふことを餘りにもまざくと見せつけられた。遠くアルペンの峽谷地方では食糧飢饉は當然最も深刻となつたが、其處では兒童が榮養不足のためにも早歩くことさへ出来ぬ程に體力を失つてゐた。この兒童たちは完全に消耗して寢臺に横つてゐる、遂には同じ苦しみを味つてゐる大人も之を憐れに思ひ、最寄りの孤兒院なり病院なりへ運んで行つたのである。」(文献第五一)

もとよりが、困窮がその當時に於ける誘惑の唯一の原因であると云ふわけでは決してない。不良化と犯罪の一部は正に反對に、勞働者たる勢からざる少年少女の經濟状態が特に有利な條件にあつたと云ふことにも歸せられなければならない。一見したゞけでは困窮と裕福とが同時に類似の現象の原因であることは當然不可能の如く見える。然るにこれは獨逸並にオーストリアに於ける數次の



經驗によつて確認せられてゐるところである。即ち少年の多くは、彼等が軍需産業に従事して全く不似合な高賃銀を受取ることによつて、却つて墮落して行つた。第一には、それがために却つて両親が彼等を頼りにするまでには至らずとするも、少くともある程度父母の家庭から獨立出来るやうになり、而も一層容易に父母の影響下を脱するやうになる。そして誇張せられた自意識を持ち尊大となり、結局手から口への生活を送る習慣がつくのである。金のことなら幾らでも自由になるし、手輕に儲けたものは勝負事や身装や酒や煙草や女に湯水のやうに浪費して了ふ。即ち金が足りないと言ふこと、金が有り剩つてゐると言ふことの中に、少年不良化の同一原因が潜んでゐると云つても其處には何の矛盾もあり得ないであらう。未完成な人間の動搖し易い性質は異常な環境のために軌道を踏み外す危険に常に曝らされてゐる。この環境がよければ通常の意味からは特に有利なもの又は特に不利なものとして現はれてゐようとも同じことである。

少女にとつては特に今までは異なる誘惑がもし寄せる。都會には俄かに軍人が滿ち溢れ、其處には「軍服の魅力」があり、また田舎では出征勇士の募集があり、或は賜暇を得た歸還勇士が居て娘たちは我を忘れる。その結果がどうであるかに就ては一九一八年の少年審判所の事務報告中に明らかに記載せられてゐるところである。「驚くべし、かゝる不品行な生活に沈溺せる少女の大部分は未だその幼稚の域を脱せざるものなり。」また墮胎の増加や少女の花柳病の氾濫は這般の消息を如實に物語るものがある。

三、然し乍ら少年犯罪の現象は、若しも戦時の精神的雰圍氣の全體とその少年に及ぼした反動とを同時に併せ考慮するのでなければ、前述の如き外部的諸變化によつてばかりでは理解せられないであらう。少年と云ふものは召集令に接することはなく、従つてあの時代の精神を理解することが乏しいからさてこそあのやうな重大な誤謬を犯したのであらう、と云ふ風に考へる者があるであらうか。正にその逆こそ眞なりである。戦争の勃發は少年の心を根柢から揺り動した。父や兄の召集、兵士の行進、戦地からの便りなどは、少年の胸に一杯の燃えるやうな空想を募らしめ、凡ゆるものゝ考へ方なり感じ方を否應なく新しい方向へ驅り立てたのである。怒濤の如き愛國心が少年の心を打ち貫いた。それは稍長じた者にあつては活動慾に、學童にあつては多く遊戯の中に現はれたのである。

往來では先づ第一に戦争ごつこが行はれる。さかんに戦ひが交へられ、ほんとに負傷した者や假裝負傷者が赤十字看護婦たる少女の看護を受け、脚に副木を當て、擔架で運ばれて行く。

かうした印象をウインナの一教師がいみじくも描寫してゐる。私は戦争になつて始めて受持クラスへは入つて行つた時、異様な光景に接したのであつた。物々しい兵士たちが私の前に腰掛けしてゐるではないか。小さな星や組紐で上衣の襟を飾り付け、普通のボタンの代りにピカ／＼すな金ボタンを着け、學生帽まで飾り付けてゐる。キチンと不動の姿勢をとつてゐるので、私が一寸した挨拶を述べ、皇帝の歌を齊唱しようと言つたところ、少年たちの唱ふ聲は少し震え氣味で、愛國心に燃へ、皇帝陛下に對して熱烈な畏敬の情を捧げてゐる。私はあのメロデーをいつまでも忘れることが出来ない。その歌が終ると少年たちは「オイゲン皇子の唱」を歌はしてくれと云つて肯かない。私も微笑みながら許してやると、さあ少年たちは咽喉も裂けよとばかり、力も籠めて、聲を輝かせながら唱ふのである。身體を延ばして、手はしつかりと腰掛を掴みしめてゐる。私は、



少年たちが宛も敵を凝視してゐるかのやうに感じた。何だか斯うあの小さな胸を張らうとしてゐるところを見ると、彼等の胸の中では何かと闘つてゐるのであらう。そして授業が終つて「用意ッ、足踏ッ」の號令がかゝると、少年たちはリユクサツクや靴を勢よく背に負つた。背囊の積りであらう。——ところで私は彼等の上衣やズボンのポケットを調べてはいけなかつた。らうか、ありとあらゆる武器の蒐集が出来たに違ひないのだが、大きさとりんぐの頑具のビストルや、可愛い木の銃剣や、呼子笛など。(文献第二二)この教師はまたその當時の學童の圖畫に就て述べるところがありこの作品の展覽會を試みてゐる。かゝる珍しい業績は、少年の魂を斯くの如く自由自在に掴み得てこそ始めて成就し得るものであることを認めてやらなくてはなるまひ。

相當成長した少年にあつては、共同の事業の完成に相協力すると云ふ歡びが自づからにして培かれて行つた。愛國的情熱が力を倍加し男の兒は集團作業に従事し、女の兒は編物をし、そして最後の一錢までも貯へて、之を祖國の祭壇に捧げたのである。「學童たちはクリスマス夜の贈物を殆どもう待ち切れなかつた。」

刑事學者たる者はもとより記念碑の背後をも讀まねばならない。偉大なる體驗が同胞感情即ち祖國全體の一部分であると云ふ感情を胸奥に喚起することは確かに少年にとつて極めて有益であるが、それならば前述したやうな現象の中に、將來の不良化の萌芽か潜んでゐたと云ふことをよもや疑はな いではゐられまい。先づ第一により年少者は、さなきだに不良な環境であるにも拘らず、家庭や學校から強いて切り離されて了つたのである。

「實際その他に爲すべきことは幾らでもある。ある時は、兵士は花に飾られて軍歌を唱ひつゝ停車場に向つて行く、それを見送らねばならない。或る時は軍馬の長い行列が街を通る。或る時は負傷兵がある、彼等は之を慰め聞き、或は心ばかりの奉仕

をすることもあらう——みな斯うしたことは通學や仕事よりも遙かに重大でもあり、遙かに面白くもある。」(文献第四六)また少年の活動慾は必しも銃後の地味な後援だけでは満足しない。自分たちも戦闘に参加したいと思ふ。また少年戰士の話聞く。ラワルスカの勇敢なる少女ローザ・ツエノホの話も聞くであらう。彼女は激戦の真最中十二歳の女友達といつしよに火線の中にゐる兵隊さんの許に水を運び、そして二人共重傷を負つたと云ふ。また僅か十二歳のイワン・ムルシウの話も聞くであらう。彼女はゴゴヴィナで捕虜となつてゐる六〇名のオーストリア兵士を救ひ出し、ロシア馬に乗つてオーストリア軍と共に進んで行つたと云ふ。少年たちは斯う云ふ話を聞き、そして自分たちもそのやうに勇敢に振舞ひたいと思ふ。當時エルゼ・フオン・リストは書いてゐる。英雄的行動を爲し戦争を親しく體驗しようとする強い憧れを持たぬやうな少年は、少年にして少年ではなかつたであらうと。斯うして少年は家庭や學校や奉公先から飛び出して、凡ゆる手段を盡して戦線に達しようとする。軍装を具へ、両親、親族、友人又は他人の金を取り、自分のものでもない自轉車に跨り、或は無錢旅行者となつて前進しようとする。戦線がいくら遠からうとそんなことは問題ではない。彼等は懸命の知慧を絞つて自分の計劃を實行した。旅券を偽造することさへ厭はなかつた。方法の拙劣なことが多くそのため直ぐ發見される外はなかつたけれど。(文献第四六)

次に來るのは少年の浮浪と出奔である。よしんば戦線への憧れを實行に移さないまでも、往々にして空想を逞しよする結果内地で冒險旅行を企てさせるに至る、これも戦争の印象と云ふことを外にしては理解することが出来ない。それに血醒い戦場の記事や、雨後の筈の如き戦争低級文學が拍車をかける。そこで戦争ごつこは眞剣になり闘争心は粗暴になる。初めには面白半分に襲撃の眞似をしてゐたものが段々眞剣になつて、徒黨を組んで武器などを盗むやうになる。この少年犯罪と空想力との關係は實に何人も知る通りであつて「少年の余りに強い空想力奔放な空想力と云ふものは、少年に對して極めて容易に慘忍な犯罪的な空想を煽ふることになるから危険である。少年犯罪者は動もすると斯



くの如き過剰な空想力のために惱んでゐるが、その一方では同情心に役立つ想像力は之を缺いてゐるのである。」(ヴェルフェン)この少年の冒険心は戦時中極めて多くなつた少年の出奔を説明するばかりでなく、遙かに重要な現象を理解するための手懸を興へる。この現象と云ふのは確かに経済的困窮を原因としてゐるが、然しそればかりでも説明は出来ない。即ち、少年の竊盗團、強盗團の頻發することがそれであつて、この團體たるや小學兒童によつて結成せられた小學兒童が統卒してゐるものが多かつたのである。これはむしろ無邪氣な子供の遊びとして始つたのであるが、その中に急變して巧妙な組織を有する竊盗團になつて了つた場合も屢々實際に認められてゐるところである。戦前には斯うしたことは非常に珍らしいことであつた。然し戦端開始後幾許もなく、少年審判所保護司の言葉を藉りれば「宛かも傳染病の如く」蔓延したものである。一九一七年にはウインナ區裁判所管轄内だけでも合計四三〇名の少年を擁する一七三箇の竊盗團が告發されてゐる。其の他の都市でも同様であつた。既に一九一五年にも、例へばグラーツ警察は多數の少年竊盗團を發見してゐるが、これは大概小學を卒業した少年に統卒されて小學兒童が参加し、種々様々の竊盗や商店などへの忍び込みをやつてゐたものであつた。(文献第二一)

殊に、多くの小さな竊盗や戦争初期に於ける相當危険な犯行でも、それは別に利慾を動機として行はれたものではなく、寧ろ時局に對處して慰問袋を戦場に送くらうとか、送金しようとかの動機で行はれたものであると云ふ事實は全く這般の消息を窺ひ知るに足るものである。もとよりこの場合には、自ら興へる者の側に立つて自己の功績を誇りたいと云ふ、誇大狂的心理が屢々手傳つてゐることは云ふまでもあるまい。然しとにかく時局に對する熱中若くは出征父兄に對する情愛に熱中することが、即ち主たる動機であつたのである。保護司の報告によると、有罪となつたある少年は父親の持つてゐる軍の發行した書類を偽造して、父親の賜暇をホンの僅かな期間延期させようとしたと云ふのであるが、これなど全く感傷的な氣分に誘はれて了ふ。このやうな事件を道德上から判斷すると往々にして裁判上の判斷とは異なる結果を生ずるものである。然しこの事實は特に少年の場合にはむしろ無邪氣な事件が容易にそれ以上の悪事の調教師になると云ふことを教へてゐる。

四、戦後に就ては特に觀察する必要がある。ウインナの起訴人員統計(前掲第十四表)によると、戦後に於ても猶依然として戦前の二倍を示してあり、二十歳までの受刑者數はなほ遙かに不良な状態に在る。皮相な觀察を下すならば、却つて少年に就ては著しい環境の好轉を期待することが出来るかも知れない。と云ふのは、多數の父親が歸還して來れば教育の窮乏(Erziehungsnot)を緩和するし、また勞働市場は何と云つても少年にとつては依然として有利な状態にあつたからである。つまり戦線や捕虜收容所から次第に歸還する者は勞働に従事するよりは寧ろ失業救済を當て込んでゐたから少年勞働者の賃銀は依然として一番割が良かったわけである。とは云ふものゝこの有利な條件とても爾く重要視するには當らない。少年の受けた損害は多くは回復不能であつたのである。やがて幾許もなく、次第々々に技能勞働者のために有利な地位から押出されつゝ、あつた少年にとつて失業時代が訪



れ、而もそれと同時にインフレーションが始つた。その結果は少年の財産犯罪が大人のそれより多く氾濫することになるのである。一九二〇年には竊盜重罪受刑者は一九一三年の七倍となつてゐるが、而も一九二〇年の國勢調査によれば、少年は一九一三年より約十三%減少してゐるのである。

この場合にも亦、判決を下されるに至つたものは實際上行はれた竊盜に比すれば極く一部分に過ぎない點を注意しておかなくてはならぬ。寧ろこのことは窮乏時代の少年に就てこそ特に強く謂ひ得るのである。公衆が寛大なことと、檢察力の弱いことのために實際ドロテスクな形をとることが多い。この時代最も多かつた竊盜即ち、馬鈴薯泥棒と薪、石炭泥棒との二つが好適例である。その當時ウイソナの市内電車は連結車に馬鈴薯を積んで倉庫から配給所へ運搬する慣しであつたが、すると子供たちが束になつて連結車にぶら下り、かゝへてゐる籠や袋の中へ持ち切れない程の馬鈴薯を轉し込んでゐる光景が毎日の如く見られたのである。こんなことは何時でも白晝公然と、而も巡査や車掌の見てる眞ん前で行はれ、車掌などは、連結車を追駈けて來られない小さい子供を見ると、空手で歸へることのないやうに馬鈴薯を投げてやつたものである。最初は多分自分の両親に云ひ付けられて來たものが、その次には竊盜を防止する立場に在る人々によつて竊盜の手傳ひをして貰ふと云ふに至つては、少年にとつては權利概念 (Rechtsbegriff) の甚しき混亂を意味するの外はない。

確かに斯うした場合には模倣 (die Nachahmung) と云ふものが決定的な役割を演じてゐるものであるが、これは少年の成長にとつて善きにつけ惡しきにつけ決して「あまく見」てはならないものであ

誰も彼も他人の財産を尊重しなくなると、少年までが釘付けにしてない物は何でも手當り次第に盗むやうになる。掏摸は特に顯著でまるで流行病の如く、團體組織まで持つやうになり、また十歳前後の子供が強盜で檢舉される。検事長の指摘するところでは、少年が共同して押込みをやつたり、極めて狡猾な竊盜や詐欺に關係したとのことである。斯うした實例は其の他の點に於ても當てはまる。即ち大人は懶惰で、失業救済費を當てにして暮してゐると、少年も亦同じことをやる。而もそれは特に頽廢的な結果を惹起したやうである。先づ始めには偽造犯罪や救済費詐欺などがひつきりなしに行はれる。更に、少年審判所保護司の経験によると一層重要な點であるが、失業救済と云ふものは少年にあつては極めて忌むべき労働嫌忌の習慣を随伴し、同時にブラ／＼遊んでゐる間には勝手に怪しげな仕事を始めたり、甚だ如何はしい仲間と怪しげな遊び場に出入すると云ふやうな強い誘惑をも生ずるのである。少年は例の戦争景氣の頃には収入も多く贅澤な暮しに馴れ、それがために今となつては享樂の生活から足を洗ひ緊禪一番するだけの抵抗力を取戻すことは中々容易でないだけに、前述のいゝんな誘惑と云ふものは一層呪はしいものとなつた。のみならず、労働に従事するよりは開取引や暴利商賣を營む方が手取早いと云ふことを大人から學ぶ。自分の家に金はなくとも開取引すれば往來に轉つてゐるのである。また少年は品物買ひ漁りの旅行に連れられて行つて遊びながらに儲けられることを目撃し、結局は自分勝手にやり始める。これが一旦巧く當らうものならそれこそ不幸の第一歩である。



少年には煙草の闇取引が特に好んで行はれたやうであるが、これは何しろ大人でも巧く手に入れた煙草一箱で以つて一日の賃銀にも匹敵する程の儲けが出来たものである。また甚だしく氣障なのは少年が闇取引をする恰好であらう。その育ちから云つて商賣と云ふことより他に何も念頭のないやうな少年は、この誘惑には克てなかつたものである。

相當有名なオーストリアの中學校の話であるが、上級生が共謀して大麥を車一臺分買ひ込み之を闇取引で賣り付けたと云ふ。こんな小さな取引でも魅力があるのであらう。またある中學校では、一人の生徒が二三足の婦人用の手袋を十五クローネで買込んで來て之を友達に轉賣したが、すると學校内で七人の手を経て、結局は三五クローネで學校の外の者に渡つて行つたと云ふことである。このやうな元は單なる冗談に過ぎない事件も、一體學校通ひの子供などにこんな仕事の機會を何時與へたものだらうか、或は如何に思ひ付きとは云へ斯うした機會を何時探したのか、と云ふ事情を説明してゐるのである。

然り而して一切の結果如何。諺に曰く「悪銭身につかず」と。(Leicht Erworbenes wird leicht verschwendet.) かくして大小成金の群は料亭や映畫や流行品商店で金錢を浪費する。とりわけ少女たちは、闇取引者がいかゞわしい婦人室に持ち込んで來た見馴れない贅澤な衣類に現を抜かす。派手好みは下層階級にまで滲透して、自分たちが經濟的に没落しつゝある事實をも顧みない程に夢中になる。「少年審判所保護司は未だ曾つて、輕兆や娛樂慾に基く少年の斯くも多數の犯罪を取扱つた例がない。依然として進行する不良化の傾向は、曾つてはそんなことのなかつたウインナ縣に於てさへ見られ、而も昔は少年を悪い影響から防ぐ力のあつた兩親や親族を有つてゐる少年さへも不良傾向に取りつかれて了つた。」

恐らくはこの點に戦後の環境全體を刑事學者にとつて興味深き一現象たるその時代の風俗犯罪に結び付ける端緒が存在するであらう。この風俗犯を理解するためには一般的頗癢と風俗犯罪との間に區別を立てねばならぬ。少年就中少女の風俗頗癢は、明らかに戦争終結及びインフレーション直後から實に憂慮すべき程に増加したのであるがこれに就ては既に述べたところである。少年の花柳病の蔓延竝に少女の賣淫の増加はその證據である。例へば一九二三年ウインナに於ては學童二六名、十八歳以下の少女五三五名が密賣淫で拘留されてゐる。斯くの如き風儀の頗癢は犯罪徵表學的には墮胎指數の急激な増大となつて現れてゐるが、これは實際大部分は性的無思慮の結果たる現象であり、またその結果に對する責任回避と相呼應するものである。墮胎で有罪となつた者は戦前四年間に於ては二一名、其の後の十年間の中で四年間分を見ると一〇名であり殊に一九二三年には戦争直前の一年間分の十二倍を示してゐる。翻つて本來の性的犯罪の領域を眺めると先づ始めには戦後著しい減少を示し、一九二三年に至つて漸く變動が現れてゐる。とにかく風俗犯罪は竊盜犯が既に減少した頃になつて最も多くなつてゐるのである。それは保護事業の經驗とも一致するところがある。その消長に關して保護事業家側から次のやうな端的な言葉を聞いてゐる。即ち、不良化は戦時中殊に兒童を仕事に使用することが當然のやうに行はれた頃から始まり、第一階段は困窮のために馬鈴薯を盗むことが特徴であり、第二の段階は薪炭の竊取、第三の段階は「何でも盗むこと」(Alles=Stehlen) 最後に竊盜の減少に伴ひ風俗犯の増加が現れる。

斯くの如く少年の風俗犯、花柳病、賣淫及び墮胎が著しく増加してゐることを以つてすれば、之を要するに、前年播いた種が生へたと云ふことが出来る。戦時及び戦後に於て少年の未曾有の風俗頗癢



が直接には性的犯罪となつて現はれてゐないのは、それは唯飢餓が蔓延してゐたからに過ぎない。經濟的窮乏のドンドン底に在つては、竊盜と精々のところ賣淫とが繁榮したが、強姦凌辱は増加しない。然し經濟状態がいくら好轉し飢餓状態が緩和されるや否や、情慾 (die Triebe) が昂進してきた。それは教養によつて抑制することも出来ず、また却つて煽情的雰圍氣によつて剩すところなく煽り立てられてゐたのである。即ち、完全に無軌道になつた映畫の煽情的な演技や刺激的な廣告、宣傳ビラ等、これに對しては少年を損ふ如何なる卑猥を以つてしても打克つことを得ない。而も最後には大人が模範を垂れる。これも決して無視するを得ない程度のものであつた。

かくして少年不良化の現象は戦後好轉せず、父や教師が夫々歸還したにも拘らず寧ろ却つて一層惡化したことは多言を要せざるところであらう。とにかくこの時代に於ける少年の家庭状態は決して依然としてより満足すべきものとはならなかつたのである。父親は例ひ戦死はしなくとも、砲彈のために不具となつたり病氣になつたりした者が多く、ためにその子供たちを疎んじ、またその職業を破壊され、或は夫婦關係に動搖を來してゐる者が多かつた。寧ろこの最後の點こそ重大な意味がある。と云ふのは、戦時中輕卒な結婚が多く行はれたゞけにまた平和克復後には離婚が流行するに至つたのである。而も兩親の不和と云ふものが、子供の不良化する主なる原因であることは夙に知らるゝ通りである。然るにオーストリアに於ける状態は特に憂慮すべきものがあつた。オーストリアではカソリック教信者の夫婦は法律上離婚することが出来ない。然るにウィenna市參事會はその免除を與

へて括然たるものがあり、また一旦離婚した夫婦をも結婚させると云ふ風であつたが、大審院は之に反しかゝる婚姻を以つて無効とし、従つてその間に生れた子供は庶子と認めるのであつた。かゝる法律上の混亂に加ふるに今度は住宅難が襲つて來た。離婚した夫婦は夫々慌て、結婚することが多いが、然し住居は全然見付からない。そこで以前の夫婦が夫々現在の配偶者及び三通りの子供たちと同居生活をする世帯があるわけである。その結果は名狀し難い混亂状態となる。然るに非劇の主人公は子供たちである。面白いことには、ウィenna少年審判所では一九二一年だけで八四五件の離婚事件を少年犯罪のために仲裁しなければならなかつたと云ふことである。

斯様な状態の中で最も悲しむべきは恐らく次の點であらう。即ち、却つて少年犯罪とその不良化が年と共に増大しつゝある時代に於て、そのやうな推移を阻止すべき可能性が依然として減退して行くことである。既に一九一五年の警察報告によれば、矯正院では監督者や監視人が多數召集された、めに收容力の減退を來し、矯正院で行はれてゐた感化事業も同様の理由から衰退し、また私的保護團體に於ても少年を預る能力は次第に減少したのである。後には給養竝に暖房困難が公私何れの收容所に於ても深刻となつた。病氣の場合でも必要な治療を施すことさへ不可能となり、そればかりなら未だしも、母親が子供を感化院に引渡すことを拒絶するやうなことさへあつた。母親はその子供の儲け即ち多くは闇取引を唯一の頼りとしてゐたからである。遂に之を以つて圓周は完成する。一切の窮境を齎した同一の事情が、またその窮境を打開すべき方策をも阻止するのである。



以下ウインナ少年審判所の記録中より、叙上の経過を説明するに足るべき事件にして、一九一八年及一九一九年に発生したものを要約して掲げることしよう。

ローザ・K、十五歳、父は一九一五年に戦死、母は職業婦人、依つて此少女は自ら家政を處理せざるべからざりき。四人兄妹。後見人なし。工場の金屬部分品及び、上衣一着を窃取す。質札窃盜、パン及穀物の鎖取引、パン券偽造。其の後の報告によれば、職なく、無思慮なる生活。

アロイス・A、十六歳、父は植字工、母は家事に従事す、七人兄弟。本人は袋物工弟子。親方の召集のため暇をとる。中央郵便局臨時雇。勤務中他の若者に教へられ石炭計算書を偽造し、後にまた使ひの途中計算書の金額を改竄す。親方の歸還後再び徒弟奉公に出さる。

アドルフ・イーネ・K、十五歳、父は補助労働者、母は死亡。本少女は補助労働者。五回に亘り夫々異なる住居を申告し、食糧品購入券を騙取す。

ハインリッヒ・H、十二歳、父は召集、母病身にして教育に不適當、また子供に對し甚だ弱し。室内に子供の持ち歸へりたる石炭、薪、食糧品箱を積み重ね、母は樂しげに語る。犯罪、竊盜。極めて不良。街路を彷徨し、學校を怠る。

カール・S、十五歳、父は一九一四年以來捕虜收容所にあり、四歳より十六歳迄六人兄弟。赤貧。本人は燻肉製造見習奉公。不良經歷なし。風評良。母は作業中卒倒したる際、食糧配給切符、所持金及び生計費割當書等全部を盗まる。右の理由により二ヶ月以來生活資料の割當なき旨審理の際陳述せり。本人は主人の許より數回に亘りソーセイジを窃取し、これを弟をして同居人に賣却せしめ、得たる金員を以つて母及び妹等の窮境を救はんとしたり。

フリードリッヒ・S、十四歳、父は召集、母は女中奉公。未丁年の子は本人のみ、高等小學生、放課後は監督する者なし。母なき素行不良なる十五歳の少女と墮落す。母訓戒せば反抗心を起し、母の衣類等を入質して、前記少女と共に映畫其の他の遊戯場に入出入す。母如何ともする能はず。

ヘドウィヒ・D、十四歳、父は仕立職人にして召集さる。母は家事に従事す。二十二歳を頭に七歳まで四人の子あり。この少年は放課後母の食料品購求を手傳ひ、二歳になる長兄の子を守りす。長兄は召集され長兄の愛人は兩親と同居す。本人は常

に街路を徘徊す。實に悪友多し。常に少年の群に伍して停車場を徘徊し、屑物を拾ひ集む。曾つて拘留されたることあり、忍込み窃盜なり。本人は燻肉製造見習職工たらんとせしも、戦争のため適當なる師匠見當らず。父の歸還後は嚴重監督したるを以つて行狀良好となれり。

レオポルド・V、十六歳、父は指物職人、母は家事に従事す。本人は指物見習工なり。犯罪、合鍵を以つてパン運搬車を開きパンを窃取せんとして未遂に終る。父はその子に食を與ふるを得ざる旨訴ふ。本人は常に空腹にして、意志減弱且つ愚鈍なるを以つて空腹に耐ゆるを得ざりしものなり。

ジョセフ・G、十三歳、父は荷造人、母は家事に従事す。八人の子あり、うち四人は扶養するを得ず。本人は母肺患のため屢々用を云ひ付けらるゝを以つて、中途退學す。家庭は戦争のため赤貧状態に陥る。母は空腹のため屢々倒れたるもまた勇を鼓し労働に従事せざるべからざりし旨を語る。幼き子等は何れも悲惨なる状態に在り。本人は一九一八年パン工場を掠奪せんとして未遂に終れり。

G家、父は召集され、母は病身なるも外に出て働かざるべからず、母は子等のため田舎に赴き食糧を調達す。八歳を頭に一歳までの子供五人あり。子供等は母が田舎にて食糧を掻き集むる間、二、三日間に亘りて家に放置さるゝこと屢々あり。Gの不在中は八歳の少女他の子供の世話をなし、他の子供は何れも丸裸にして、二歳の子供は自己の糞尿に塗れ、唯一つの不潔なる襦袢にくるまり、冷い部屋の床の上に横はれり。子供は何れも榮養不良にして、室内は極めて不潔のため一步室内に踏み入れんか慄然たるものあり。子供の身體を害するものとして告發せられたるも、貧困なると給養困難なる點を斟酌し、母は放免せられたり。後に至り、同居の少年にして前記の子供に對し猥褻行爲に及びたるの故を以つて告發せられたる者ありしより、少年審判所は再度この家族に付審問するところありたり。

ローザ・P、十八歳、父はハンガリヤに於ける軍用列車に召集せられ、母は夫に従ひ、ために子供等はウインナに取殘されたり。この少女は何等の職業にも従事せず、淫蕩なる生活に耽溺し、弟等と共に父母の家財道具を賣り喰ひす。妹等は床の上に薬を敷きて寢床とす。この少女は見知らぬ男子を住居に伴ひ來り、結局性病に傳染す。後に母親歸へりしもその墮落せる子を如何ともする能はず。末子の如きも痛く長女の悪感化を受けたり。

エラ・B、十七歳、父はカルルスバード近郊に手袋店を営みたるも、戦争のため一切を失ひ、ウインナに來り極貧生活を



送る。両親共病身なり。この少女は曾つては立派な子供なりしも、大都會の影響の下に成長し漸次浮浪癖を有するに至り、素行不良となれり。暫くは各種の店員を爲したるも、常に放埒にして解雇されたり。母の最後の持物まで盗み、匿々出奔して數日間歸宅せざることあり。押收されたる手紙を見るに、交友の不良と不品行を示唆するものあり。

セント一家、父は戦争當初より召集され、目下イタリアの捕虜收容所にあり。母は家事に従事す。十七歳を頭に五歳まで七人の子あり、母親はその子等と折合良好ならず。十二歳のフランツと呼べる息子の行狀悪化せしは、極めて嚴格なりし父親の長く不在なりしと、學校の屢々閉鎖せられたるが故にして、その結果樂しき家を持たざるを子供等は爲すこともなく街路を徘徊せり。子供等はコーヒーと野菜パンを食するのみにして、顔色蒼白にして元氣なし。彼等は身體相應の衣類も肌着をも有せず。比較的部屋は大なりしも、四箇の寢臺に入人が寝るなり。十二歳のフランツは既に如何なる點より見るも完全に不良化せり。母親の言によれば、十七歳の娘は職業はなきも、「他の方法」(實淫)にて收入ありと云ふ。

アウグスト・H、十六歳父は皮革商を営みしが、戦争中豫備中尉として召集せらる。そのため母親は憂鬱症に罹り、子供等を充分監督することを得ず。この少年は一年間商業學校に通學せしも、父の召集後は行狀不良となれり。秘かに上等兵の軍服を着用し、二回に互り半額切符を以つて「品物集め」の旅行を爲したり、そは一面虛榮心に出で、また私人なるの故を以て「振き集め」たる食糧品を沒收せられざらんがためなり。

エドヴァン・B、十五歳、無職。父は室内裝飾師にして戦争當初より召集せられ目下行衛不明。母は夫の召集後街燈點燈入りたり。久しく患ひたる後一九一九年二月死亡す。イタリア軍の捕虜となれる息子あり。なほBの外に三子あり。Bは母を助くるため用務に従事せざるべからず。用務に従事する裡悪友を生じ、學業を怠り好んで映畫館に出入す。犯罪はミルク罐の窃盜及び食糧倉庫侵入。

アルフレッド・C、十六歳、國民學校並補習學校卒業。父所在不明。本少年は最後に祖母の許に引取られ賣物商を手傳ふ。主として「品物集め」に従事す。犯罪、ある旅客に乗車券を買ひやるべしと申出で、受とりたる乗車券を騙取す。二日間の拘留。釋放後再び主人の金四百クローネを拐帶せり。

## 第五章 概 括

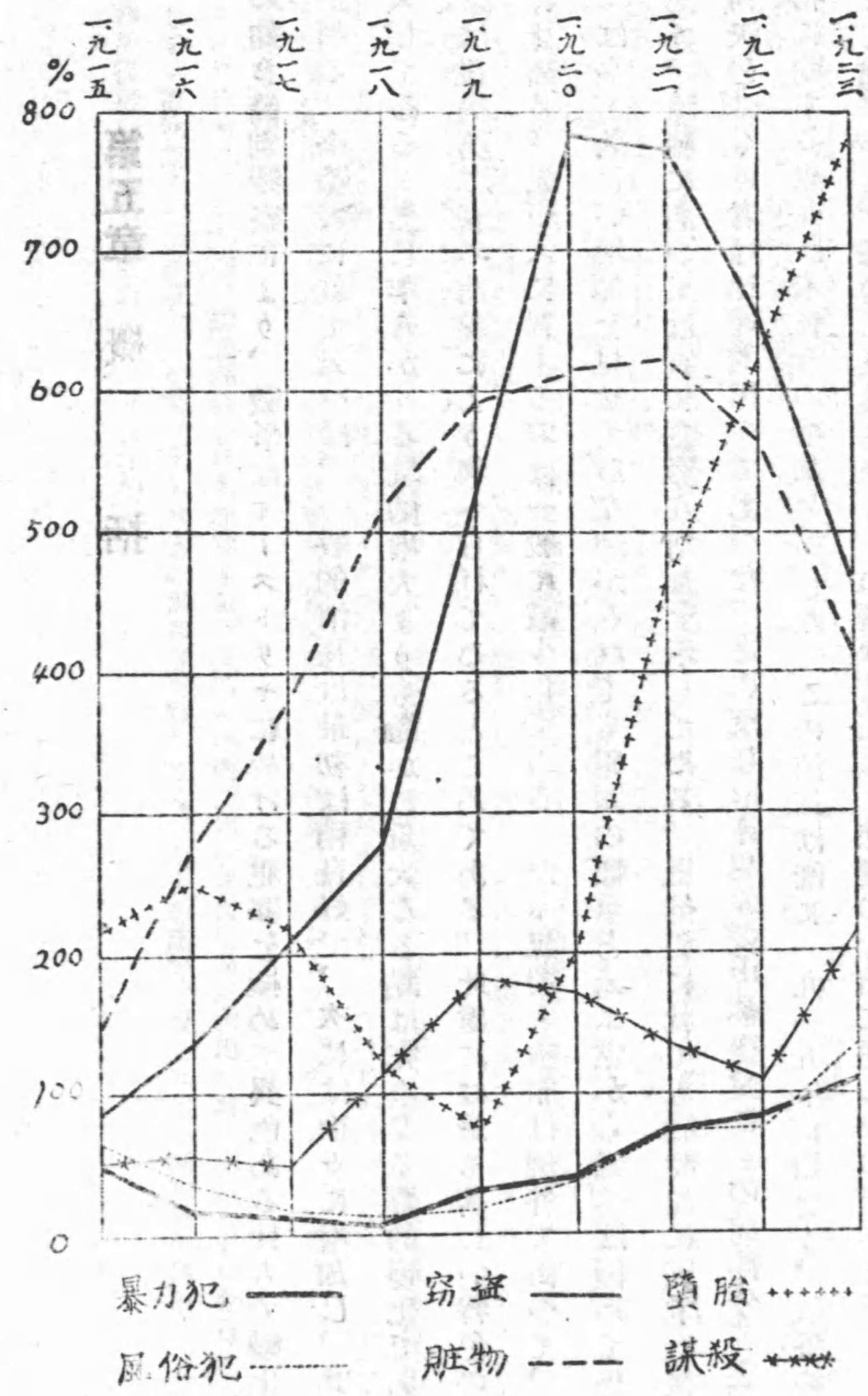
彼上の如き個別觀察により、戦争はオーストリアに於ける犯罪を極めて異色ある仕方では變化せしめたことが判る。全體數に就て云へば、一般的消長は最初は稍良好で、次には徐々に増加し、其後は急激に増大してゐる。然し乍らかかる量的増大よりも遙かに重大なる點は完全なる質的變化である。これが觀念は後掲第二表の曲線により與へられてゐるところである。此處には最も著しい特色のみを再説するに止める。先づ人に對する罪は一般に減少してゐる。たゞ謀殺と墮胎は例外であつて、謀殺犯にあつては毫も著しい増加を見せてゐないがそれでも犯罪の輕重と云ふ點から云へば極めて恐るべきものがあり、墮胎にあつては實に急激な増加を示してゐる。風俗犯に就ても戦時並に戦争直後に於ては有罪判決を受くる者は比較的僅少であつた。之に反し財産犯罪就中竊盜並にその同伴分子(Traubant)及び贓物に關する犯罪は未曾有の増加を示した。この消長は既に一九一五年に始まり、戦争終了を以つてしても猶終結せず却つて其後に至りその廣さは正しく悲劇の大詰に達したのである。

獨逸の戦争犯罪も全く類似の特色を示してゐる。唯一つではあるが極めて雄辯な數系列が之を説明するであらう。傷害と竊盜、この兩犯罪は平常時に於て獨逸刑事裁判官をして最も多忙ならしめた犯



罪であつた。数字上では両者は一九一三年には略相拮抗する状態であつた。然るに大戦はこの状態を完全に破摧した。傷害は減少し、竊盜は増加する、而も十年の後には統計によれば竊盜は傷害の十

(第二表)  
犯罪の變化  
戦前との比較 (自1911年平均=100 至1913年)



倍を示してゐるのである。斯くの如く傷害の数字が減少するに就ては訴追力の減退と云ふことも亦確かに與つて力があるのであるが、然し猶且つ此の場合には明かに犯罪徴表學的概況の徹底的な變化に直面してゐるのである。(文献第一四)

また犯罪の外形 (Erscheinungsform) も變化した。即ちそれは「戦時色を帯び」(kriegsrischer) たるたのである。竊盜の目的物は戦時窮迫によつて左右せられ、詐欺の手段も戦時の生活方法や考へ方に適應することとなる。然し最も重大なる點は、武器を携帯せる竊盜竝に襲撃が増加し、集團犯罪 (Bandendelikt) が増大したことである。即ち斯く云ふことを許されるならば、無用な傷害 (die zwecklose Körperverletzung) が減少してゐるにも拘らず、掠奪や竊盜の際に凡ゆる形式の暴力と脅迫が極めて頻繁に利用せられるやうになつた。

最後に犯罪の主體に關して、戦後に於ては特に戦線よりの歸還兵士が殊に暴力犯罪の領域に於て専らその責を負ふべきであらうと考へることは、如何にも有りさうなことである。然しまさかそれは實驗的に證明されてゐるわけではあるまひ。(文献第四〇、第三) 假りに百歩を譲つて、戦争を體驗したための悪影響がこれ等の歸還兵士に就て確證せられたものとしても、その悪影響たるや、野蠻な暴力と云ふ方面に左程強く及ぼしたわけではなく、寧ろ定職に従事しまた必要あらば就職口を求め習慣がなくなつて了つたと云ふ事實の中に看取せられるのである。即ち兵站部や塹壕の中では懶惰によつてこそ損はれもするが、野蠻化のために損はれると云ふことはない筈である。



之に反し戦時に於ては婦人及び少年が「犯罪徴表學的戦線」(Kriminalistische Front)に立つてゐる。(ヘブラー) 婦人犯罪に就ても或る種の變化せる特徴を認めるが、それは吾々が簡単に婦人犯罪の男性化と稱するものである。謀殺、傷害、危険なる脅迫、官憲に對する反抗、公然暴行、重竊盜、等の犯罪のことく、戦時並に戦後に於ける婦人に就て、平素吾々が弱い女性の場合に見馴れてゐたより遙かに重大な役割を演じたものである。竊盜に就ても同様である。即ち婦人の竊盜は戦時に於ては平常の男子の竊盜より猶多い。斯くの如き婦人犯罪の變化は刑事學者の極めて重大視するところであるが、心理學者にとつても亦興味ある問題であらう。蓋し婦人は男子に代つて社會的地位に任ぜられたのであるが、婦人は亦その反社會的態度に於ても明らかに男子に接近して行つたのである。最後に、その當時に於ける結果の最も重大なる現象として少年犯罪を證明したが、それはオーストリアの犯罪史上その外延と形式から云つて前古未曾有のものであつた。

かくして刑事學者は、戦時に於ては行爲 (Handlungen) 並に行爲する人 (die handelnde Person) に就ても本質的な變化のあつたことを認める。そして戦後と云ふ時代はもう一度犯罪に強い刺戟を與へたのであるが、而もその場合犯罪群と人間群との本源的な關係を再建すると云ふことはしなかつたのである。斯くの如く犯罪徴表學的全体に變化したことは、單に戦争の偶然的なる隨伴現象たるに止まらず、寧ろ戦争を通じて惹起されたものであると云ふこと、このことに就ては恐らく一點の疑問を存する余地もあるまいと思はれる。之に反して、然らば戦時事象とかの社會倫理的變革とを

聯繫せしむる楔は一體何處に求むべきかの問題に至つては解答は依然として不明確である。この問題は絶へず我々を驅つて、犯罪指數の變化の中にその影響を認め得べき時代の經濟事象へと赴ひかせるのである。それと同時に、經濟的窮乏の蔓延と云ふことは成程重大な意義を有するものではあるが、然し己が肉體の上に直接缺乏を體險しつゝある個人々々をして犯罪に陥らしむる、と云ふことのみを以つてしては決して透徹せる認識に到達せしむるものではあるまい。缺乏感は之を「他人」が苦しみつゝある場合と雖も深刻なる影響を與ふべき犯罪原因となるのである。一般的窮乏に乘じて利慾を圖らんとするのはとりわけ極めて大掛りな暴利犯罪 (Wucherkriminalität) であるが、戦争詐欺師 (Kriegsschwindler) が同胞の凡ゆる困窮に乘じて之を搾取するのも亦同様である。竊盜と雖も前二者程に増加したわけでは決してないだらうと思はれるが、若し實際上直接自身自身で飢えと寒さに苦しんでゐる者のみが竊盜を犯したものととしても、それは寧ろ他人の窮乏と云ふことが、盗人をして何時でも手取り早く、安全且つ高價に贖品を賣却することが出来ることと云ふ好餌多き期待を抱かせたからである。更に一般的物資缺乏は例の物價騰貴を伴ふたのであるが、それは平常ならば一顧の價値なき物をさへ悉く一種の價値物 (Wertobjekt) に化せしめ、同時に歡迎すべき竊盜の目的物たらしめたのである。最後にまた國民經濟の窮乏もかの勞働市場に於ける完全なる變革を誘起し、數千の薄志弱行の徒をして或は職場に於て有望な犯罪の機會を與へ、或はその後の失業によつて直接の窮迫へと陥れたのである。若しも空腹の余りパン運搬車を掠奪したり慰問袋を破つたりするならば、それは



勿論自分自身の窮迫のために犯罪に陥つたと云ふべきである。然し乍ら、直ぐに高價に他人に賣り付けることが出来ること云ふので銅や皮や石炭を盗んだと云ふ場合、或は飛ぶやうな賣れ口があるからとてパン配給券を偽造したり、僅かな内金で穀粉が手には入るとして他人を欺いたり、まさか買手の方では試験をした上で金を拂ふと云ふやうなことはあるまいと砂糖に砂を混じたり紙底の長靴を賣り付けたら、或はまた許可なくして商品を貯藏したり空室を持つてゐるから口留料を喝取したりする場合——斯う云ふやうな場合には自分自身の困窮が犯罪に陥らしむるのではなくて、寧ろ被害者の困窮に乗じて利得を得るのであり、換言すれば、要するに全般の困窮その者が始めて犯罪を可能ならしめるわけである。

少年に就て云へば、尙他に重要な犯罪因子即ち或る場合には經濟的窮乏に支配せられ、或る場合には經濟的窮乏とは全く無關係に、極めて重大なる結果を生ぜしめる犯罪因子に遭遇することは多言を要せざるところである。我々は戦時の風儀頹廢を論じ、且つ、戦後にあつては成年に就てもある程度重要な犯罪特徴があり、それは明かに戦時並に戦後の事象と密接な關係を有する道徳上の抵抗力の減退を以つて説明するの外なきことも知り得たのである。この點に就ては猶言及するであらう。然しこの點がどれ程重要にもせよ、戦後に於ても經濟的窮乏は犯罪を支配するモメントであることには毫も變りはないのである。かゝる主張はまた全體の消長の相當喜ぶべき側面を觀察してみても證明されるところである。とにかく暴力犯罪及び風俗犯罪の特に著しい減少は主としてアルコホルの缺乏

と一般的榮養低下とによつて説明すべきであることが判つてゐるのであつて、それらはまた經濟的窮乏の間接の結果なのである。

偕て又、斯くの如き諸事實とその解釋とを、他の國民が今次大戰並に既往の戦争に於て體驗したところのものとを比較することは興味がある。また實際既往の戦争はこの問題に就て検討する機會をいくらでも與へてゐるのである。

獨逸の方面に就てみるならば、プロシヤに於ける犯罪の消長（一八五四年乃至一八七八年）に關してW・スタルケ氏の立派な研究があり、これは同時に一八六六年及び一八七〇年同七一年の兩度に互る戦争の影響をも考慮に入れてゐる。（文献第六一）その中から興味ある點を要約すれば次の如くである。この兩度の戦争は犯罪の著しい減少を齎したが、殊に後の戦争に於て然りであつて、而もこの現象は青年の召集と云ふことを以つてしても充分に説明し得ざる程の減少を齎したので、寧ろスタルケ氏は「國民的力の自覺と、それより出發して國民の一致團結せる思想行動を振作せしめたこと」が斯かる良好な結果を齎したのだと考へるに至つた。（フランスに於ても一八七〇年の戦争は少からず國民的感情によつて支持されてゐたにも拘らず犯罪に對して良好なる結果を齎したとは認め難い。）然るにこの喜ぶべき状態は長くは續かなかつた。一八六六年の戦争後プロシヤの犯罪は激増を示し、一八六八年には特に竊盜はその頂點に達したのであつて、それ以前の十年間にも、またそれ以後の十年間にも匹敵するものがない。一八七〇年同七一年の戦争も亦同様であつた。一八七四



年に至つては、犯罪曲線は既に戦争の状態を凌駕し而も竊盜竝に傷害が急激に増加してゐるのを見るのである。かゝる現象と、吾々が今次世界大戦に於て経験したところとを比較せんとする場合に、世界大戦が中歐諸國にとつて意味するものと、かの兩度の戦争がプロシヤにとつて意味するものとは全然相異ると云ふことに留意すべきは云ふまでもない。即ち世界大戦は中歐諸國にとつては正に長期戦であり經濟戦であり敗北に終つた戦争であつた。總てこれ等の點に於てかのプロシヤの戦争とは異なるものがあり、またその犯罪徵表學的影響に於ても自づから相異なるものがあるのである。然しそれにも拘らず示唆多き類似點が存する。全國民の上に蔽ひ被さる戦時事象の及ぼす有利な影響は、かの兩度に互る短期間の、従つて疲弊困憊するまでには至らなかつたプロシヤの戦争に現れてゐるが、世界大戦に就てみても吾々は矢張り同様の影響を認めるのである。勿論それは戦争初期の時代に就て謂ふことであるが、それでも一八七〇年代の戦争の全期間に比して決して短いとは云へない。従つて若し兩者に差異ありとせば、それは明かに戦時の緊張の繼續期間と密接な關係があるに過ぎないのである。七〇年代の戦争が終つた直後には好影響が繼續したに反し、世界大戦の後には犯罪は却つて増加し始めたと云ふことは、恐らく經濟上の事變のために左右されたのであらう。經濟上の事變とは、殊に七〇年代の戦争後は好景氣の状態を示したに反し、世界大戦の後では完全に大詰に向つて進んで行つたことを云ふのである。ところが七〇年代の半ば頃からは再び犯罪が著しく悪化してゐり、これは恐らく當時の恐慌と、それに引續いて起つた危機とに密接な關係を有すべく、そのため財

産犯罪を増加せしめたのであつて、この増加は——勿論比較にならぬ程深刻に——世界大戦後にあつては直ちに始つてゐるのである。過去の戦争が世界大戦と全く同様に、謀殺事件の増加を隨伴した點も這般の消息を傳ふるものがある。この點は亦、革命騒ぎの結果が問題となるばかりでなく戦時體験が成熟せしめた野蠻化の現象が問題となると云ふ、我々の解釋を支持するところがある。従つて全貌にはいろ／＼の相異が存するにも拘らず、我々の説明方法は確かに正しいことが判るのである。

中立諸國に於ける世界大戦の犯罪的影響を觀察し、併せて我國の状態と比較することは我々の研究に更に興味を添へるものあらう。このためにスエーデン、ノルウェー及びオランダを選ぶのであるが、それ等の國の實驗は美事に總括して發表されてゐるからである。

スエーデン及びノルウェーに關しては、スエーデンの統計學者O・グレインランド氏が報告してゐる。(文献第二四)即ちそれによると、スエーデンでは有罪人員數は戦時中減少してゐるが、それは唯罰金を料すべき些細な犯罪が著しく減少したからに過ぎない。重懲役刑及び死刑は之に反して最初は減少したが後には急激に増加してゐる。一九一三年には死刑及び重懲役は四一三名であるに對し、全盛期たる一九一八年には一、三七九名を數へる。それと同時に婦人犯罪は男子犯罪より一層急激に増加し、殊にかく増加せる犯罪に對する少年犯罪の比率は比較にならぬ程増大してゐる。個々の犯罪に就て云へば夫々の消長は全く一樣ではない。經驗上から見て何等かの方法で飲酒と關係ある一切の犯罪は減少してゐる。即ち、國家權力に對する罪、治安妨害、傷害、器物毀棄等は戦前の半ばまで、



飲酒に關する罪は三分の一にまで減少してゐる。これは明らかに法律によつてアルコールを制限したこと、關係があつて、一九一六年から一九二〇年までは戦前に比し一人當り消費高を半減したのである。之に反し暴力犯罪の中で謀殺及び故殺は何等の變化をも示してゐない。戦時勅令の違反は別として全體の犯罪數が著しく増加してゐるのは財産犯罪の故である。殊に竊盜は三倍の増加を示したがこれは正に空前の増加であつた。然し總てかやうな變動は長くは續かなかつた。即ち一九一九年及び一九二〇年には徐々に戦前の状態に恢復しつつある。

ノルウェーに於ても重罪受刑者は最初の中こそ減少したが、一九一八年までは著しく而も二倍半の激増振りである。戦時勅令を除けばこの増加は約五〇%に當る。この増加も亦特に、竊盜及び偽造犯罪の増加の結果である。一方政治犯、暴力犯罪及び飲酒に關する罪は共通に減少してゐる。この飲酒に關する罪の消長はスエーデンの如く恆常的なものでなく、これは明らかにアルコール政策と關係があるのであつて、一九一四年には嚴重な制限を加へたが、間もなく之を緩和したところ、その結果が面白くないので一九一六年末には再び極めて嚴重な制限を加へた。

オランダに關してはロース及びザウエルモント兩氏の論文がある。(文献第五五)オランダに於ける消長は不思議な位參戰中歐諸國の消長と類似するものがある。最初は先づ我國と同様に、一九一四年に於ては有罪人員の減少を來し、次に一九一五年から増加し始めるが、この増加は成年よりも少年に於て著しい。そして戦時勅令違反就中密貿易が重要な役割を演じており、これは空前の規模を以つて

行はれたもので、更にそれと關聯して食糧品券の偽造等も行はれた。然しとりわけ増加したのは財産犯罪である。これを美事に裏書する竊盜有罪人員數を次に掲げておく。

一九一三年……三、一一二	一九一四年……三、〇七三
一九一五年……三、六一八	一九一六年……四、一一〇
一九一七年……六、〇二九	一九一八年……九、七五六
一九一九年……一、二、九七一	一九二〇年……九、二九四
一九二一年……五、六八六	

而も全く我國と同様に「初期の時代には銀製サジやフォークが盗まれ、戦時中は豚の脂身、穀物、バター、卵、コ、ア、燐寸、電線、パン及びバター講入券などが盗まれた。貴金屬商は絶へず強盜に襲はれたが、戦時中はバター、チーズ商店などまで襲はれた。」之に反して傷害はオランダに於ても矢張減少してゐる。ロース及びザウエルモント兩氏は、これが原因としては特に、官廳は重大な仕事が多いためこの種の犯罪を訴追するの違がなかつたと云ふ點を指摘してゐるのであるが、然し戦時中行はれてゐた麥芽の製造禁止並にアルコール消費の減少が與つて大いに力のあつたことは確かであらう。戦後になるとオランダに於けるかゝる状態は漸次變化し犯罪もまたその例に洩れなかつた。直接戦争犯罪が忽ち消滅するは當然としても、その他の點では一九一九年及び一九二〇年がなほ著しい頂點を成してゐる。それは特に、麥芽製造禁止の解除された結果飲酒に關する罪が増加し、それと



共に風俗犯が著しく増加した、めである。少年犯罪は漸次減少を見せたが、それは多分「父親の大部分が召集を解除せられ、それがために子供たちは昔の如く嚴格に監督されること、なつた」こと、密接な関係があるのであらう。

犯罪心理學者たる者は此處に報告されたる諸事實を極めて重大視すべき凡ゆる理由を持つのであるが、而もそれはまた獨逸並にオーストリアに於ける戦争犯罪を解釋するためにである。即ち、中立諸國及び參戰諸國に於ける事象の斯くの如き顯著なる類似性は何に歸せらるべきかの問題である。原因が相等的いと爲す結論、換言すれば及した影響は原因を相等しくすると云ふ結論は、成程今俄かに信じ難いが、然し次の事實だけは確實である。即ち、兩國家群に於ける特殊な戰時的現象は全く種々様々である。而かも中立諸國に於ても動員召集の大規模に行はれたことは勿論であり、事實またオランダの學者も、少年の不良化は我國と同様に父親や先生の不在の結果であると爲してゐるのである。然るに、兩國家群にとつて實際上共通なものと云へば、それは戦争が兩國家群に對して齎した——詳細に見ればいろ／＼の相異點はあるにしても——國民經濟の完全な崩壊である。かのオランダ人(前掲ロース及びザウエルモント兩氏を指す。譯者註)の物語るところを聞けば、宛かも我々自身の思ひ出を辿るか之感がある。即ち、戦争の勃發するや否や恐慌が發生し、食糧異變と共に物價騰貴は増大する、商品の買溜、統制と食糧の缺乏、これがまた一方では密貿易や經濟犯罪を、他方では竊盜の未曾有の増加を齎したのである。却つてオランダでは、竊盜有罪人員は獨逸に於けるよりも劇しく増加してゐるが、これ

は恐らく事實上の犯罪がより多いと云ふことよりも、訴追能力がより大であつたことを物語るものであらう。中立諸國並に獨逸及びオーストリアに於ても暴力犯罪、就中傷害罪が著しく減少してゐることが確認されてゐるが、これは恐らく何れの國にあつても特にアルコール消費の減退を以つて説明せられるであらう。スカンデナヴィヤ諸國では寧ろ組織的な禁酒運動があり、オランダでは寧ろ窮乏に備へて麥芽の製造を禁止したのであるが、結局に於てオランダでも中立諸國でも飲酒の著しい減少が見られそれと共に暴力犯罪が減少してゐるのである。一九二〇年オランダで前述の麥芽製造禁止が解除になつた時再び犯罪が増加し、而も我國に於てもその當時類似の現象が始つたと云ふことは興味ある事實である。

スイスに就ては残念乍ら總括的な犯罪統計がない。然しスイスでも矢張り既に一九一六年に少年犯罪の増加したことが報ぜられてゐる。(文献第二六)其他にはチューリッヒ縣の統計があるのみである。この數字は小さいものではあるが、それでも經濟戦争に苦しめられた中立國家に於ける犯罪の典型的な相貌を示してゐる。即ち、生命、健康、風俗に對する罪は著しく減少し、財産犯罪は激しく増加し、竊盜は特に一九一四年乃至一九一八年には戦前の二倍以上に上つてゐるが、然し一九一九年からは比較的急速に減少して戦前の状態に恢復してゐるのである。

斯くの如く經濟的ブロックを結べる中立諸國と、また別に經濟的ブロックを結べる中歐諸國とが、犯罪の相似性を示してゐるに反し聯合國の情況は全く異なるものがある。かの經濟的因子に基く犯罪



の悉くが驚くほど増加すると云ふやうなことは聯合國に就ては見られないのである。斯う云ふことは、カナダとか日本とかの如く經濟上から云つて直接には全然戦争に苦しむことのなかつた諸國に於て特に明瞭である。即ちこれ等の諸國では正反對の消長を示してゐる。戦時中に於ける犯罪全體の減少、特に婦人犯罪の減少而も戦争から兵士が歸還した後と雖も財産犯罪は一九一三年に比して毫も増加せざるのみか却つて減少傾向をさへ示し、實に竊盜の減少さへ示してゐるのである。(文献第七四)つまり獨逸、オーストリア、スカンジナビヤ諸國の體驗したところとは正反對なのである。

なほ最後に英國に一覽を與へやう。(文献第五八、五九)戦争は英國に於ても犯罪事件の著しい減少を齎したが、例へば竊盜は一九一八年には戦前の六〇%になり、飲酒に關する罪の如きは婦人にあつてさへ八〇%まで減少してゐるのである。斯界の權威者たるエヴェリン・ラッグルスブライス卿は、これが理由として、愛國精神が全國民を奮起せしめたこと、軍需産業が最も素質の悪い労働者にさへ収入の途を與へたこと、そしてそれが最後と云ふわけではないが、戦端開始後直ちに實施された峻嚴な火酒禁止法等を擧げてゐる。勿論犯罪數の減少を考へる際に男子の召集を如何程に見積るべきかは明らかでない。然し兵士の歸還した後と雖も犯罪は依然として多くはなつてゐない。殊に竊盜の如きものも、成程ある種の暴力的形式が慣行せられるやうになつたとしても、依然として戦前の水準以下に留つてゐるのである。斯くの如き良好なる推移の結果として、また同時に新しく罰金刑が制定されて自由刑を制限するに至つた、めに、輕懲役監獄及び重懲役監獄は一九二一年にはがら空きに

なつて了つて、結局その一部は全然閉鎖するに至つたこともあると云ふ事實は寔に注目し値ひする。獨逸やオーストリアの刑務所が、却つてその當時には倍も三倍も收容した監房が囚人で一杯になり、結局刑の執行猶豫を、而も満員のために執行猶豫を認めざるを得なかつたのに較べて何と云ふ奇妙な對照であらうか。

以上によつて歴史的にも犯罪心理學的にも重要な次の事實が指摘されると思ふ。經濟戦争に痛く苦しめられた諸國民の間にあつては戦争犯罪が認められ、これはたとひ軍事的には戦争に参加せざりし中歐諸國と雖も同様であり、之に反して經濟的窮乏とは余り關係のなかつた國民の間にあつてはかゝる類似性は認められない。たとひ中歐諸國と同様にその軍隊を送つて積極的に戦争に参加した國民の場合にも猶且つ然りである。

以上の結果を綜合敷衍して次の如く云ふことが出來よう。我が國の戦争犯罪てふ典型的現象は、軍事上の戦闘の意味で云ふ戦争の結果では決してないのであつて、戦争中は敵國の陸海軍によつて行はれ、戦後に於ては貨幣制度の崩壊によつて惹起された封鎖、即ち國民經濟の壓殺の結果である。貨幣制度の崩壊は外國からの輸入を殆ど全然と云つてもよい位まで阻止したのであつた。オーストリアに於てはクロエネの安定、(一九二二年)獨逸に於てはマルクの安定(一九二三年)が、財産犯罪の好轉と惹ては犯罪全體の好轉への一見して明瞭な轉歸をとるに至らしめたことはまた這般の消息を覗はしむるものではあるまいか。凡そ戦争の犯罪に及ぼした影響を明らかにせんとする試みは常に經濟



的モメントに重點を置かざるを得ないと云ふことは、恐らく以上によつて充分明かとなつたであらうと思ふ。

然し極めて重要な一面から云へば、總て先に比較した事例は獨逸竝にオーストリアに於ける大戦の諸影響とは自づから異なるものがある。即ちこの兩國にとつては敗北に終つた戦争の當然の結果たる完全なる崩壊、換言すれば政治的竝に經濟的大詰は、また犯罪に對する破滅的な影響となつて現れざるを得なかつたのである。試みに想起するがよい、あの當時の全體の氣分を、戦争と革命とが破壊し去つた全經濟層のあの絶望を。喰ふに食なき將校、プロレタリア化した知識階級、承繼國家(Erbschaftsstaaten) 舊奧洪兩國の一部より作られたる諸國譯者より逆流し來れる官吏の一隊、無一文となつた金利生活者、働くに職なき頭腦労働者や技術者の群を。殊に、何等の勝利をも齎らさなかつた戦争の終結、パンは愚か自治權さへ齎さなかつた平和克復、夢に望んだ平等を實現することもなく、熱狂させるやうな新しい思想を民衆の中に吹き込むこともしなかつた革命、これらに對する全國民の失望落膽を何はさて置き想起すべきである。人々は資本主義の倒壊を望んだ、そして倒壊したものは軍事的強制經濟であつた。而も新しく生れた労働者竝に兵士委員の專制の下に、彼等の凡ゆる横暴、家宅捜査、專横な處分等に屈服しなければならなかつた。總て斯くの如き苦杯を喫したのは、數年に互る缺乏のために肉體的には衰弱し、精神的には意氣阻喪せる國民であつたのである。全國民の氣分は一九一四年に於けるかの義勇奉公の精神とは、凡そ似ても似つかぬものであり、而も亦、その犯罪的影響に至つても正に逆轉

してゐたのである。

かるが故に亦、この時代の犯罪事象はも早爾く簡單に、經濟的崩壊の結果として説明することは出來なくなる。況や之を剩すところなく理解せんとするが如きは到底出來ない相談であらう。即ち一般的に道徳的腐敗が始つたのであるが、この社會倫理的現象たるや、場合によつては個人竝に全體の經濟的窮乏とは全く無關係に現はれるものなのである。我々は既に繰り返し「戦時墮落」(Kriegsverwahrlosung) に就て論じ、殊に少年の不良化に就ては、それが戦時に於ける教育難、誘惑の増加や其の他戦争の齎した當時の環境の變化によつて誘起せられたものであることを論じたのである。斯うした不良化の犯罪的影響は戦後に至つて始めて現れることが多いであらう。蓋し、一九一四年當時の男女生徒たちは、丁度一九一九、二〇年頃には、經驗上からみて最も犯罪的誘惑に陥り易い年頃となることを思ふべきである。但し成年に就ても類似の現象の存することを看過してはならない。即ち、勞働意欲の缺乏、出來るだけ勞働無くして儲けようとする性癖、教育や法律意識や羞恥心に根ざす抑制力 (Tegemotive) の減弱等がそれである。既に折に觸れて述べた二、三點に就て、此の場所で簡單に補足して置きたうと思ふ。(同時に文献第一〇乃至一二參照) 戦争と革命が價值の大顛倒 (Umwertung der Werte) を齎すと共に生命竝に財産は顔色なき有様となつた。非業の死や死亡通知などは日常茶飯事となり、そのために人命尊重の念は薄れて行つた。財産に就ても同様であらう。戦線にあつては敵産であらうと戦友の持物であらうと、必要からにもせよ厚顔のためにもせよ、とにかく殆



どその辨別がなくなる、國內にあつては共產主義理論やスローガンが耳もとに喧ましく、社會主義思想は財産の「神聖」を覆へし、平等主義實現の期待は政治的訓練なき民心を惑亂させる。かて、加へて假令他人の財産を侵害しても一向處罰されずに済む實例を何千回となく目撃するのである。法律秩序の神聖と云ふ觀念などは消えて無くなる外はない。人々は法律を犯しても、また極めて眞面目な人でも同じやうなことをしてゐるのを見ても一向に驚かなくなるであらう。そして遂には法律を犯さうとする決意は誰にとつても一層た易くなつたに違ひない、別にそれは珍らしいことでもないからである。

また我々の忘れてならないのは、職業犯人 (Berufsverbrecher) の部隊は戰時中特に好い月日の下に廻り合せたと云ふことである。この犯罪者群は戰爭と云ふ血の穢えによつて我身を損ふことは正直に暮してゐる民衆よりは遙かに少かつた。と云ふのは、軍部は戦線を清淨に保たんがために、往年の懲役人をして戰爭の危険に曝らすやうなことは殆ど希望しなかつたからである。また戰場から逃亡し後方に歸つて犯罪で暮し、有罪判決を受けて、而も執行猶豫となつて出征し、そして又もや逃亡すると云つたやうな者も數多かつたのである。更に軍務不適格者、精神病者、心身低格者の一隊、従つて犯罪衝動や犯罪の機會には特に屈伏し易い連中も戰爭の危険に曝されずに後方に残つた。これ等の犯罪者群竝に準犯罪者群 (Halbverbrechertum) は戰後に於ても「常任聯隊幹事」(Fester Kadler) たるの地位を保ち、而も總ての國民層の中の軌道を踏み外した分子や薄志弱行の徒に對して却つて強

い勢威を張つたものである。(文献第三三) 而もこの犯罪者部隊たるや、一面に於ては智識階級からの援軍を得て「知的的」(«vergeistigt») となり法網を潜る凡ゆる手段奸策の妙を會得し(文献第三〇) 他面に於ては、技術的にも戰爭によつて極めて重要な犯罪用具を取揃へることが出来るに至つて一層危険極まるものとなつたのである。飛行機や自動車犯罪用に使用せられ、ピストルは最も巧妙な侵入者にとつても無くてはならぬ七ツ道具の一つとなつて了つた。之を要するに武器の所有は流行となつて了ひ、さして意味のない政治的暴動や一撥でさへも立ち所に恐るべき光景に變じ、武装せる強盗團の如きは田舎の屋外ばかりでなく燈火節約で薄暗い都會の街頭にさへも、百鬼夜行の如く出沒するに至つたのである。

斯くの如くその數に於てもその裝備の點に於てもより強力となつた犯罪者群に對抗するものは、憐れやその力を喪ひ支離滅裂の境に沈淪しつゝある國家組織 (Staatsorganisation) であつた。何しろ既に革命前から國家の威令は行はれてゐなかつたのである。況んや何人も遵守することの出来ないやうな法令が潮の如く氾濫し、また刑罰威嚇は如何にその止まる處を知らずとも、それを嚴格に適用せんに官吏足らず監獄には空室なしと云ふ有様では如何にして國家の權威を保持することが出来るやうか。またその他の方面から見ても、素直な法律意識を強化するが如きは、到底望むべくもない状態であつた。就中その尤なるものとしては境遇の不平等がある、運命を共にすると云ふが如きは到底考へられない。また一方では血の一滴をも捧げ、義務を履行し、窮迫のドン底に喘へぐ者があるかと



思へば、その一方では厚顔無恥な徴兵忌避者や我利々々亡者があり、時を得顔の戦争成金があると云ふ有様であつた。國家にして斯くの如き事態を收拾し得ないならば自己の發した命令が當然尊重されようなど、思つてはならない。斯う云ふことは既に過去の有力國家に就て試験済みのことであつて、古い諸國家が崩壊し極めて困難な條件の下に新しい國家が再び立ち上らんとする時、強力な軍隊も古い傳統の支持も到底内患に對する自衛の力なく、況んや整然たる秩序の中に安寧を保證する能力もないとするならば、果して如何なる運命に忍従しなければならぬかを思ふべきである。この時代に於ては官廳に對して自己の要求を貫徹せんとする際脅迫手段に訴へることがあつても、脅迫される者の側に相當の抵抗力がなく、ために實際上暴力を使用するが如きは殆ど見られなかつたと云ふ事實も這般の消息を覗ふに足るものである。(文献第二〇) また官吏の瀆職によつて有罪判決を受ける者がこの時代には激増するに至つたと云ふ事實も、更に此の間の消息を裏書するものではあるまいか。而も警察は政治的任務に忙殺され、司法は微弱な時代の話であつたのである。紊亂せる秩序を肅正し得るものは節操と謹嚴の外にはないと云ふやうな時代には、刑の量定は輕くなり、特赦や大赦が流行する。事實また立法は裁判所の減刑權 (Milderungsrecht) を一層擴張し、遂に刑の條件附停止を實施し、死刑を廢止するに至つたのである。

かくては社會が自衛手設を講ずるに至ることは何等怪しむに足りない。果して至る處に自警團が設けられた。この自衛手段の何たるやを最も雄辯に物語る事例は、崩壊時代にウインナの凡ゆる街角で、竊盜や掠奪を犯したる者は死刑に處すべしと云ふ命令を公示したことであらう。この公示には樞密院の署名がは入つてゐたが、然し實際は樞密院にかゝる權能があるわけがなくまた決してそんなことをする考へすら持つてゐるわけはなかつた。つまりこの帖紙は何者とも知れぬ私人から出てゐたのである。而も——それは効果があつたのである。

偕て、犯罪は犯罪を生む (Verbrechen ziehen Verbrechen nach sich.) と云ふ古い經驗がある。これは一面個人に就ても謂ひ得ると共に——そして戦争は、今日は出來心の竊盜でも明日は商賣となり價格の吊上げが詐欺や文書偽造になると云ふ實例を幾らでも提供してゐるが——また一面に於てはこの經驗は、戦争がとにかく證明してゐる如く社會現象たる犯罪に就ても謂ひ得るのである。この觀察によれば、全犯罪層 (ganze Verbrechenschichten) は他の犯罪を土臺として成立し、而も他の犯罪を通じてのみ存續し得るものであることが判る。譬へてみるならば、例の統制令違反の如きも役者の一枚上手の者は、その違反を恐喝の種に使ふ。徵發詐欺や兵役免除詐欺 (Lieferungs- und Militärbefreiungsschwindel) は官吏の收賄となり、この收賄方法はまた他の人間をして——謂はば第三の犯罪層として——袖の下に使ふと稱するもの、其の實は私腹を肥やすために依頼人から金を捲き上げさせる。あの大仕掛な戦時經濟犯罪は國家の食糧配給組織を齟齬せしめ、それによつてまた再び暴利追求や財産犯罪を有望ならしめる。犯罪的な關取引の法外な價格は竊盜を驅り立てる激烈な刺戟劑となる等々である。殊に崩壊時代にあれ程も増加した全犯罪は道徳も遵法精神をも葬り去り、かくて次から



次へと生れる新しい犯罪の整調者 (Schrittmacher) となつたのである。

斯くの如き状態を改善するは二つの条件を満たした時に甫めて可能である。先づ第一に政治情勢が出来るだけ安定し、新しき國家が崩壊の危険を免れて充分強力なものとなり、その國民の生命、自由、財産を何處々々迄も保護するやうにならねばならぬ。一九二〇年最後の危険な暴動が幸ひ未然に防がれたが、爾來或る程度の安定が齎らされそれと共にまた犯罪も下り坂となつたのである。第二の條件は經濟復興であつた。それは一、九二二年の秋に至り貨幣制度の調整と共に始つた。次に我々は實際上一九二三年も亦復興開始の年であると稱したのであるが、これにはなほ或る意味から云へば「犯罪の復興」(«Wiederaufbau des Verbrechens») も亦齎らされたと云ふことを附加へなければならぬ。即ち戦前の状態の復歸が始まりつゝあることは、戦時並に革命時代を通じ抑壓されてゐた犯罪が再び前面に現れるに至つたと云ふ點に視はれるのである。譬へば一九二三年に至り官吏に對する暴行、危険なる脅迫及び恐喝、故意の器物毀棄並に風俗犯罪の如く、一九一四年以來或る程度有罪人員の減少を見せてゐた犯罪が何れも再び往年の數字に達し、或はそれを凌駕することさへあつたのである。たとへば財産犯罪が次第に減少し平常の状態に近づかんとする傾向を明かに示してゐる點は慶賀すべきである。然し勿論戦前の數字の再來と云ふが如きことは論外であつて——就中竊盜は——近き將來に於て戦前の状態に到達し得べしとは、かの慘めなる平和條約の諸規定が修正せらるゝことなく存續する以上は到底想像し難きところである。

されば刑事學者は決して將來を樂觀することを得ない。今は既に實際上戦争の凡ゆる結果を概観したのではあるが、とにかく今日まで未だ現れてゐないやうな戦争の影響を將來の犯罪の中に看取しないとは、何人も保證出来ないだけに益々樂觀を許さないのである。この想像し得べき戦争の遠距離作用 (mögliche Fernwirkungen des Krieges) に就てなほ數言を費して結論とせねばならぬ。——一八八〇年代に於て獨逸の少年犯罪が著しく増加した時、これを以つて胚毀損 (Keimschädigung) の結果なりとする者が少くはなかつた。一八七〇年同七一年の戦時中に受胎した子供は生れ乍らにして胚毀損を受けてゐたと云ふのである。萬一これが正しいとすれば、我々はまた一九三〇年頃から類似的の現象に當面するわけであらう。然し遺傳の研究はかゝる見解の正しさを證明することも出来ずまた勿論それを否定することも出来ないでゐる。寧ろそれより理解し易いのは、現在發育盛りの少年が戦争の遺産として相續しなければならぬ肉體上の結果である。譬へば佝僂病、肺結核、その他一般的榮養不足の結果を考へるが好い。更に戦争直後に於ける性病の蔓延と、その妊娠中の胎兒に及ぼした性病の影響とを考へるが好い——總てこれ等は刑事學者が必ず注意すべき事項である。蓋し肉體上の低格性 (körperliche Minderwertigkeit) が生存競争場裡に於ける障礙物として、また犯罪の原因として有する意義を知らぬ刑事學者はよもやあるまい。同様の理由から戦争廢疾者 (die Kriegskrüppel) に就て少しく述べておきたい。少くとも今日では監獄に於ける廢疾者が既に著しく大きい割合を占めると云はれてゐるのである。然しより重要な點は道德的惡影響であらう。即ちその犯罪的影響になほ



切迫したものがあられると思はれる。試みに、戦争後不良化した少年や、戦争状態のために別れた夫婦間の子供を思ふが好い。犯罪や賣淫の共通原因たる孤兒の運命を、そして戦争中父を失つた多くの子供たちを思ふが好い。總てこれらの事情がどの程度まで犯罪の分野に影響を及ぼし續けるかは何人も知らない。然し乍ら、この影響が必ずや悪いものであらうことは恐らく何人も之を疑ふ者はあるまいと思ふ。

以上で世界大戦の犯罪徴表學的總決算は終つたのである。何人が將來責任ある地位に立ち、いざ戦争か平和かの運命の岐路を決すべき秋に臨みなば戦争は血と黄金の生贄のみならず、また道德の生贄をも欲するものなるを思はずして、願くば輕々に決斷を下し給ふ勿れ。

(了)

## 引用文献目録

1. Allgayer: Wirtschaftspolizei, (In: «Die öffentliche Sicherheit.» Wien.)
2. —Kriegswucheramt und Kriegswucherbekämpfung, 1919. (Beitrag zu Loewenfeld-Russ; 第四八参照)
3. Aschaffenburg: Das Verbrechen und seine Bekämpfung. Heidelberg. 1923.
4. Bericht des Ausschusses für Heereswesen über Berichte der Kommission zur Erhebung militärischer Pflichtverletzungen im Kriege. (Nr. 974 der Beilagen zum stenographischen Protokoll der konstituierenden Nationalversammlung.)
5. Bunzel: Geldentwertung und Stabilisierung in ihren Einflüssen auf die soziale Entwicklung in Österreich. München 1925. Insbesondere folgende Beiträge.
6. —Krutsky: Löhne und Gehälter.
7. —Madie: Die Bezüge der öffentlichen Angestellten.
8. —Klezel: Die Lebenshaltung.
9. —Artl: Der Finanzhaushalt.
10. —Radakovic: Die soziale Sittlichkeit.
11. —Zorn und Seidl: Die Handelsmoral.
12. —Dresler und Weinberger: Die Geschlechtmoral.
13. Bylöf: Zur Psychologie des Strafrechts. (Monatsschrift für Kriminalpsychologie und Strafrechtsreform, 12. Jahrg., S.



78.)

14. Exner : Krieg und Kriminalität. Leipzig 1926.
15. Forcher : Kriminalpolitische Probleme im Lichte der Massenbeobachtung. Brünn. 1917.
16. —Einige Ergebnisse der Kriminalstatistik, insbesondere auf dem Gebiete des Diebstahls und Betrugs im Jahre 1921. (Vortrag auf dem Polizikongress.) Als Manuskript gedruckt.
17. —Die Diebstahlskriminalität in Wien im Jahre 1923. (Archiv für Kriminologie, 77. Bd.)
18. Formanek : Die Mitwirkung des Finanzkapitals am Kettenhandel. Wien. 1917. (Beitrag zu Langer, Kettenhandel; 第四三參照)
19. Freundlich : Die industrielle Arbeit der Frau im Krieg. Wien. 1918.
20. Gleispach : Criminality in Austria. (In: Austria today, Supplement to the Annals of the American Academy of Political and Social Science, Philadelphia. 1921.)
21. Gelsingner : Krieg und Jugendverwahrung. (Blätter für Armenwesen und Jugendfürsorge, Graz, 19. Jahrg.)
22. Gollas : Die Kinder und Krieg. Wien. 1916.
23. —Krieg u. Kinderverwahrung. (Zeitschrift für österr. Volksschulwesen 1919.)
24. Grünlund : Über die Kriminalität in neutralen Ländern (Schweden u. Norwegen) während der Nachkriegszeit. (Monatsschrift für Kriminalpsychologie u. Strafrechtsreform. 66. Jahrg., s. 331.)
25. Hellwig : Der Krieg u. Kriminalität der Jugendlichen. Halle. 1916.
26. —Kriegskriminalität in neutralen Ländern. (Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft, 39. Bd., s. 467.)
27. —Kriegsschwinder. (Monatsschrift für Kriminalpsychologie u. Strafrechtsreform, 12. Jahrg., S. 226)
28. —Zur Gestaltung der Kriegskriminalität. ((Der Gerichtsanz) 1922, Bd. 88, S. 110.)
29. v. Hentig : Kriminalistische Randbemerkung Zur Zeitgeschichte. (Monatsschrift für Kriminalpsychologie u. Strafrechtsreform, 12. Jahrg., s. 63.)
30. —Veränderungen in der sozialen Struktur Deutschlands u. ihr Einfluss auf die Kriminalität. (Deutsche Strafrechtszeitung, 7. Jahrg. 1930, s. 350.)
31. Hofmann : Ärztliche u. pädagogische Fürsorgemaßnahmen zur Bekämpfung der Geschlechtskrankheiten bei gefährdeten u. verwahrlosten weiblichen Jugendlichen. wien. 1919.
32. Höppler : Kriminelle Erscheinungen der Kriegszeit. (Deutsche Strafrechtszeitung, 9. Jahrg. 1922, s. 66.)
33. —Kriminelle Erscheinungen der Nachkriegszeit. (Deutsche Strafrechtszeitung, 9. Jahrg. 1922, s. 135.)
34. —Wirtschaftslage-Bildung-Kriminalität. (Archiv für Kriminologie, 76. Bd., S. 81.)
35. Junk: Der gerichtlich Vorbestrafte im Feld. Wien. 1919.
36. —Das Verbrechen im Kriege. Wien. 1920.
37. Kattolinski : Die Vermögenskriminalität während des Krieges in Deutschland. Unveröffentlichte Leipziger Dissertation. 1925.
38. Kitzinger : Aktuelles zum Thema «Alkohol u. Kriminalität». (Deutsche Strafrechtszeitung, 7. Jahrg. 1920, S. 346.)
39. Klein : Der Friede von St. Germain. (Strupps Wörterbuch der Völkerrechts, Bd 2, S, 434.)
40. Klezl : Zur Statistik der Teuerung in Österreich (1914-1920. Wien 1921)



41. Köhne: Die Jugendlichen u. der Krieg. (Deutsche Strafrechtszeitung, 3. Jahrg., 1916, S. 13.)
42. v. Koppelfels: Die Kriminalität der Frau im Krieg. Leipzig 1926.
43. Langer: Kettenhandel u. preistraiberische Machenschaften. Wien 1917.
44. —Der Kettenhandel in Österreich. (Zeitschrift für Strafrecht, 7. Bd, S. 344.)
- 4b. Liszt, Eduard v.: Der Einfluss der Krieger auf die soziale Schichtung der Wiener Bevölkerung. Wien u. Leipzig 1919.
46. Liszt, Elise v.: Die Verwahrlosung der Jugend während des Krieges. (Jugendpflege, 3. Jahrg.)
47. Lohsing: Feldgerichtliche Erinnerungen eines Deutsch-österreichers. (Archiv für Kriminologie, 73. Bd.)
48. Loevenfeld-Rusz: Die Regelung der Volksernährung und Landwirtschaft im Kriege. Wien. 1926. (Carnegie-Stiftung, österr. Abteilung)
49. Michel: Verbrechenursachen und Verbrechenmotive. (Monatschrift für Kriminalpsychologie u. Strafrechtsreform, 16. Jahr g.S. 249.)
50. Pilcy: Abhandlungen in Nr. 7, 26, 41, 51 der Wiener medizinische Wochenschrift. 1919.
51. Pirquet: Volksgesundheit im Krieg. Wien 1926. (Carnegie-Stiftung, österr. Abteilung)
52. Pribram: Preisbildung und Recht. (Österr. Zeitschrift für Strafrech, 7. Bd.)
53. Prinzing: Soziale Faktoren der Kriminalität. (Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft, 22 Bd.)
54. Ratzenhofer: Vorbestrafung und Militärdienst (Österr. Gerichtszeitung 1919, Nr. 41/42.)
55. De Roos und Suermont: Der Kriminalität in den Niederlanden während und nach dem Kriege. (Monatschrift für Kriminalpsychologie u. Strafrechtsreform, 14. Jahrg., S. 113.)

56. Rosenfeld: Die Änderungen der Tuberkulosehäufigkeit Österreichs durch den Krieg. Wien 1920.
57. Rückblick auf die Statistik der Indexzahlen. (Statistische Nachrichten, herausgegeben vom Bundesamt für Statistik, 3. Jahrg., S. 255)
58. Ruggles-Brise, Sir Evelyn: The Movement of Crime in England and Wales since the London Congress, 1872, up to the present time. (Veröffentlichung Anlässlich des internationalen Gefängnis-kongresses in London.)
59. The English Prison System. Maidstone 1921. •
60. Schultz, Polizeidirektor B.: Das kriminalistische Institut der Wiener Polizeidirektion. («Neue Freie Presse» vom B. Dezember 1923.)
61. Starke: Verbrechen u. Verbrecher in Preussen 1854-1878. Berlin 1844.
62. Többen: Jugendverwahrlosung 1922.
63. Voigtländer E.: Die Entwicklung der Verwahrlosung 1914-1920. (Zentralblatt für Vormundchaftswesen, 13. Jahrg.)
64. v. Wagner-Jauregg: Erfahrungen über Kriegsneurosen. Wien 1917.
65. —Kriegsneurologisches und Kriegspsychiatrisches. (Wiener medizinische Wochenschrift 19118, Nr. 43.)
66. Wahl (Vorstand des Sicherheitsbüros in Wien): Die Bekämpfung des internationalen Verbrechertum. Vortrag (unveröffentlicht)
67. Weiser: Regelung und Schutz der Bevölkerungsversorgung. Wien 1917.
68. Weisz, Dr. (Leiter der Berliner Kriminalpolizei): Das Verbrechen nach dem Kriege. («Vossische Zeitung» vom. 31. Mai 1925.)



69. Wittig: der Einfluss des Krieges u. der Revolution auf die Kriminalität der Jugendlichen. Langensalza 1921.  
 70: Wulfen: Kriminalpsychologie. Berlin 1920.  
 71. — Das Weib als Sexualverbrecherin. Berlin 1923.  
 72. — Psychologie des Verbrechers. Graslichterfelde 1908.  
 73. Zaglits: Die sittliche Verwahrlosung der weiblicher Jugend. Wien 1922.  
 74. Zahn: Kriegskriminalität. (Schmolles Jahrbücher, 47. Bd.)

## 戦争と犯罪

——一九二六年七月三日ライプツヒ大學創立記念祭の講演——

フランツ・エクスナー

大學の祝祭日は國家教育制度の祝祭日である。そして教育制度の祝祭日は全國土の祝祭日でなければならぬ。教育の危機が支配し、國民全體に對する結果を伴つて青年の監督が放任せられた、最近の過去に一瞥を興へるとき、人々はこの關係を正しく觀取し得よう。私は戦争當時のことに就て考察したい。

人々はこゝ數年の間、世界大戰の印象のもとに、將來同様な人類の慘禍を防ぐ爲、烈しい努力をもつて働き、そして其の際絶えず、戦争が齎した無限の血腥い經濟上の犠牲を取除いてきた。しかし人々は殆ど眼に映じない大戰の道德上の犠牲に就ては、考へることを忘れてゐたのである。勿論戦争は異常な道德的な力によるかすかずの行爲を生み、大學はなほこの喜ばしい日に於ても、その名を石に刻まれて後世に傳へた戦歿者のことを感謝もて想起する。しかし本日は諸君の考察を暗い面に向けしめ、私の研究の領野から、戦争の道德的害惡に就て、戦争の犯罪に及ぼした影響に就て、語ることを許していただきたい。



ここで眞實に忠實な概念を傳へることは勿論容易なことではない。なぜならば、特に私達が依つて以て根據とせねばならぬ被處罰者の統計は、多數の入營者によつて誤つた表象を興へてゐるのみならず最も、重要な年代一九一八年——二〇年の統計資料が公表されてゐないからである。しかし奥太利の統計を參酌することに依つて、其の要點を知ることが出来ようとおもふ。

そこで、我國に於ても、奥太利に於けると同様、戦時又は戦後に於て犯罪が全く夥多に上り、而もそれは私達が犯罪の有罪宣告の統計を作るやうになつて以來、曾て見なかつた強さであつた。これは戦争に偶然隨伴した現象ではなくして、戦争状態の影響であることは疑がない。勿論これらの影響は全戦時中一様に生じた譯ではなく、寧ろ繼續的變化のうちに於ける國民精神的及び物質的な全状態に相應じて理解せらるべきものである。犯罪統計は茲に於てか、屢々さうである如く、時代史の縮圖ともいふべきものである。

戦争が勃發するや、一八七〇、七一年以來例のなかつた、國民的感、激の焰が全國土に燃え擴つた。其の數月の間、犯罪は表面上良好な展開を示してゐた。青年や婦人や兵役に徵集せられなかつた男子の間に於て、犯罪は平時よりもずつと少かつたのである。——この同胞感情の昂揚の時期の後に人々が義務履行の時期と呼ぶところの期間がやつて來た。塹壕にある兵士も、竈の傍にある婦人も、一切の憂苦に打負けず、忍耐こそが明かに必要不可欠に信念の充ち溢れてゐた。そして犯罪も亦悪い傾向には向つてゐなかつた。しかしながら諦めた義務履行に不服をもつところでは、青年が先づ第一

にへこたれてしまつた。青年の犯罪はどんどん上昇して行つたのである。——それから疲勞、困憊の時期が訪れた。かのかたい信念は到るところで搖れぐらついた。意志の力は弛んできた。そして犯罪も亦明かに悪い方向に進んで行つたのである。——そして今や婦人や、故郷に残つて居る男子達の間にも同様な傾向があらはれてきた。私達が一九一七年に於て、戦前よりも凡そ六倍もの暴動の數をみる時、それは恰も電光に似たる如きものがあつた。——そして最後に崩壞の時期が來た。最初は政治的軍事的な、次いで經濟的な破局が見舞つた。それとともにあらゆる戦後時に特有な恐しい犯罪の波が押し寄せて來た。——その波が頂點に達してしまふと、しつかりと決らない迄も大體次の様にいふことが出来る。犯罪年時が始めて秩序に復した一九二三年には馬克も安定し、犯罪の波も靜まつた、そして數字に誤がなければ、今日では既に峠を越してしまつて居るのであると。

叙上の慌しいスケッチは、私達が犯罪全體でなく、個々の特徴的な犯罪群に着目して始めて色彩を得る。何故ならば茲に、大變異つた、時に屢々相反した展開傾向が興味深く示されてゐるからである。

私は茲で典型的な國事犯罪は看過することにする。それらは政治的昂奮のたかまれる時期——革命に就ては全然語られない——に於て、その數を増すことは明かなことである。しかしそれらは茲に問題になつて居る行爲とは道德的に何等の關係なく、數字上何等重要な役割を演ずるものではない。私達が一九一四——二三年の十年間に經驗した十萬件以上の有罪宣告は他の犯罪に歸せしむべきもので



ある。

或は各人が軍職に従ふことによつて野蠻になり、その爲に就中暴行犯罪、即ち傷害、公務妨害、脅迫、強制、家宅侵入、風俗壞亂等々の犯罪が増加するものと考へる人があるかも知れない。しかしそれは全く誤謬である。凡てこれらの犯罪は戦時又は戦後に於て決して増加するものではなく、寧ろ本質的に減退するものなのである。しかし減退するといふのは他の犯罪群、就中財産罪、戦時経済により取つて代はれるに過ぎぬ。財産罪、戦時経済犯罪は時代の犯罪たる刻印を打たれる夫れである。

個々の特徴的な数字はこれを説明するであらう。一方に於て傷害、他方に於て竊盜は、平時に於てつねに最も多く裁判官を煩はせる犯罪であつた。数字に従へばこの二者は一九一三年に於ては殆ど平衡を保つてゐたが、戦争はこの關係を全く打ち破つてしまつた。傷害は減少し、竊盜は増加した。そして十年後には竊盜は傷害の十倍にのぼることを、統計のうちに見出すのである。この傷害の減少には訴追の傾向が減つたといふこともあるにはあるが、しかしそれにも拘らず、私達は明かに茲に犯罪の全體の形貌の上に根本的な變改を見出すのである。更に次を語らう。

竊盜は漸次に、戦時又は戦後の犯罪となつて來た。既に一九一七年に於て有罪宣告の数は、壯年男子の缺乏にも拘らず、平和の時の數を超え、一九二一年には二倍、一九二三年には三倍になつて居る。この際有罪宣告の數は實際の犯行の極めて精密ならざる模寫に過ぎぬことを知らねばならぬ。茲に一つの例を挙げよう。プロシヤのヘッセス州の國有鐵道に於て、一九二〇年に約二十三萬九千件の

盜難申告があつたが、之に反して、例へば一九一三年には全獨逸で僅か十一萬五千件の竊盜の有罪宣告があつたに過ぎない。——しかしたゞに量に於てのみでなく、竊盜の目的物に就てもよく時局を反映して居る。以前は寶石店に侵入した男が今は乾酪店、靴屋、石炭倉庫、菜園の納屋に忍込み、以前は銀の匙を盗んだ男が今は電話線、扉の把手、作業中の工場の調革、汽車の鞞皮、使用中の護謨管、その他凡百の青銅記念物を盗むのだ。「實際の値打のあるものを！」と、泥棒は買占人の様に主旋律を奏でる。之に反し打ち續く不換紙幣濫發の際に於て、現金は全然竊盜の目的とならぬ。一九二二年維納に於ては金庫破りが著しく影を潜めてしまつたが、同じ時にブラーグに於ては屢々それがあつた。維納の警視廳はこれを説明して、それは「専門家」が價値を喪つた紙幣と公債との國を見棄てて、豊饒な綠野を捜し求めて行つたからである。丁度それは一年後、奧太利の貨幣單位が安定すると、買占人や投機師軍が彼等の活動舞臺を維納から伯林に移したのと同じことである。と言つて居る。窃盜と相並んでこれに近い他の犯罪がこの時期に強くあらはれて來た。現品詐欺が蔓り、食料品詐欺が奇妙な形で行はれ、共犯で購讀豫約券、入庫許可書、海外旅行免狀の贋造が企てられた。しかし最も危険なのは二十世紀の文明國に於ては不思議におもはれる位廣い範圍に現はれた一般の追剝や汽車強盜であつた。

これは皆どうしてその様になつたのであらうか。

斯る疑問に際し、人々はつねに其の當時の經濟關係、即ち第一に重要な必需品の一般的缺乏、次に



収入に伴はない未曾有の物價騰貴に基く逼迫した窮乏に迄立ち歸らなければならぬ。しかし人々はこれら犯罪のすべてが飢ゑたる者凍えたる者の絶望的な行爲であると盲信してはならぬ。寧ろ戦争はもつとはつきりと、他人の窮乏につけてこんで利得を爲しうるといふ見込が犯罪の抵抗し難い誘惑である。従つて犯人自身の窮乏のみならず他人の窮乏がまた湧き出づる犯罪の泉である、といふことを教へた。人々がもし飢餓に瀕して食料車を襲撃したとするならば、或は慈善小包の中味を抜き取つたとするならば、それは勿論自身の窮乏が犯罪に驅りたてたものと言つてよいであらう。しかしもしある男が、早速他人に高價で賣りつけることが出来るのを承知して銅や鞣皮や石炭などを盗んだり、賣行の速いことを知つて麵粉券を偽造したり、他人の前金拂に對して穀粉を一袋胡麻化したり、砂糖の中に砂を混ぜたり、買手がよく調べないで金を拂ふことを見通して底を糊付にした長靴を賣りつけたり、或はまた不正な商品を持つ者や家屋明渡を請求する者を脅迫して示談金をせしめたとするならば、犯人をして犯罪に赴かしめたのは犯人自身の窮乏ではなく犯人の利得の爲に犠牲になつた者の窮乏である、犯人をして先づ行爲に驅り立てた者は一般公共の窮乏である、といふことになる。

最後に價格釣上や賣惜買溜や闇取引がこんな場合に行はれることは自明のことである。しかしすべて國家の戦時經濟に於ては生産は緊急の必要あるもののみ限られる。それ故この際に於て一方には戦争を商機としかみない利己主義の人間があり、他方には法律と闘つてゐる眞面目な人間がある。何故ならば一切のものは生存に必要なだけに分配を制限されて、食糧は十二分に行き渡つて居らず、而

して彼等の背後には刑罰で脅す法律の規定が待伏してゐるからである。

之に反して既に述べた如く、暴行犯罪や風俗壊亂罪で有罪宣告を受けることは著しく減少した。強要や傷害や家宅侵入は兵士が郷里に歸還した後でさへ、戦前の半分若くはそれ以下に減少してしまつた。勿論戦後のこの數字はそつくりその儘に受取ることとは出来ない。確にその當時この種の犯罪で屢々處罰されずに済んで統計に上らなかつたものがある。特に傷害と家宅侵入とは、一九二一年以來、原則として私人起訴に任せられたので、處罰もされず統計に上らなかつたものが多い。その他一切の暴行犯罪が必ずしも統計上減少したといふ譯ではない。例へば騷擾罪と公務執行強要罪とは、本質上戦争の終末から裁判の手續を煩はせることが頻繁になつた。戦後に於ける群衆の暴行、破壊、掠奪は典型的となつてきた。それらは本質上政治的煽動と經濟的逼迫、不平等にその原因を有するといつて差支ない。しかしながらそれにも拘らず、もつともありふれた、戦前は夥多だつた暴行罪や風俗壊亂罪が著しく減退したといふことは儼乎たる事實である。同様な傾向を埃太利の統計も明白に示して居る。この減退の原因は財産罪の増加を經濟關係に依つて説明したと同様に説明することが出来る。叙上の如き犯罪は經驗上飲酒癖と最も密接な關係がある。例へば傷害はバイエルンとかライン流域とか東プロシヤとかいふ様な、ビール、酒、ブランデー等酒精の豊富な土地に最も頻繁に起るといふことは既に確定した事實である。戦時は酒精缺乏の時期である。酒精の存在量の少い上に、價も高く質も悪かつた。少し良くなつたと思つてもそれは大部分の酒精愛好者にとつて容易に入手し難いも



のであつた。従つてここでは一番犯罪の要因となるものが缺如してゐた譯である。その上に一般的な榮養不良が喧嘩や暴行に耽る餘裕を人々に與へなかつたのである。

次に性的犯罪の尠少な數字は戦後に於てみられた多くの性道德の紊亂と一見撞着してゐるかの如く感じられる。併しながら次のことを決して忘れてはならぬ。風俗壞亂と風俗壞亂罪とは全然別物である。或意味に於て、風俗壞亂罪の減退は道德の法廷の前に於ては惡しき徴候とみることが出来る。何故ならば、もし婦人や少女が無思慮に何時でも身を任せるならば、如何なる強制も、欺罔も、誘惑の約束も必要ではなくなるだらうし、相手をつつけるのに媒合女の助力も不要となる譯ではないか。然らばすべての風俗壞亂のあるところに、風俗壞亂罪がある譯ではない。

暴行犯罪の一にして、而も最も重要なものに就ては特別の考察を必要とする。それは殺人罪である。殺人罪の有罪宣告は、戦後に於て本質的に其の數を増して來た。戦前に於ては年平均九七件だつたものが、一九二一年には二四三件に上つてゐる。まさに殆ど三倍である。埃太利に於ても、この年には有罪宣告の數が同じ位に増加してゐる。しかし獨逸に於ても埃太利に於ても、實際の増加は更にもつと甚しかつたに相違ない。何故ならば何人も知つてゐる様にいろんな理由から贖罪せられなかつた殺人の數が戦後に於ては特に莫大であるからである。私達は一時、一日數件の殺人事件を新聞紙上に見出さねばならなかつた。この悲しむべき現象の説明は、急に數を増してきた強盜殺人は別として、單に經濟上の見地からのみ爲さるべきものではない。戦争による家族結合の崩壞は、著しく増加

した家族殺人の多くを説明して居る。併しながら最も重要なものは、政治問題はブローニング短銃で解決し得るといふ妄念を伴つた、崩壞期に於ける政治熱であつた。しかしそれでもなほ未だ、凡て言ひ盡されてはゐない。何故ならば殺人の場合に熟慮された行爲が問題になり得るといふことを私達は忘れてはならないからである。従つてもし政治的熟慮がこの過激主義に對して尻込しなかつたならば、過激主義は前者程には評價されなかつたであらうといふことにたゞ密接な關係を持つと考へることが出来る。私達は茲に於て、明かに戦争の精神的影響の前に立つてゐる。戦時に於て殺したり殺されたりすることに對して異常と恐怖との感が失せて以來、死の報知が日常茶飯事となつて以來、生命に對する價値が無くなつてしまつた。この見解がもし正しければ、それは直接戦争に關與した者に當るのみでなく、勿論數は尠いが、婦人の殺人が戦後に於て二倍になつたといふ、その間の消息も明かなるのである。

犯罪心理學が茲で何時ももつ大きな問題は次のことである。戦時又は戦後の、犯罪の増加を來さしめた人間は誰であるか？それは大體に於て戦前既に處罰されたことのある人間であるか？犯罪者軍が彼等の活動を強力にしたのであるか、或はそれとも犯罪の新參者によつて彼等の地盤を大きくしたのであるか？統計は戦争中初犯者のパーセンテージが一般に戦前よりもずつと多くなつてゐることを示して、この問題に對し解答を與へて居る。私達は平時に相當にやつて居り乍ら、戦争に依つてどん底に陥つた者が多いことをつきり認めなければならぬ。そして私達は所謂市民階級からの轉落は犯罪



に逐ひやられる、といふことも知つて居るのである。犯罪の新參者のうち、犯罪心理學的に二つの注目すべき群がある。即ち婦人と、青年と。

増加した婦人の犯罪！婦人の竊盜は、一九一七年に於て既に二倍以上になつて居る。それは召集せられなかつた男子の竊盜よりも遙かに強い勢で増加して來て居る。それは少しも驚くべきことではない。なぜならば婦人は苦しい戦闘と、全く不慣れの試練にさへも耐へて來たのであるから。普通の状態のもとでは、婦人の犯罪は男子のそれよりも本質的に遙かに尠いが、犯罪心理學にとつて、否寧ろ婦人の心理學にとつて次のことが興味深く認められるのである。即ち婦人がその社會的地位に於て屢々男子の代りを務めるときは、その反社會的の行爲に於てもまた男子の地位を襲ふものであると。

次に青年の犯罪！これはまさに大戦の全犯罪史中、最も悲しむべき章である。過去十年間に於ける恐るべき青年の無監督放任の原因と影響とに就ては既に繰返し述べた通りである。父は出征し、母は工場に働き、子供は保護者を缺き冒険を求むるが儘に放任せられ、學校教員は代用で役に立たず、學校の授業は學級の合併、石炭運び、薯堀り、戦勝の休み、屑金集めで滅茶苦茶だ。年の行つた人間は先づ失職し、年の行かない者は戦時工業に雇はれたり、郵便配達や會計係として莫大な賃銀を貰ふ。百姓の娘は軍需工場に雪崩込み、そして倒るところに兵隊が、軍服の魅力が……。その結果はどうだ。放縱と賣淫と犯罪、しかもさなきだに増加してゐる成年者の犯罪よりも遙かに多い青年の犯罪があるのみなのだ。

それ故に大戦の犯罪上の決算を概観すると、大戦勃發の際に於て、多數の人が豫言したのと根本的に異つて居る。又多くの刑法學者は、戦争によつて喜ぶべき影響のあることを期待し、プロシヤが一八六六年と一八七〇、七一年の戦争に於て爲した體驗を再び待望したのであつた。

その戦争に於ては、人々は實際に有益な體驗をしたのである。プロシヤに於ける犯罪は減少し、そしてこの喜ぶべき展開は軍隊の歸還の後に於ても持ち續けられた。人々は「戦争の鐵浴の治癒」と呼んで、一九一四年に於ても同様のことを期待したのであつた。しかし世界大戦はプロシヤの兩度の戦争とはるかに異つてゐた。それは長い戦争であり、經濟戦であり、而して敗戦であつた。——これらすべての點に於て兩者は異つて居る。それは又、異つた犯罪上の影響を示した。しかしなほそれにも拘らず私達は兩者の間に極めて意義深き類似をも見出すのである。

その兩度の、短期間にして困憊の極に迄は追ひやられなかつた、全國民を渦中に卷込んだ戦争事變の有益な影響が、勿論たゞ初期に於てだけではあつたが、世界大戦の際に於ても無かつたとは言へない。それはかの戦争の全期間位の長さは維持されたかも知れない。かの戦争の場合には平和締結の後に於てもこのよい影響が續いたのに、世界大戦の後にはまさに犯罪がこの時分から激増し始めた。この事實は明かに、七〇年戦争と其の數十億の散失の後には最も輝きさを示したのに反し、世界大戦の後には全く破滅に向けて進んだ經濟上の出來事に制約せられてゐる。勿論私達は七〇年の中途に於て犯罪の著しい惡化を見出す、これは財産罪の増加を招來した恐慌と、その後續く危機とに基因する



ものであるが、この財産罪の増加は——勿論比較にはならぬ程度の増加であるが——世界大戦の後に於ても同様である。又殺人事件数の増した點に於て、かの以前の戦争と世界大戦とは全く類似してゐるのも特徴的のことである。これは、問題は革命的出來事の結果のみでなく、戦争の體驗が生んだ野蠻化現象であるといふ私達の説明を裏書するものである。それ故に私達は、全體的形貌の相違にも拘らず、私達の説明の確認されるのを見出すのである。

そしてこの私達の見解は、私達の中立の隣國が大戦中に爲した體驗を觀察するとき、更にそれが確認される様に思へる。

瑞典や諾威や和蘭をみよ！これらの國に於ても戦時中重罪の有罪宣告が同様に著しく増加して居る。總計數が例へば瑞典に於ては三倍になつて居り、その中でも婦人と青年との犯罪が比較的強勢な部分を占めて居る。そして個々の犯罪に就て言へば、これら三國の孰れに於ても、等しく本質的に減退したのは經驗上飲酒と何等かの關係を有する犯罪、即ち國家權力に對する犯罪、秩序紊亂罪、傷害罪、物件毀棄罪等の如きである。之に反して一方に於ては戦時秩序違反、就中、密輸出入が増加し、他方に於ては財産罪が甚しく増加した。竊盜は瑞典に於ては三倍となり、諾威に於てはまさに四倍となつた。有罪宣告は、それ故に、我國に於けるよりもはるかに増加して居るが、それは犯罪が強勢なのではなく、寧ろ司法の運用がうまく行つて居ることを示すものなのである。中立國に於けるこの變化は勿論長くは續かなかつた。一九二〇年一九二一年にはもはや以前の狀態に立ち戻つたのであ

る。

然らば中立國と交戦國とに於ける、この著しい現象の一致に基くのであるか？この時期に於ける、この二つの國家群の體驗は全く異つてゐるではないか！

勿論、動員と召集とは、かの中立國に於ても特筆大書すべき事柄であり、又實際に於て我國同様、父と學校教師との留守中、青年が無監督に放任されたことは和蘭を觀察する者の等しく認むるところである。併し決定的な點は全く他に存する。この二つの國家群に共通してゐるのは、戦争が——個々の點に就ては全く異つてゐるが——齎した經濟的崩壊だといふことである。和蘭に於ても戦争勃發の際如何に同様な恐慌が発生し、そして如何に同様に食料品に對する嵐と次第に上昇する物價騰貴、商品の買占、食料品の分配制限並に缺乏とが、一方に於ては密輸出入と經濟犯罪とを、他方に於ては竊盜の夥しき増加を齎したか、といふことを和蘭人の口から聞くと、まるで私達自身の記憶が甦つて來るやうなのはその故である。

暴行犯罪に因る有罪宣告の減退は、中立國に於ても我國に於けると同様にしてこれを説明することが出来た。こゝに於ても勿論、訴追の程度の弱いことが一つの役割を演じてゐる。財産罪の大量のうち多くの傷害が包含せられて罰せられずに済んだ。併し私達にとつてより興味があるのは他の點である。即ち酒精である。酒精の消費量はそれらの國に於ても著しく減退した。例へば瑞典に於ては戦前の最高量の半分に迄減じた。瑞典と諾威に於ては組織的な酒精排斥が行はれ、和蘭に於ても麥芽撲



滅が行はれた。それ故にこれら三國に於ては酒精の騰貴を招來した。併しその結果、中歐諸國に於ては酒精中毒が本質的に減退し、暴行犯罪もそれに伴つて減退したのである。

瑞西には遺憾ながら概括的な犯罪統計がない。たゞチューリッヒ縣に於ける數字が存在するだけである。この數字は極めて低いが、經濟戰のもとに呻吟した中立國の典型的な犯罪の特徴を示して居る。即ち生命、健康、風俗に對する犯罪は本質的に減退し、財産罪は著しく増加した。特に竊盜は一九一四年から一九一八年迄の間に二倍以上になつて居るが、一九一九年からは迅速に通常の犯罪状態にかへつた。

經濟的封鎖をされた中立諸國が、經濟的封鎖をされた中歐諸國と同一の犯罪傾向を示したのに反して、聯合諸國に於ては本質的に異つた形貌を示してゐる。かの經濟的原因に基く犯罪の夥しい増加は聯合諸國に於ては全くみられない。このことは戰爭から直接經濟的に、全然といつてよい位殆ど、苦しまれなかつた交戰國に於て特に著しい、例へば加奈陀、日本の如き。これらの國に於ては、全く異つた方向への展開を示して居る。即ち戰時中に於ける全犯罪の減退、特に婦人の犯罪の減退。そして軍隊が戰爭から歸還した後にも、一九一三年に比して少しも犯罪は増加して居らず、寧ろ減少の傾向を示して居る。特に竊盜が減少して居るそれ故に私達がスカンディナヴィヤと和蘭とに於て經驗したこととまさに正反對である。

最後に英吉利に一瞥を與へよう。この國に於ても戰爭は犯罪の本質的な減少を齎してゐる。例へば

竊盜は一九一八年に於て平和時の六〇パーセントになり、飲酒犯罪は八〇パーセントに減少して居る。原因としては次のことが挙げられる。即ち全國民の魂を揺ぶつた愛國的感情、最も不熟練勞働者にも就業の機會を與へた軍需工業、戰爭が勃發するや否や效力を發揮した火酒に關する法律など。この數の減退のうち、どの位人々の召集に依る減退が加つてゐるかは勿論明かではない。併しながら召集された人々が歸還した後にもなほ減少は續いたのである。最も注目すべきはこの良好な展開の結果、そして同時に自由刑を制限した新しい罰金法の影響のもとに、拘留場と監獄へ青年の監獄ではない！）とは一九二一年には空になつて時々は全く閉鎖してしまふ位であつたといふことである。監房は場所の不足の爲に餘儀なく刑の猶豫を言渡さなければならぬ位、二重にも三重にも満員になつてゐる、獨逸や埃太利の監獄に較べて、何といふ著しい對照であらう。

茲に於て、次の歴史的にも犯罪心理學的にも重要な事實が證明されたかの如くである。即ち經濟戰のもとに呻吟した國民は、假令軍事的には戰爭に加はらなくとも、中歐諸國と同じ様に戰時犯罪の現象を生じる。之に反して、經濟的窮迫に陥らなかつた國民は中歐諸國同様軍隊を積極的に參加せしめ、戦時犯罪を生じない。以上から結論して次のことが強調せられる。即ち私達の戰時犯罪の典型的現象は、軍事的爭鬭の意味に於ける戰爭の影響ではない。寧ろ戰時中は敵の軍隊と軍艦とにより、戦後は外國からの輸入を阻止した爲替相場の下落によつて惹起された國民經濟の封鎖と絞殺との影響である。一九二三年二四年の冬に於ける馬克の安定が財産罪の良好な展開に轉ぜしめたといふことも亦



特徴的なことではないか。

茲に於て、戦争が犯罪上に及ぼす影響を明かにしようとする爲には、つねに重點を經濟的契機の上におかねばならぬといふことが明白になつた。併し勿論、獨逸と奧太利とに於ける世界大戦の影響に就て最も重要な點に於ては區別して對照されねばならぬ。それはこの兩國をして敗戦によつて幕を閉ざしめた完全な崩壊、中歐諸國に於ては、中立國や戰勝國に反して、犯罪の上に禍害的な影響を投げ與へた政治的經濟的な破局である。

人々はその時代の全體的な氣分、國民戦争と革命とが破壊した全階級の絶望感を想起する。即ち失職した士官、無産者化した知識階級、貧弱化した金利生活者、失業した頭腦及び肉體勞働者など。特に人々は、勝利をも眞の平和をも齎さなかつた戦争終結、パンをも自治權をも齎さなかつた平和的締結、夢想してゐた平等をも實現せず、新しい感動的な理想をも民衆の間に役げ込まなかつた革命に對する全國民の失望落膽を想起する。人々は資本主義と、到るところ豪奢を極めてゐるインフレーションによる利得者を覆さうと欲した。人々は軍事非常強制經濟を覆した。しかしその代りに、強制力と、家宅搜索と、專制的な役人の暴慢とを持つた、勞働者及び軍人評議會の新しい強制經濟の下敷にされねばならなかつた。そして最も重要なことは、この打撃は長年月の缺乏の爲に肉體は消耗し、精神は疲労した國民の上に與へられたといふことである。それ故に當時の全體的な氣分は、一九一四年の感動的犠牲的な精神とまさに正反對であり、刑法上の隨伴現象もまさに同様であつたのである。

しかしながらこの時期に於ける犯罪の夥しい増加はたゞ單に經濟的崩壊の結果としてののみ説明することはできぬ。それだけでは徹底的に理解することは出来ぬ。即ち一般的な道德的障害が起つて來たのである。青年のみならず寧ろ成年者にも、内面的外部的な體験によつて齎された道德觀念の頹廢、普通一般に教育や道德や風儀觀念から生じる克己心の減衰が生じるに至つた。戦争と革命とが齎した價値の顛倒は生命と財産とをつまらぬものにした。生命は價値を失ひ、財産は戰闘部隊の爲或は必要により或は暴慢によつて屢々蹂躪された。そして戰線より後方の地では共產主義者の宣傳と合言葉とが亂れ飛び、社會主義化思想は財産の「神聖」を揺り動かした。そして又、平等に對する希求は政治的に訓練されてゐない人心を迷はしめた。加之眼に觸れるものは、それが他人の財産を侵すことであるにせよ、野蠻な暴力を振つたり日常の經濟的犯罪を犯さんとするものであるにせよ、數千の處罰を免れた法律違反であつた。従つて法律秩序の犯し難きことに關する觀念は消失してしまはねばならなかつた。人々は法律に觸れることを何とも思はない様になり、眞面目な人間も同様なことをするのを見るのは當り前のことになつた。そして後には多くの人間にとつて法律違反を決心するのは容易なことになつてしまつた。なぜならばそれは彼にとつて決して新しいことではなかつたからである。

更に又次のことを忘れてはならぬ。常習犯罪者の群は戦争から生き残つて以前より勢力を得て來た。犯罪者は眞面目な良民よりも戦争の血の犠牲によつて害はれることが尠かつた。なぜならば戦線の前面維持に對する軍政の努力は當時の監獄の受刑者をして戦争の危険に曝さしむることが尠かつた



からである。もし受刑者が脱走によらずして服役から離れたならば、彼等を特に兵站と戦線後方の他に住はせた。このことは兵役に不合格の精神病者や低能児の群、従つて又犯罪の本能と機會とに特に容易に打負ける人間に就ても同様であつた。この犯罪者と半犯罪者とは「安全な聯隊幹部」として、戦争の後も身を保つて、國民の凡ての階級の脱線した者、弱い性格の者の上に強い引力を示したのであつた(註一)。そしてこの犯罪者群は、一方に於ては知識階級からの來援によつて「精神的」となり(註二)、すべての法律の罅隙を利用する點に於て、あらゆる技術と熟練との精銳を獲得し、他方に於ては技術的に戦争によつて最も危険な犯罪道具の備付をすることに依り尙更に危険なものになつた。連發短銃は一般の侵入者の必要品となつた。武器の使用は一般に擴つて、下らない政治的暴動や一揆が危険な形をとる様になり、武装した隊が毎日の様に襲撃した——郊外に於ける戶外のみでなく、電燈節約の爲に暗くした街上の到るところで。

この數と武装との點に於て強化された犯罪者軍に對して、國家機關は弱小で統制が取れてゐなかつた。國家の命令は革命の前に既にその優越權を失つてゐた。何人も遵守することの出來ない法律や規則の洪水のあるところに、或は又役人がその熱心な適用を缺き、監獄は新たに入れるべき空房ともたない。空嚇しの刑罰の威嚇のあるところに何故國家の權威が維持され得よう。そして破局の後には、これらは殆ど堪え難き迄に尖鋭化して來た。小暴動は到るところに蜂起し、警察は政治的任務を背負ひ切れぬ迄に背負はされ、刑法上の義務は充分に履行せられず……。たゞ劃一と嚴格とによつてのみ

弛緩した秩序を肅正されべき時期に於て、緩和な刑の量定、恩惠、恩赦が専ら行はれた。而して戦争の後に於て、官吏收賄罪の有罪宣告が五倍になつてゐるといふことは時代の一の特徴ではなからうか。

この關係は新しく打樹てられた國家が政治的には轉覆の危険から免れ、經濟的には爲替相場の安定によつて平靜に復し、その力を國民の生命自由財産の有効な保護の爲に自由に振舞ふことができる様になつたとき、始めてよくなつた。この前提となるべきことが完全に行はれたとき、始めて典型的戦時犯罪の明かなる減退が始まつたのである。勿論戦前の水準迄減退するといふことは、殊に竊盜の減退は必ずしも左様に明言できない。そして平和條約に於て、又それ以後に於て、私達に背負はされた負擔が無くならない限り、近い將來に以前の狀態に立戻らうといふことも到底認めることが出來ないのである。

そして刑法學者は今日戦争の影響を充分に鳥瞰し得るか否かを全く知ることが出來ないので、餘計に樂觀的立場に於て將來を見ることが出來ぬ。多分將來の犯罪のうち、戦争を想起することによつてのみ始めて明かに爲し得べき現象があらはれて來るであらう。人々は飢餓の年に生れ出た肺結核や佝僂病の子供が生活戦線に躍り出るだらう日のことを考へてみる。人々は戦後の時期に於て無監督に放任された青年、父を失つた子供、戦争によつて兩親を奪はれた子供のことを考へてみる。多分人々は、戦争中と其後の影響を語る際には、それとともに刑法上の遙かなる影響に就て語る必要に迫られ



ることがあるであらう。

併しながら私達は、私達の考察を斯の如き思想を以て止めようとは思はない。一條の光明がこの崩壞の展望の上に射してゐる。私達は戦争の刑法的體驗のうちからこそ、平和時に於て有用な知識の集積を獲ち得ることが出来たのだ。

第一に純粹な學問的見地に於て、外部的な關係、經濟的な條件、約言すれば環境が犯罪の發展の上に重要な影響をもつ、といふことに對して戦争は強い確證を興へた。なぜならば刑法的に觀察すれば、戦争は大なる、刑法上の結果を伴つた、大なる環境の推移以外の何物でもなかつたからである。私達は以上から、最高の刑事政策はつねによりき社會政策であらねばならぬことを知る。——第二には青年の無監督放任の刑法的重要性を一般非専門家に迄廣く知悉せしめ、その收穫は、戦前は無駄な努力に終つた青年に關する法律の改正を戦後に於て實現せしめたことである。最後に——これは最も重要な點であるが——刑罰法規の過度の制定は害惡である、特にあまりに多くの短期自由刑を認めることは寧ろ有害無益であるといふことを知つた。新しい法律によつて自由刑を有効に設けることは、この理解の有益な收穫である。

刑法學はこの時代に於てその知識を擴充すると共に、甚だ重要な進歩を遂げたが、これは他の學術部門に就ても同様である。私達はこの時代に於て不測の衝動を受けた國際法學を想起する。私達は戦時に從來研究せられてゐなかつた病症を知り、特に傳染病の對策を有効に樹立した醫學を、新しい

技術をもつた外科手術を、レントゲン法を、榮養生理學を想起する。私達は又化學の進歩を、飛行技術の進歩を想起する。

それはこゝに展開され、今日學術の祝祭日に於て、その矛盾に充ちた偉大さに於て私達が思ひ浮べることが出来る甚だ注目すべき姿である。國民は血に塗れて死に、王座は覆り、帝國は倒れ、經濟は萎靡し、道徳は危機に瀕した。しかし——知識は永遠に榮えて行くのである。

(註一) Häpfer, Deutsche Strafrechtszeitung, K. 134.

(註二) V. Henig, ebenda, VII. 350.



110K



號數 年月 司法資料表題

第一號	大正二〇二	定型アル犯罪ノ調査(賭博編)
第二號	二〇一三	第二回國際少年保護會議議事錄
第三號	二、一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護視察制度創設ニ關スル會議議事錄
第四號	二、二	米國ノ家庭裁判所
第五號	二、三	獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察
第六號	二、四	米國ニ於ケル少年裁判所ト社會
第七號	二、五	第二回國際少年保護會議提出報告書第一集
第八號	二、六	英國及ラエーの予ノ警察
第九號	二、七	復權ニ關スル佛國法令
第一〇號	二、八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規程
第一一號	二、九	英國ノ判事及ますたー論
第一二號	二、〇	英佛ノ辯護士法制
第一三號	二、一	獨逸ノ辯護士法制
第一四號	二、二	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營並ニ管理ニ關スル調査報告
第一五號	二、三	辯護士倫理
第一六號	二、四	獨逸國調停法草案及同理由書
第一七號	二、五	英國監獄制度
第一八號	二、六	獨逸國少年福利法草案同理由書及確定法文

第一九號	大正三、四	獨逸國少年裁判所法草案及同理由書
第二〇號	三、五	市加古少年裁判所ノ研究
第二一號	三、五	勞働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會議議事錄及評論(附)統一の勞働法編纂委員會起草勞働裁判法私案
第二二號	三、六	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況
第二三號	三、六	戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法(附)丁抹ノ社會政策的立法概観
第二四號	三、七	獨逸國經營協議會法及關係法令集
第二五號	三、七	獨逸國ニ於ケル賃率契約、勞働者及使用人委員會並ニ勞働爭議ノ調停ニ關スル法制(附)調停制度概観
第二六號	三、八	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度(附)英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實況
第二七號	三、八	短期自由刑論
第二八號	三、九	西班牙國假釋放ニ關スル法令集
第二九號	三、九	獨逸英ニ於ケル商工業者ニ關スル特別裁判法制
第三〇號	三、〇	獨逸國勞働裁判所法草案及理由書
第三一號	三、〇	獨逸國少年裁判所法
第三二號	三、二	司法制度改良論
第三三號	三、二	獨逸新經濟法
第三四號	三、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(佛伊白蘭國之部)



第三五號	大正三、二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(英國及瑞西之部)
第三六號	一三、一	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(丁抹瑞典諾威之部)
第三七號	一三、一	英國ニ於ケル略式刑事手續及寸こつとらんとニ於ケル刑事手續
第三八號	一三、二	佛國借家借地法
第三九號	一三、二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(英國、加奈陀之部)
第四〇號	一三、三	佛國監獄制度及同職員令
第四一號	一三、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(南亞之部)
第四二號	一三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(澳洲之部)
第四三號	一三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例(米國之部)
第四四號	一三、五	英國法律生活概要及同國ノ刑事控訴制度
第四五號	一三、五	英國裁判所構成論(一、英國裁判官ノ地位(附)司法行政機關)
第四六號	一三、六	英國裁判所構成論(二、英國ニ於ケル起訴官廳及辯護士ノ地位)
第四七號	一三、六	瑞西辯護士法
第四八號	一三、七	露西亞事情
第四九號	大正三、七	米國ノ刑罰制度
第五〇號	一三、八	獨逸國民訴訟改正律令
第五一號	一三、八	英國裁判所構成論(三、下級裁判所ノ部 其一、治安裁判所)
第五二號	一三、九	英國裁判所構成論(四、下級裁判所ノ部 其二、州裁判所及檢屍官裁判所ノ組織)
第五三號	一三、九	英國裁判所構成論(五、中央審トシテノ英國高等法院ノ組織及權限)
第五四號	一三、〇	佛國商事裁判制度
第五五號	一三、〇	獨逸國ニ於ケル裁判所ノ組織及ヒ刑事手續ニ關スル法令
第五六號	一三、二	英國裁判所構成論(六、地方審トシテノ英國高等法院及其他ノ上級裁判所ノ組織)
第五七號	一三、二	獨逸國勞務契約法草案及評論(附)佛國勞働法正文
第五八號	一三、二	米國少年裁判法
第五九號	一三、三	英國裁判所構成論(七、英國ニ於ケル非訟事件裁判所、特種裁判所及仲裁裁判所ノ組織(附)裁判所相互ノ關係)
第六〇號	一四、一	不定期刑言渡ノ制度
第六一號	一四、一	改善不能性犯人ノ處遇
第六二號	一四、二	英國刑事訴訟概観及巡回裁判所ニ於ケル訴訟記録
第六三號	一四、二	北米合衆國裁判制度(一、聯邦司法省ノ組織、職制及裁判制度)

第六四號	大正二、三	獨逸國後見制度(前編)
第六五號	一四、三	獨逸國後見制度(後編)
第六六號	一四、四	刑ノ執行猶豫制度
第六七號	一四、四	假釋放
第六八號	一四、五	國際刑事學協會獨逸支部ニ於ケル行刑上ノ累進制度、宣誓セサル證人ノ處罰及ヒ不定期刑制度ニ關スル會議議事録
第六九號	一四、五	諸國ノ刑法草案
第七〇號	一四、六	英國司法警察論
第七一號	一四、六	英國ニ於ケル少年犯罪者ニ對スル刑法上ノ處遇
第七二號	一四、七	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第一篇)
第七三號	一四、七	英國陪審ノ組織資格選定召集等ニ關スル省取調委員會報告書(附)金山檢事野判事視察報告書
第七四號	一四、八	漢堡ニ於ケル常設仲裁裁判所
第七五號	一四、八	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第二篇)
第七六號	一四、九	獨逸國陪審裁判所記録(附)秋山檢事鈴木判事視察報告書
第七七號	一四、九	刑罰ニ關スル制度(其一)
第七八號	一四、〇	佛蘭西の政治組織(現代佛蘭西の政治、行政及ヒ司法制度の概観)
第七九號	一四、一	一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書(總則篇)
第八〇號	大正二、三	刑罰ニ關スル制度(其二)
第八一號	一五、一	北米合衆國の刑事裁判(其一)
第八二號	一五、二	北米合衆國裁判制度(二、カリホルニヤ州ノ裁判制度)
第八三號	一五、三	北米合衆國の刑事裁判(其二)
第八四號	一五、四	一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書(各論篇)
第八五號	一五、五	陪審制度視察報告書集(附)がるそん教授述陪審制度論
第八六號	一五、五	刑罰に關する制度(其三)
第八七號	一五、六	正義と貧民(其一)
第八八號	一五、七	正義と貧民(其二)
第八九號	一五、七	刑罰に關する制度(其四)
第九〇號	一五、八	刑罰に關する制度(其五)
第九一號	一五、九	英國に於ける警察裁判所
第九二號	一五、九	司法行政上ヨリ見たる普國區裁判所ノ實務(第三篇)
第九三號	一五、九	刑罰に關する制度(其六) 完
第九四號	一五、〇	英國陪審の組織資格選定召集等ニ關する省取調委員會報告書 第二卷(其一)
第九五號	一五、〇	諸外國に於ける辯護士制度概観
第九六號	一五、二	歐洲諸國に於ける上訴制度
第九七號	一五、二	佛國裁判制度 第一(治安裁判所の組織及權限)



第九八號	大正三、三	佛國裁判制度(地方裁判所、控訴院、大審院の組織及權限)	第一一五號	昭和三、八	チエツコ・スロヴァキア共和国の刑法草案及同理由書(總則篇)
第九九號	二、三	國際行刑會議報告書集(一)	第一一六號	三、九	米國の勞働法制(上)
第一〇〇號	三、一	國際行刑會議報告書集(二)	第一一七號	三、九	米國の勞働法制(下)
第一〇一號	三、一	公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其一)	第一一八號	三、一〇	刑法草案集(瑞西一九一八年案、埃一九二二年案、伊一九二一年案)
第一〇二號	三、二	公の秩序に對する犯罪に關する比較法制論(其二)	第一一九號	三、一〇	チェッコ・スロヴァキア共和国の刑法草案及同理由書(各論篇)
第一〇三號	三、二	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷(其二)	第一二〇號	三、二	佛國陪審に於ける發問の方式とその判例
第一〇四號	三、三	司法ニ關スル法制	第一二一號	三、二	賭博に關する調査
第一〇五號	三、三	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第四篇)	第一二二號	三、三	佛國の檢察制度
第一〇六號	三、四	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第五篇)完	第一二三號	三、三	フレデリック・バイウオオターリス及エドイス・トムソン事件の陪審公判(英國著名裁判 其二)
第一〇七號	三、四	保安處分	第一二四號	三、一	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(總則篇)
第一〇八號	三、五	陪審裁判所に於ける發問(總則篇)	第一二五號	三、二	大逆罪に關する比較法制資料
第一〇九號	三、五	陪審裁判所に於ける發問(各論篇)	第一二六號	三、三	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(各論篇)
第一一〇號	三、六	ケート・ウエブスター事件の陪審公判(英國著名裁判 其一)	第一二七號	三、四	刑法改正に關する比較法制資料(前篇)
第一一一號	三、六	單獨判官と司法官制	第一二八號	三、五	刑法改正に關する比較法制資料(中、後篇)
第一一二號	三、七	國際行刑會議報告書集(三)	第一二九號	三、六	佛國裁判所ノ構成ニ關スル法令
第一一三號	三、七	國際行刑會議報告書集(四)	第一三〇號	三、七	米國裁判所の組織及び訴訟手續
第一一四號	三、八	佛國刑事裁判所の組織及び司法警察			

第一三一號	昭和三、九	ソグイエツト露西亞の法制(前篇)	第一五一號	三、四	德川禁令考後聚(第二帙)
第一三二號	三、一〇	ソグイエツト露西亞の法制(後篇)	第一五二號	三、五	佛國民商事裁判管轄
第一三三號	三、二	限定責任能力者社會上危險なる精神病者及犯罪的常習飲酒者に對する處遇	第一五三號	三、六	佛蘭西に於ける檢事の職務
第一三四號	三、二	一九二七年伊太利刑法豫備草案	第一五四號	三、七	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案
第一三五號	三、三	治安判事論	第一五五號	三、八	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案理由書
第一三六號	三、一	各國政府の報告に據る私生子の地位に關する研究	第一五六號	三、九	國際行刑會議報告書集 五
第一三七號	三、二	刑の量定(前篇)	第一五七號	三、一〇	國際行刑會議報告書集 六
第一三八號	三、三	刑の量定(後篇)	第一五八號	三、二	國際行刑會議報告書集 七
第一三九號	三、四	佛に於ける家族制の變遷	第一五九號	三、三	德川禁令考後聚(第三帙)
第一四〇號	三、五	陪審裁判手續に關する問(前篇)	第一六〇號	三、一	少年保護司指針
第一四一號	三、六	陪審裁判手續に關する問(後篇)	第一六一號	三、二	米國イリノイ州に於ける不定期刑言渡並に假釋放に關する調査
第一四二號	三、七	德川禁令考後聚(第一帙)	第一六二號	三、五	一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(前篇)
第一四三號	三、八	獨逸司法制度(前篇)	第一六三號	三、七	一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(後篇)
第一四四號	三、九	獨逸司法制度(後篇)	第一六四號	三、八	佛國司法制度(前篇)
第一四五號	三、一〇	ソグイエツト露西亞民法(前篇)	第一六五號	三、九	佛國司法制度(後篇)
第一四六號	三、二	ソグイエツト露西亞民法(後篇)	第一六六號	三、一〇	德川禁令考後聚(第四帙)
第一四七號	三、三	アメリカ合衆國に於ける少年裁判所	第一六七號	三、一	支那歷代刑事法思想の思想(大學生義補「慎刑憲篇」)
第一四八號	三、一	ソグイエツト露西亞刑法	第一六八號	三、二	支那歷代刑事法思想の思想(大學術義補「慎刑憲篇」)
第一四九號	三、二	ソグイエツト露西亞裁判所構成法刑事訴訟法行刑法			
第一五〇號	三、三	英米獨佛の手形法及小切手法			



第一六九號	昭和七、四	司法事務の經費節減、簡易化及促進 (獨逸裁判所書記同盟の改革案)
第一七〇號	七、六	德川禁令考(第一帙)
第一七一號	七、八	刑事事件集(附)刑事事件起按小手引
第一七二號	七、二〇	ソヴィエト法の理論
第一七三號	七、二二	德川禁令考(第二帙)
第一七四號	八、三	德川禁令考(第三帙)
第一七五號	八、五	民事事務修習の案
第一七六號	八、八	德川禁令考(第四帙)
第一七七號	八、九	一九三一年獨逸新民事訴訟法草案並 に説明書(一)
第一七八號	八、一〇	一九三一年獨逸新民事訴訟法草案並 に説明書(二)
第一七九號	八、二	捜査事務に就て
第一八〇號	八、三	德川禁令考(第五帙)
第一八一號	九、一	獨逸刑法第一讀會終了(一九三〇年)
第一八二號	九、二	犯罪生物學原論
第一八三號	九、四	德川禁令考(第六帙)
第一八四號	九、五	ナチスの刑法(プロシヤ邦司法大臣 の覺書)
第一八五號	九、七	プロシヤに於ける司法官教育關係法 令彙纂
第一八六號	九、八	英國に於ける裁判と警察
第一八七號	九、九	德川民事慣例集(大事の部) 時代

第一八八號	昭和九、二〇	一九三二年フランス刑法改正豫備草 案(總則)並にポイランド改正刑法 及ポイランド違警罪法
第一八九號	九、二	取締法規違反の定型(附)特別刑法 に於ける犯罪主體と刑罰主體の異な る場合の歸納的觀察
第一九〇號	九、三	米國ユタ州に於ける不定期刑言渡 宣告猶豫及假釋放に關する調査
第一九一號	一〇、一	一九三〇年獨逸刑法草案並に現行獨 逸刑法典(附錄重要附屬法令)
第一九二號	一〇、二	德川民事慣例集(動産の部) 時代
第一九三號	一〇、三	獨逸裁判所構成法及同刑事訴訟法
第一九四號	一〇、四	一九二八年スベイン刑法
第一九五號	一〇、五	ポイランド新民事訴訟法(一九三三 年)
第一九六號	一〇、六	獨逸刑法提要(上)
第一九七號	一〇、七	ソヴィエト・ロシアは犯罪を克服 する
第一九八號	一〇、八	伊太利刑法典
第一九九號	一〇、九	伊太利刑事訴訟法典 附伊太利重罪 法院條
第二〇〇號	一〇、一〇	一九一二年第二回 海牙萬國手形 法統一會議議事錄
第二〇一號	一〇、一〇	一九一二年海牙に於ける爲替手形及 約束手形に付ての審査委員會會議記 録

第二〇二號	昭和一〇、二	中華民國刑法・刑事訴訟法
第二〇三號	一〇、二	ユーゴスラヅキヤ新民事訴訟法
第二〇四號	二、一	獨逸刑法提要(中)
第二〇五號	二、一	德川民事慣例集 不動産の部(上)
第二〇六號	二、二	佛國刑事訴訟法
第二〇七號	二、三	伊太利刑法典報告
第二〇八號	二、三	伊太利刑事訴訟法典報告
第二〇九號	二、四	佛國民事訴訟法改正草案
第二一〇號	二、四	米國に於ける指紋採取法(附)沃度 を以て檢出したる潜在指紋の定着方 法(獨)我司法省指紋原紙取扱規程 並指紋分類規程及同規程附表
第二一一號	二、五	ナチスの法制及び立法綱要(刑法及 刑事訴訟法の部)
第二一二號	二、五	英國の刑事裁判
第二一三號	二、六	德川民事慣例集 不動産ノ部(下)
第二一四號	二、六	個人主義的國家概念と法人國家
第二一五號	二、七	獨逸刑法提要(下)
第二一六號	二、八	德川民事慣例集 訴訟ノ部
第二一七號	二、九	ドイツに於ける刑事訴訟手續並に行 刑制度改正について
第二一八號	二、一〇	新獨逸刑法に對する國民社會主義的 總論(第一部)
第二一九號	二、二	民事司法の疾患外三篇

第二二〇號	昭和二、二	刑事政策(犯罪學を基礎とする)
第二二二號	二、三	德川裁判事例(刑事ノ部)
第二二三號	二、三	一九三〇年獨逸國株式會社法及 株式會社法草案並に說明書 一九三一年九月獨逸國株式會社 法改正に關する緊急律令
第二二四號	二、三	獨逸辯護士の新職務法(附)改正獨 逸辯護士法條文
第二二五號	二、三	佛國法學通論
第二二六號	二、三	初等英法教科書
第二二七號	二、四	フランス、ドイツ及イギリスに於け る裁判所と判事
第二二八號	二、四	第十一回國際刑法及び監獄會議關係 論文集
第二二九號	二、五	滿洲帝國新刑法典同草案同施行法新 刑事訴訟法典同草案
第二三〇號	二、五	獨逸刑事判決の作成
第二三一號	二、六	新法律學の基本問題
第二三二號	二、七	滿洲全權大臣李鴻章ヲ狙撃シタル小 山禮太郎ニ對スル謀殺未遂被告事件 記録
第二三三號	二、八	滿洲帝國民法典
第二三四號	二、九	將來の獨逸刑法(總則)
第二三五號	二、一〇	滿洲帝國商事法規



第二三六號	昭和二、一	將來の獨逸刑法(各則)上 刑法委員會事業報告
第二三七號	二、二	滿洲帝國民事訴訟法、強制執行法
第二三八號	二、三	將來の獨逸刑法(各則)下 刑法委員會事業報告
第二三九號	二、四	一九三七年獨逸株式法理由書
第二四〇號	二、五	法律家たるの適性に就て(法律家特 に判事の職務に就ての心理學的考 察)
第二四一號	二、六	一九三七年獨逸國司法官候補指導者 會議錄
第二四二號	二、八	株式會社貸借對照表論(上)
第二四三號	二、八	株式會社貸借對照表論(下)
第二四四號	二、九	獨逸に於ける試補養成上の諸問題
第二四五號	二、一〇	戰爭と犯罪
第二四六號	二、一三	一般條項への逃避及び獨逸大審院と 利益法學
第二四七號	二、一	イエーナに於ける檢事並に刑事裁判 官の刑事法講習、外法曹教育に關す る論文三篇
第二四八號	二、二	商標法
第二四九號	二、三	商標に關する法律の史的基礎
第二五〇號	二、三	保險關係論集
第二五一號	二、四	評議の秘密
第二五二號	二、五	社會と監獄
第二五三號	二、六	豫審の問題

第二五四號	昭和四、六	將來の獨逸刑事訴訟手續(上) 刑事訴訟法委員會報告
第二五五號	二、七	裁判官による契約の修正
第二五六號	二、八	將來の獨逸刑事訴訟手續(中) 刑事訴訟法委員會報告
第二五七號	二、九	間謀行爲
第二五八號	二、一〇	佛蘭西刑法典 (附)獨逸裁判所構成法・刑事訴訟法 中改正法文
第二五九號	二、二	裁判所構成法註釋 並裁判所構成法議事速記録
第二六〇號	二、二	將來の獨逸刑事訴訟手續(下) 刑事訴訟法委員會報告
第二六一號	二、三	スイス債務法
第二六二號	二、一	瑞西聯邦統一新刑法典
第二六三號	二、二	獨逸裁判所に於ける刑の量定の實際
第二六四號	二、三	獨逸に於ける價格關係の 諸問題(其一)
第二六五號	二、四	民事訴訟に於ける證據法上の根本問 題
第二六六號	二、五	情況證據の原理(上)
第二六七號	二、五	戰爭と犯罪



